

R 8 宮繕 鳴門総合運動公園 鳴・撫養 体育館トイレ改修工事建築 (2) (着手日指定型)

通し番号	図面番号	図面名	通し番号	図面番号	図面名	通し番号	図面番号	図面名
01	A-00	表紙・図面目録	20	A-11	現況・撤去 2階便所2-1, 2-2展開図	26	電特-01・02	電気設備工事特記仕様書(1)(2)
02	共-01・02	宮繕工事共通仕様書(1)(2)	21	A-12	改修後 2階便所2-1, 2-2展開図	27	電特-03	電気設備工事特記仕様書(3)
03	共-03・04	宮繕工事共通仕様書(3)(4)	22	A-13	現況・撤去建具表	28	E-01	器具取付高さ・照明器具姿図
04	共-05・06	宮繕工事共通仕様書(5)(6)	23	A-14	改修後建具表	29	E-02	電灯設備(改修後) トイレ(1-1)平面図
05	改特-01・02	建築改修工事特記仕様書(1)(2)	24	A-15	改修後置床詳細図(参考図)	30	E-03	電灯設備(改修後) トイレ(2-1)(2-2)平面図
06	改特-03・04	建築改修工事特記仕様書(3)(4)	25	A-16	概略工程表(参考)	31	E-04	電灯設備(改修前) トイレ(1-1)平面図
07	改特-05・06	建築改修工事特記仕様書(5)(6)				32	E-05	電灯設備(改修前) トイレ(2-1)(2-2)平面図
08	改特-07・08	建築改修工事特記仕様書(7)(8)				33	E-06	コンセント・弱電設備(改修後) トイレ(1-1)平面図
09	改特-09	建築改修工事特記仕様書(9)				34	E-07	コンセント・弱電設備(改修後) トイレ(2-1)(2-2)平面図
10	A-01	配置図, 附近見取図, 支障物件確認図				35	E-08	コンセント・弱電設備(改修前) トイレ(1-1)平面図
11	A-02	仕上げ表				36	E-09	コンセント・弱電設備(改修前) トイレ(2-1)(2-2)平面図
12	A-03	1階平面図兼仮設計画図						
13	A-04	2階平面図兼仮設計画図						
14	A-05	1階トイレ1平面詳細図(現況・撤去, 改修後)						
15	A-06	2階トイレ2-1, 2-2平面詳細図(現況・撤去, 改修後)						
16	A-07	断面詳細図(現況・撤去, 改修後)						
17	A-08	各部詳細図(現況・撤去, 改修後)						
18	A-09	現況・撤去 1階トイレ1展開図						
19	A-10	改修後 1階トイレ1展開図						

課長	副課長	課長補佐	主査兼係長	係長	課員	担当

	徳島県土整備部宮繕課	工事名 R 8 宮繕 鳴門総合運動公園 鳴・撫養 体育館トイレ改修工事建築 (2) (着手日指定型)	図面番号 A-00	株式会社 岡島建築事務所 1級建築士登録 第344068号 瀬尾 卓 芳
	設計 R7.3 竣工	図面名 表紙・図面目録	縮尺 NON	

工事名：R 8 営繕 鳴門総合運動公園 鳴・撫養 体育館トイレ改修工事建築（2）（着手日指定型）

営繕工事共通仕様書

I. 工事概要

- 工事名称

R8営繕 鳴門総合運動公園 鳴・撫養 体育館トイレ改修工事建築(2) (着手日指定型)

- 工事場所

鳴門市撫養町立岩

- 建物概要

建物名称	アミノバリューホール
構造・規模	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 地上3階建て
敷地面積	224,400.00(m2)
延床面積	11,882.47(m2)
消防法施行例別表第1の区分	

- 工事種目

種目	工事概要
建築一式工事	トイレ改修工事
電気一式工事	トイレ改修工事

- 猛暑を考慮した工期

猛暑による作業不能日数を次のとおり見込んでいる。

- 作業不能日数： 4 日間
- 観測地点：環境省が公表する四国地方 徳島 徳島 地点
- 気象状況により工期中に発生した猛暑による作業不能日数(当該現場における定時の現場作業時間において、環境省が公表する四国地方 徳島 徳島 地点における WBGT値が31以上となり、かつ受注者が契約工事単位で全作業を中断し、又は現場を閉鎖した時間を算定し、日数に換算したもの(小数点以下第一位を四捨五入する。))が①の日数から著しく乖離した場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。
- 作業不能日数の計算は「営繕工事における猛暑および熱中症対策に関する試行要領(案)」による。

- その他

本工事は、資材価格高騰に対する特例措置について(令和4.12.9建設第686号)に基づく特例措置の対象工事である。

- 本工事は、資材価格高騰に対する特例措置について(令和4.12.9建設第686号)に基づく特例措置の対象工事である。
- 本工事は、下請次数を制限する試行工事である。
 - 受注者は、下請次数が4次以上となる場合には、施工体制台帳の写し及び施工体系図の写しの提出に併せて理由書(様式第1号)を発注者に提出するものとする。
 - 受注者は、下請次数が4次以上となり、発注者からヒアリング等を求められた場合は、これに応じなければならない。

II. 営繕工事共通仕様書

- 適用基準

図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の下記による。

- 公共建築工事標準仕様書(建築工事編) 令和4年版(以下「標仕」という。)
- 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編) 令和4年版
- 公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編) 令和4年版
- 公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編) 令和4年版(以下「改標仕」という。)
- 公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編) 令和4年版
- 公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編) 令和4年版
- 木造建築工事標準仕様書 令和4年版
- 建築物解体工事共通仕様書(令和4年版)・同解説 令和5年版
- 建築工事標準詳細図 令和4年版(以下「標準図」という。)
- 公共建築設備工事標準図(電気設備工事編) 令和4年版
- 公共建築設備工事標準図(機械設備工事編) 令和4年版
- 敷地調査共通仕様書 令和4年版

また、次の図書(国土交通大臣官房官庁営繕部監修)を参考とする。

- 建築工事監理指針 令和4年版(以下「監理指針」という。)
- 建築改修工事監理指針 令和4年版
- 電気設備工事監理指針 令和4年版
- 機械設備工事監理指針 令和4年版

- 優先順位

設計図書の優先順位は、次の順とする。

- 質問回答書(②から⑤に対するもの)
- 補足説明書
- 特記仕様書(営繕工事共通仕様書を含む)
- 図面
- 公共建築工事標準仕様書等

- 工事実績データの登録

- 受注者は、請負代金額が500万円以上の工事については受注・変更・しゅん工・訂正時に、工事実績情報サービス(コリンズ)に基づき、工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員に提出して内容の確認を受けた上、次の期限までに登録機関に登録しなければならない。

- 受注時は、契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。
- 登録内容の変更時は、変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。
- しゅん工時は、工事しゅん工承認後、土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内とする。
- 訂正時は、適宜とする。

なお、変更登録は工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、請負代金額のみの変更の場合は、原則として登録を必要としない。

- 受注者は、実績登録完了後、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督員に提示しなければならない。

なお、変更時としゅん工時の間が14日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。

工事名：R 8 営繕 鳴門総合運動公園 鳴・撫養 体育館トイレ改修工事建築（2）（着手日指定型）

- 工程表

受注者は、契約書に基づく工程表を契約締結後14日(土曜日、日曜日、祝日等を除く。)以内に提出すること。

- 工事の着手

受注者は、設計図書に定めのある場合、又は特別の事情により発注者の承諾があった場合を除き、工事開始日以降30日以内に工事に着手しなければならない。

なお、工事開始日とは、契約書に明示した着工の日(特記仕様書において着工の日を別に定めた場合にあつては、その日)をいう。

- 施工計画書等

- 施工に先立ち、実施工程表、工事の総合計画をまとめた総合施工計画書及び種別別施工計画書並びに施工図等を作成し、監督員の承諾を受けること。
- 上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。
- 施工図、現寸図、見本等を、工事の施工に先立ち作成し、監督員の承諾を受けること。

- 下請負人の選定

- 受注者は、本工事の一部を下請に付する場合は、工事の施工に十分な能力と経験を有した者を選定すると共に、徳島県内に主たる営業所を有するものの中から優先して選定するように努めなければならない。なお、請負対象額(設計金額)が1億円以上の工事については、徳島県内に主たる営業所を有するもの以外と下請契約する場合に、県内業者を選定しない理由を記した理由書を事前に監督員に提出しなければならない。
- 受注者は、本工事の全部若しくは一部について、指名停止期間中有資格業者と下請契約を締結してはならない。(なお、有資格業者とは、建設工事の請負契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱(昭和58年1月18日徳島県告示第50号)第5条の規定により参加資格の認定を受けた者をいう。)
- 受注者は、下請契約を締結するときは、下請負に使用される技術者、技能労働者等の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請け契約を締結しなければならない。

- 施工体制台帳及び施工体系図

- 施工体制台帳の作成

受注者は、下請契約(以下の(3)及び(4)の場合を含む。)を締結した場合は、施工体制台帳及び再下請負通知書(以下「施工体制台帳」という。)を自らの責任において作成・保存するとともに、施工体制台帳を工事現場に備え置かなければならない。

- 施工体系図の作成及び揭示

受注者は、下請契約(以下の(3)及び(4)の場合を含む。)を締結した場合は、各下請負者の施 工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

- 警備業者の記載

受注者は、交通誘導警備員を配置するときは、警備業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。

- 運搬業者の記載

受注者は、土砂等を運搬する大型自動車を設置するときは、運搬業者を含めて施工体制台帳及び施工体系図を作成・保存しなければならない。

- 施工体制台帳及び施工体系図の提出

受注者は、施工体制台帳の写し及び施工体系図の写しを、下請契約を締結したときは下請契約日から、内容に変更が生じたときは変更が生じた日から、いずれも土曜日、日曜日、祝日等を除き14日以内に監督員に提出し、確認を受けなければならない。ただし、提出日について、監督員が承諾したときはこの限りではない。

- 再下請負通知書を提出する旨の書面の揭示

受注者は、再下請負通知書を提出する旨の書面を、工事現場の公衆が見やすい場所に掲示しなければならない。

- 電気保安技術者等

- 電気保安技術者は次の者とし、必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する資料により、監督員の承諾を受けること。
 - 事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。
 - 一般用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第1種又は第2種電気工事士の資格を有する者とする。
- 工事に用電力設備の保安責任者を関係法令に従って有資格者を定め、監督員に報告すること。

- 施工中の安全確保

- 工事関係図書及び監督員から指示された事項等については、施工に携わる下請負人にも十分周知徹底すること。
- 工事現場における現場代理人、監理技術者、主任技術者の確認のため名札を着用すること。名札には現場代理人、監理技術者、主任技術者の別、氏名、会社名、工事名を記載し、顔写真を添付すること。

- 工事現場の安全衛生管理については、労働安全衛生法等関係法令等に従って行うこと

- 工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、建築基準法、労働安全衛生法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、建設工事公害災害防止対策要綱(令和元年9月2日付け国土交通省告示第496号)、建設副産物適正処理推進要綱(平成5年1月12日 建設省建経発第3号、平成14年5月30日改正)その他関係法令に従い適切に処理すること。

- 受注者は、工事の施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物について工事(仮囲い等仮設材設置を含む)着手までに調査を行い、「支障物確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから工事着手すること。

- 地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置(平面・深さ)、規格、構造等を確認しなければならない。

- 受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう、受注者の負担でその都度補修又は補償すること。

- 受注者は、重量が100kg以上のものを貨物自動車に積み作業(ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。)又は貨物自動車から卸す作業(ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。)を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。

- 受注者は、機械等を貨物自動車に積み込む作業又は貨物自動車から卸す作業を行う場合は、当該作業を指揮する者を定め、指揮者の合図により行わなければならない。また、作業状況について、写真等の資料を整備及び保管し、監督員の請求があったときは、直ちに提示しなければならない。

- 受注者は、輸送経路等において上空施設への接触事故を防止するため、重機回送時の高さ、移動式クレーンのブームの格納、ダンプトラックの架台の下ろし等について、走行前に複数の作業員により確認しなければならない。

- 受注者は、トラック(クレーン装置付)を使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置(ブームの格納忘れを防止(警報)する装置、ブームの高さを制限する装置等)付きの車両を原則使用しなければならない。なお、使用できない場合は事前に監督員と協議を行うこと。

- 休日、夜間に作業を行う時は、事前に「休日・夜間作業届」を監督員に提出すること。

- 受注者は、工事期間中安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い、安全を確保するとともに工事現場における盗難防止の観点から、資機材の保管状況等についても併せて確認すること。また、監督員から「資機材保管計画書」(自由様式)の提出を求められた場合には、速やかに提出すること。

- 受注者は、高さが2m以上の箇所で作業を行う場合は、墜落防止に留意し、作業日毎に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。

- 仮囲いを設置する場合は、設置後に「営繕課発注現場安全再確認シート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。
- 上下作業や直下階の施設を利用しながらの直上階(天井)のスラブはつり工事は、原則禁止とする。やむを得ず行う場合は、飛来落下の危険を生じるおそれがあるため、適切な防護措置を講じ安全確保を図り、施工手順について監督員の承諾を得たうえで、指定された時間に行うこと。

- 受注者は、足場を設置する場合は組立、解体時において、作業前に施工手順を確認し、倒壊や資材落下に対する措置を講じなければならない。特に、飛来落下の恐れのある中木やメッシュシート等の資機材については、足場の上に仮置きせず、設置又は荷下ろしするまでは、番線等により固定を行うこと。また、強風、大雨、大雪等の悪天候のため、作業の実施について危険が予想されるときは、作業を中止すること。
- 作業にあたって労働災害、公衆災害の事故リスクに対応方法について監督員と協議すること。

- 既設配管等を破損させた場合の停電、断水等の影響範囲及び破損防止のための対策について関係者と協議すること。

- 事故により、停電、断水等が発生することを考慮し、施設休業日に作業するなど、作業日を施設管理者と協議すること。

- 給水管近傍の作業で給水管を破損する恐れがある場合は、給水バルブの止水状況を確認するとともに、事故による漏水に備えて直下階や近傍の重要備品について養生や移設について協議すること。

- 受注者は、工事施工中に工事目的物や工事材料等の不具合等が発生した場合、または、公益通報者等から当該工事に関する情報が寄せられた場合には、その内容を監督員に直ちに通知しなければならない。

工事名：R 8 営繕 鳴門総合運動公園 鳴・撫養 体育館トイレ改修工事建築（2）（着手日指定型）

11. 撤去時の資機材残置の防止

足場撤去の際は、工事箇所周辺に資機材が残っていないか点検したうえで、撤去を行うこと。

12. 交通安全管理

① 輸送災害の防止

受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材、機械等の輸送を伴う場合は、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導員の配置、標識、安全施設等の設置場所その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。特に、輸送経路にある既設構造物に対して損害を与えるおそれがある場合は、当該物件およびその位置と必要な措置について工事着手前に監督員に報告しなければならない。

② 過積載による違法運行の防止

受注者は、過積載による違法運行の防止に関し、特に次の事項について留意し、下請負業者を指導すること。

- ・積載重量制限を超えた土砂等の積込みは行わないこと
- ・さし枠装備車、不表示車は使用しないこと
- ・過積載車両、さし枠装備車、不表示車から土砂等の引き渡しを受けないこと
- ・建設発生土の処理及び骨材の購入に当たっては、下請事業者及び骨材納入業者の利益を不当に害さないこと
- ・過積載による違法通行により、逮捕または起訴された建設業者は、指名停止措置を講ずる場合がある

13. 発生材の処理等

① 発生材の処理等は、次により適正に行う。

- 1) 工事による発生材のうち、文化財保護法に基づく物及び有価材と判断される物については、報告及び引き渡しを要する。
- 2) 上記以外の発生材は、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律、資材の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱その他関係法令等に従い処理すること。受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図書に表示のないものについては、監督員に報告し指示を仰ぐこと。
- 3) 産業廃棄物の種類ごとの処分場については、各専門特記仕様書の1章一般共通事項「産業廃棄物の処理」又は「発生材の処理等」による。
- 4) 建設発生土の処理については、各専門特記仕様書の1章一般共通事項「建設発生土の処理」による。
- 5) 解体前に、照明器具、変圧器及び進相コンデンサのPCBの有無を調査し、有れば、監督員の指示に従うこと。
- 6) 空調機等の整備や撤去処分を行う場合は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律をはじめとする関係法令に基づき、作業や手続きを行う。家電リサイクル法に該当する機器については、家電リサイクル法により処理すること。
- 7) 受注者は、建設副産物が搬出される工事にあたっては、建設発生土は建設発生土搬出調査(様式3)、産業廃棄物は産業廃棄物管理票(マニフェスト)により、適正に処理されているか確認するとともに、監督員に建設発生土搬出調査を提出しなければならない。なお、監督員等の指示があった場合は直ちに産業廃棄物管理票の写しを提示しなければならない。

② アスベスト

- 1) 解体前に大気汚染防止法に基づくアスベスト等の特定建築材料に該当するものが使用されていないか調査し、あれば監督員の指示に従うこと。既存の分析調査結果がある場合は、受注者がその結果を書類等により確認すること。なお、工事内容に変更がある場合においても同様とする。

既存の分析調査結果の旨与 （あり・**なし**）

2) 事前調査を公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)1.5.1及び関係法令により行うこと。

- ・事前調査は、建築物石綿含有建材調査者(特定、一般)、又はこれと同等の能力を有する者が行うこと。
※同等の能力を有する者とは、(一社)日本アスベスト調査診断協会に令和5年9月30日までに登録されたものをいう。
- ・発注者の指示により、分析によるアスベスト調査を行う場合の費用については、監督員との協議による。

その場合の分析方法は、JIS A 1481-1によること。

- ・結果を石綿事前調査結果報告システムにより、労働基準監督署及び自治体に報告すること。監督員へも結果を提出するとともに、その写しを工事の現場に備え置くこと。

- ・調査結果は3年間保存すること。

- ・調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示すること。

3) 表示、掲示は次のとおり行うこと。

- ・事前調査結果の概要を公衆が見やすい場所に掲示する。
- ・「建築物等の解体等の作業に関するお知らせ」を労働者及び周辺住民の見やすい場所に掲示する。
- ・作業に従事する労働者への注意事項を見やすい場所に掲示する。
- ・喫煙及び飲食の禁止並びに関係者以外の立入禁止について、作業場の見やすい箇所に掲示する。

③ 建設リサイクル法通知済証の掲示

受注者は、建設リサイクル法に基づく対象建設工事(特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が建設リサイクル法施行令で定める基準以上のもの)においては、工事現場の公衆の見やすい場所に工事着手日までに「建設リサイクル法通知済証」を掲示し、工事しゅん工検査が終了するまで存置しておかなければならない。また、「建設リサイクル法通知済証」掲示後の全景写真は電子納品の対象書類とし、「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づき提出すること。なお、「建設リサイクル法通知済証」は契約締結後から工事着手日までの期間に発注者から支給することとする。

④ 資源の有効な利用の促進に関する法律(以下「資源有効利用促進法」という。)及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(以下「建設リサイクル法」という。)に基づく対応は、以下のとおり行うこと。

- 1) 受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(H3.10.25建設省令第19号)第9条で規定される工事又は建設リサイクル法施行令第2条で規定される工事(以下「一定規模以上の工事」という。)において、コンクリート(二次製品を含む。)、土砂、碎石、加熱アスファルト混合物又は木材を工事現場に搬

入する場合には、(一財)日本建設情報総合センターのコプリス・プラスにより再生資源利用計画書を作成し、監督員に提出すること。

- 2) 受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(H3.10.25建設省令第20号)第8条で規定される工事又は一定規模以上の工事において、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、コプリス・プラスにより再生資源利用促進計画書を作成し、監督員に提出すること。

- 3) 受注者は、上記計画書を工事現場の見やすい場所に掲示(デジタルサイネージによる掲示も可)すること。

- 4) 受注者は、上記計画書に変更が生じた場合は、速やかに計画を変更し、その変更の内容を監督員に報告すること。

- 5) 受注者は、工事完了後速やかにコプリス・プラスにより再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、監督員に提出すること。

- 6) 受注者は、上記計画書及び実施書を工事完成後5年間保存すること。

- 7) 受注者は、コプリス・プラスの入力において、資源の供給元及び搬出する副産物の搬出先について、その施設名、施設の種類及び住所を必ず入力すること。ただし、バージン材を使用する生コンクリート及び購入土を除くものとする。

⑤ 受領書の交付

受注者は、土砂を再生資源利用計画書に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。

⑥ 再生資源利用促進計画書を作成する上での確認事項等

受注者は、再生資源利用促進計画書の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壌汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。また、確認結果は再生資源利用促進計画書に添付し監督員に提出するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。

⑦ 建設発生土の運搬を行う者に対する通知

受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするとき、特記に土工工事の記載 がある場合は「建設発生土の処理」に定められた事項等(搬出先の名称及び所在地、搬出量)、前項で行った確認結果を、委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。

⑧ 建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求等

受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画書に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画書に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督員に写しを提出しなければならない。

また、その受領書の写しを工事完成後5年間保存しなければならない。

工事名：R 8 営繕 鳴門総合運動公園 鳴・撫養 体育館トイレ改修工事建築（2）（着手日指定型）

⑨ 建設発生土の最終搬出先の記録・保存

受注者は、建設発生土が再生資源利用促進計画書に記載した搬出先から他の搬出先へ搬出されたときは、速やかに搬出先の名称や所在地、搬出量等を記録した書面を作成し、保存すること。さらに、他の搬出先へ搬出されたときも同様である。

ただし、以下の(1)～(3)に搬出された場合は、最終搬出先の確認は不要である。

- (1) 国又は地方公共団体が管理者な場所(当該管理者が受領書を交付するもの)
- (2) 他の建設現場で利用する場合
- (3) ストックヤード運営事業者登録規程により国に登録されたストックヤード

14. 材料・製品等

- ① 本工事に使用する建築材料、設備機材等(以下「建材等」という)は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとする。

- ② 受注者は、建材等の発注の際には、発注前に、品質及び性能に関して記載された工種別施工計画書及びその証明となる資料を監督員へ提出しなければならない。ただし、設計図書に定めるJIS又はJASの材料で、JIS又はJASのマーク表示のあるものを使用する場合又はあらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りでない。なお、各専門特記仕様書中、「評価名簿によると」に記載されているものは、一般社団法人公共建築協会発行の「建築材料等評価名簿(最新版)」及び「設備機材等評価名簿(最新版)」記載品を指すものとする。

③ 県産木材の原則使用

- 1) 受注者は、工事的目的物及び指定仮設で木材を使用する場合並びにコンクリート打設用型枠を使用する場合、原則として県産木材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合にはこの限りでない。

- 2) 「県産木材」とは、「徳島県内の森林で育成した木材」のことであり、「徳島県内の森林で育成した木材」とは次のことである。

- (a) 徳島県木材認証制度により、県内産であることが「産地認証」された木材
- (b) (a)以外において、徳島県内の森林で育成したことが確認された木材

- 3) 受注者は、請負代金額が500万円以上の工事について、県産木材以外の木材を使用する場合は、県産木材を使用できない理由を施工計画書に記載すると共に、確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。

- 4) 受注者は、県産木材を使用する前に、徳島県木材認証機構から発行される「産地認証証 明書」の写しにより県産木材であることを示す書類を監督員へ提出しなければならない。

- 5) 県内の森林から直接調達するなど、前項より難しい場合は木材調達先の産地及び相手の氏名等を記入した書類を監督員へ提出しなければならない。

- ④ 製材等(製材、集成材、合板、単板積層材)、フローリング、再生木質ボード(パーティクルボード、繊維板、木質系セメント板)については、合法性に係る確認(「産地認証」及び「品質認証」を含む。)が行われたものを使用する。ただし、機能上、需給上など正当な理由により確保が困難であり、使用できない場合には監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。また、それらの木質又は紙の原料となる原木についての合法性に係る確認は、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日)」に準拠して行うものとし、監督員に合法証明書を出すものとする。ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。

- ⑤ 標仕等に記載されていない特別な材料の仕様・工法は、監督員の承諾を受けて、当該製品の仕様及び指定工法による。

⑥ 県内産資材の原則使用

- 1) 受注者は、木材以外の建設資材を使用する工事を施工する場合、原則として県内産資材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。
- 2) 受注者は、木材以外の建設資材について、県内産資材であることの別を施工計画書に記載するものとする。また、請負代金額が500万円以上の工事について、県内産資材以外の資材を使用する場合は、県内産資材を使用できない理由を施工計画書に記載すると共に、確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。

<p>県内産資材(次のいずれかに該当するもの)</p> <ul style="list-style-type: none">・材料の主な部分を県内産出の原材料を使用している製品・徳島県内の工場で加工、製造された製品 <p>(注) ・部材、部品が県外製品であっても、県内の工場で加工、製造した製品(二次製品)であれば県内産資材として取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none">・県内企業が県外に立地した工場(自社工場)で加工、製造した製品も県内産資材として取り扱う。・公共建築工事標準仕様書その他関連する示方書等の基準を満たす資材、製品であること。

⑦ 県内企業調達建材等の優先使用

受注者は、徳島県内に主たる営業所を有する者から調達した建材等(以下、「県内企業調達建材等」という。)を優先して使用するよう努めなければならない。また、県内企業調達建材等の別を工種別施工計画書に記載するものとする。

なお、県内企業調達建材等以外を使用する場合は、県内企業調達建材等を使用しない理由を工種別施工計画書に記載し、監督員の承諾を得なければならない。

⑧ 県内産再生砕石の原則使用

受注者は、再生砕石を使用する場合、県内の再資源化施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条第1項に基づく許可を有する施設(同法第15条の2の6第1項に基づき変更の許可において同じ。))で製造された再生砕石を原則として使用しなければならない。

⑨ アスファルト舗装の材料

受注者は、加熱アスファルト混合物を使用するときは、原則として、「徳島県土木工事用生アスファルト合材の品質審査要綱」に基づき工場認定を受けた県内の工場から出荷された合材を原則として使用しなければならない。

⑩ 認定リサイクル製品の使用

受注者は、「徳島県リサイクル認定制度」に基づく徳島県認定リサイクル製品の使用を積極的に推進するものとする。徳島県認定リサイクル製品を使用した場合、受注者は工事完了までに「徳島県認定リサイクル製品等使用実績報告書」を監督員へ任意で提出すること。

15. 化学物質を発散する建築材料等

本工事に使用する建築材料は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の①から⑤を満たすものとする。

- ① 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板及び仕上げ塗材は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。

- ② 保温材、緩衝材、断熱材は、ホルムアルデヒド及びスチレンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。

- ③ 接着剤は、フタル酸ジ－n－ブチル及びフタル酸ジ－2－エチルヘキシルを含有しない揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。

- ④ 塗料(塗床を含む)は、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。

- ⑤ ①、③及び④の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを発散しないか、発散が極めて少ないものとする。

16. 施工

- ① 設計図書に疑義が生じたり、現場の納まり又は取合い等の関係で設計図書によることが困難又は不都合な場合が生じたときは、標仕記載の「疑義に対する協議等」による。

- ② 工事現場に監督員は常駐できないので、疑問な点、その他打合せ決定を要する事項は、監督員の出向いた時、又は営繕課へ問い合わせ、工事に遺漏のないようにすること。

- ③ 品質管理は、適切な時期に品質計画に基づき、確認、試験又は検査を行うこと。結果が管理値を外れるなど疑義が生じた場合は、品質計画にしたがって適切な処理を施すこと。また、その原因を検討し、再発防止のための必要な処置をとること。

- ④ 施工にあたっては、設計図書に従って忠実に施工すること。不都合な工法等を発見した場合は、工事が進行済みであっても根本的な手直しを命ずるので、注意して施工すること。手直し工事は、受注者の責任において実施し、それに要する費用は受注者の負担とする。

- ⑤ 本工事の施工及び管理にあたり法規上必要となる有資格者については、工事着手前に資格者名簿及びその証明書類等を監督員に提出すること。

- ⑥ 設計図書(各施工計画書を含む)に定められた工程が完了した時、報告書を提出し、監督員の検査等を受け、承諾を受けて次の工程に進むこと。

- ⑦ 試験等によらなければ確認できない工事(製品)については、試験等計画書(施工計画書に記載)を提出し、監督員の承諾を受け試験を行い、その結果を報告し承認を得ること。

工事名：R 8 営繕 鳴門総合運動公園 鳴・撫養 体育館トイレ改修工事建築（2）（着手日指定型）

17. 建設機械等

- 排出ガス対策型建設機械
本工事に使用する土工機械は、「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3.10.8 建設省経機発第249号 最終改正 平成14.4.1国総施第225号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械とする。ただし、排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明により評価された排出ガス浄化装置を装着することで排出ガス対策型建設機械と同等とみなすが、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。なお、排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等が分かる写真を監督員に提出するものとする。
- 低騒音・低振動型建設機械
本工事で使用する建設機械は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程(国土交通省告示 平成13年4月9日改正)」に基づき指定された建設機械を使用するものとする。現場代理人は、施工現場において使用する建設機械の全景及び型番等、同規程に基づき指定された建設機械であることが分かる写真を監督員に提出するものとする。ただし、同規程に記載されていない機種、規格の建設機械により施工する場合はこの限りでない。なお、同規程に基づき指定された建設機械を現場に供給するのが著しく困難な場合は、監督員と協議する。ただし、騒音規制法、徳島県公害防止条例等の関係法令を遵守するものとする。
- 特定自主検査
本工事で使用する建設機械(労働安全衛生法により特定自主検査が義務づけられている建設機械)は、1年以内毎に1回特定自主検査を実施済みの機械を使用し、その検査証明書(検査記録表)の写しを使用工種の施工計画書に添付し提出すること。
- 不正軽油の使用禁止
受注者は、ディーゼルエンジン仕様の車両及び建設機械等を使用する場合は、地方税法(昭和 25年法律第226号)に違反する軽油等を燃料として使用してはならない。また、受注者は、県の徴税員が行う使用燃料の採取調査に協力しなければならない。

18. 遠隔臨場の試行

- 受注者は、当初請負対象金額(設計金額)が税込7千万円未満の場合において、遠隔臨場の実施を希望する場合は、「営繕工事の遠隔臨場に関する試行要領」に基づき遠隔臨場を実施することができる。
- 受注者は、当初請負対象金額(設計金額)が税込7千万円以上の場合において、「営繕工事の遠隔臨場に関する試行要領」に基づき遠隔臨場を実施しなければならない。

19. 工事看板等

- 工事現場には、工事看板を監督員の指示に従って見やすい場所に設けること。
- 受注者は、本工事において使用する工事看板・バリケード等については、県産木材を用いた木製品を優先して使用するよう努めなければならない。県産木材を購入した場合、受注者は、工事完了までに「任意仮設における県内産木材購入実績報告書」を監督員へ任意で提出すること。
- 受注者は、監督員から渡される「技能労働者への適切な賃金水準の確保等に関するポスター」を現場関係者が見やすい場所に掲げるとともに、掲示状況を工事写真とじて提出しなければならない。ただし、次のいずれかに該当する工事は対象外とする。
 - 区画線工事、舗装工事、標識設置工事、照明灯工事
 - 当初請負金額が200万円未満の工事

20. 仮設トイレ

受注者は仮設トイレを設置する場合、次のとおりしなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りではない。

- 当初請負対象金額(設計金額)1千万円未満の工事
原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ(洋式トイレ)」を設置しなければならない。
- 当初請負対象金額(設計金額)1千万円以上3千万円未満の工事
原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ(快適トイレ)」を設置しなければならない。
- 当初請負対象金額(設計金額)3千万円以上の工事
原則として「快適トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ(快適トイレ)」を設置しなければならない。

受注者は、仮設トイレを設置した場合、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。

(注)洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化したトイレのこと。

(注)快適トイレとは、洋式トイレのうち、防臭対策・施錠の強化などが実施された、女性が利用しやすい仮設トイレのこと。

21. 設計変更箇所確認

設計事務所による工事監理がある場合、受注者は、工事監理業務受注者が作成する設計変更箇所一覧表の内容について、監督員、工事監理業務受注者とともに定期的に確認すること。また、工事しゅん工前には全ての設計変更箇所及び内容を監督員、工事監理業務受注者とともに、書面により確認すること。

22. 工事検査及び技術検査

- 次表により中間検査の対象工事となった場合は、原則として次表の実施回数以上の中間検査を実施するものとする。ただし、工事検査員が認める場合は、一般入札工事に限り、これによらないことができる。

当初請負対象額	一般入札工事	低入札工事
3千万円未満	－	1回
3千万円以上5千万円未満	－	2回
5千万円以上1億円未満	1回	2回
1億円以上	2回	3回

(注)低入札工事とは、低入札価格調査工事の調査基準価格を下回って落札した工事をいう。

(注)一般入札工事とは、低入札工事以外の工事をいう。

- 中間検査の実施時期は、当該工事の工程を考慮し施工上の重要な時点で行うものとし、締結後速やかに監督員と協議すること。
- 中間検査が部分払検査と同時期になる場合は、中間検査を省略することができる。
- 基礎杭工事を含む工事については、請負対象額にかかわらず、基礎杭工事完了後、中間を実施する。
- 外壁改修工事等において、足場が撤去されしゅん工検査時に検査員による出来形等の現認ができなくなるおそれがある場合は、当初請負対象額に関係なく、中間検査の実施にて監督員と協議すること。

23. 完成図等

- 電子納品：対象
- 受注者は、原則として「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づいて設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品(以下「電子納品」と)すること。

③ 提出書類

- 竣工図(製本3部、電子データ2部)(サイズ:監督員の指示による)
- 工事写真(電子データ2部)
- 使用材料一覧表(竣工図表紙裏面に貼付、電子データ2部)
- 保全に関する資料
- その他監督員が指示する図書(必要部数)

- しゅん工図は関係図面(データ貸与)を修正して作成すること。しゅん工図データは、関係図面(データ貸与)を修正して作成し、PDF形式、SFC形式及びリジナル形式をCD-R等に保存する。

- 工事写真の電子データは完成写真、着手前、資機材、施工状況の順に整理する。完成写真については、工事目的物の状態が、資機材、施工状況等については、不可視部出来形が写真で的確に確認できること。
- 工事写真の撮影は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領」によること。
- 工事完成撮影は、別途指定がある場合を除き、専門家によらないものとする。
- 既存埋設管等の状況について、現場と図面の相違が発覚した場合は竣工図に反映させること。

工事名：R 8 営繕 鳴門総合運動公園 鳴・撫養 体育館トイレ改修工事建築（2）（着手日指定型）

- デジタル工事写真の小黑板情報電子化
受注者は、「デジタル工事写真の小黑板情報電子化の運用について」に基づき、実施することができる。

25. 火災保険

本工事の着手に際し、火災保険等(火災保険、建設工事保険その他の保険(これに準ずるものを含む。))を請負額に応じて付保する。(標準請負契約約款 第55条)

- 対象物
工事目的物及び工事材料(支給材料を含む)について付保する。
- 付保険外工事
次に掲げる単独工事については、付保を除外できる。
 - 杭及び基礎工事 ・コンクリート躯体工事 ・屋外付帯工事 ・その他実状を判断のうえ必要がないと認めた場合(外壁補修工事等)
- 付保する時期及び金額
鉄筋コンクリート造の場合は躯体工事完了時に、木造及び鉄骨造の場合は基礎工事完了時に、請負金額相当額を付保する。また、模様替え工事等については、工事着手時に請負金額相当額を付保する。
- 保険終期
工事完成期日に14日を加えた期日とする。なお、工期延伸した場合には保険の期間も延長する。
- その他
 - 付保する時期以降に出来高払を行う場合は、受注者は保険契約の証券の写しを出来高払の書類に添付する。
 - 建設工事保険に付保した場合は、火災保険に付保したものとみなす。

26. 公共事業労務費調査

- 当初請負対象金額(設計金額)が税込1,000万円以上の工事において、公共事業労務費調査の対象工事となった場合は、受注者は、調査票等に必要事項を正確に記入し調査団体に提出する等、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。
- 調査票等を提出した事業者を調査団体が事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合、受注者は、その実施に協力しなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。
- 公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、受注者は、労働基準法等に従って就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行わなければならない。
- 受注者が本工事の一部について下請契約を締結する場合には受注者は、当該下請工事の受注者(当該下請工事の一部に係る二次以降の下請人を含む)が前述と同様の義務を負う旨を定めなければならない。

27. 暴力団からの不当要求又は工事妨害の排除

- 受注者は、工事の施工に関し、暴力団等からの不当要求又は工事妨害(以下「不当介入」という。)を受けた場合(②に規定する場合は、下請負人から報告があったとき)には、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、併せて所轄の警察署に届け出なければならない。
- 受注者は、本工事の一部を下請に付する場合、下請工事の施工に関して下請負人が暴力団等からの不当介入を受けたときは、受注者にその旨を報告することを義務付けなければならない。

- 受注者は、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。
- 受注者は、排除対策を講じたにもかかわらず、工期に遅れが生じるおそれがある場合には、発注者と工程に関する協議を行い、その結果、工期内に工事が完成しないと認められる場合は、「徳島県公共工事標準請負約款」(以下「約款」という。)第22条の規定により、発注者に工期延長の請求を行わなければならない。
- 受注者は、暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに報告し、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。
- 受注者は、前項被害により、工期に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と工程に関する協議を行い、その結果、工期に遅れが生じると認められた場合は、約款第22条の規定により、発注者に工期延長の請求を行わなければならない。

28 事故報告書

受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に連絡する。また、監督員が指示した場合及び建設工事事故データベースシステムの登録対象となる事故の場合、監督員が定めた期日までに、事故報告書を作成し提出し、建設工事事故データベースシステムに、事故に関する情報を登録する。

Ⅲ. 建築改修工事特記仕様書

1章 改修一般共通事項

1. 施工条件

施工条件は次による。

- ① 工程については、施設管理者と協議の上決定すること。
- ② 施設内での行事（興業・スポーツ大会等）により施工時期が制限される場合があるので、施設管理者との調整・情報共有をし、工程の遅延防止に配慮すること。
- ③ 施設の使用に影響のある、騒音、振動、粉塵等を伴う作業は施設運営中には原則施工できない。また、休日においても施設管理者より作業中止の要望がある場合は、作業の中止を行う場合がある。
- ④ 園内の工事車両の通行については、施設管理者と十分協議すること。
- ⑤ 屋内搬入路は施設利用者も使用するので通行の支障となる資材の搬入は、休館日（火曜）、または、8時30分までに行うこと。詳細は施設管理者と協議によるものとする。
- ⑥ コンクリートの打設は、原則施設の休館日である火曜日に行うこと。
- ⑦ その他の詳細な施工条件については、実施工程表及び総合施工計画書の作成時に施設管理者と協議の上決定し、適宜相互に日程の調整及び確認を行う。

2. 重要備品等

工事に影響のある範囲内の重要備品等 （ 有 ・ **無** ）

備品等名称：
保管場所：
注意事項：

3. 施工調査

調査期間

本工事の着手時に、給排水、ガス管、地下埋設物等の調査を行う。

調査期間は 1 週間とする。切り直し時期については、工事着手前とする。（施設管理者と協議すること。）

4. 交通誘導警備員

交通誘導警備員については、警備業法に基づく警備員とし、図示する場所に 30 日間配置すること。

- ① 本工事は、警備員等の検定等に関する規則第1条第4号により規定された交通誘導警備業務を行う場所に一級又は二級の検定合格警備員の配置が（ 義務付けられている ・ **義務付けられていない** ）
- ② 警備員は、延 30 人、昼 30 人、夜 0 人、うち検定合格警備員 0 人）を見込んで。
- ③ 警備業法を遵守するとともに、受注者は交通誘導警備員の配置計画書及び合格証明書の写し等資格要件の確認ができる資料を事前に監督員へ提出すること。
- ④ 配置された検定合格警備員は、業務に従事している間は合格証明書を携帯し、かつ、監督員等の請求があるときは、これを提示すること。
- ⑤ 受注者は、発注者が行う交通誘導警備員勤務実績調査の実施に協力しなければならない。また、対象工事の一部について下請負契約を締結する場合は、当該下請負工事の受注者（当該下請負工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）も同様の義務を負う旨を定めなければならない。
- ⑥ 受注者は、「交通誘導警備員勤務実績報告書」を作成し、勤務実績が確認できる資料（勤務伝票の写し）とともに、1月毎に監督員へ1部提出しなければならない。

5. 産業廃棄物の処理

発生材の処理等は、標仕により適切に処理する。

産業廃棄物の種類ごとに次の処分場を指定する。

種類	処分許可業者の会社名 (処分区分)	優良	所在地 処分地	運搬距離 (km)	処分費 (税抜、円)	単位
コンクリート (無筋)	(有)川上組碎石 (中間処分)		徳島市下町本丁92-1 鳴門市瀬戸町明神字中山38-1	6.1	640	t
コンクリート (有筋)	(有)川上組碎石 (中間処分)		徳島市下町本丁92-1 鳴門市瀬戸町明神字中山38-1	6.1	640	t
金属(処分)	(有)旭金属	○	徳島市東沖洲1-12 徳島市東沖洲1-12	17	0	t
ガラス	(財)徳島県環境整備公社(徳島東部)		板野郡松茂町豊久字朝日野6番の地先 板野郡松茂町豊久字朝日野6番の地先	7.2	5,640	t
木材	(有)徳島興産	○	徳島市津田海岸町2番90号 徳島市津田海岸町2番90号	17.9	10,000	t
廃プラ	(財)徳島県環境整備公社(徳島東部)		板野郡松茂町豊久字朝日野6番の地先 板野郡松茂町豊久字朝日野6番の地先	7.2	35,000	t
石膏ボード	(有)山一建設	○	阿波市市場町香美字西原284-1 阿波市市場町香美字西原284-1	34.8	15,000	t

(注)表中「優良」欄に丸印の入っている業者は、「徳島県優良産業廃棄物処理業者の認定業者であることを示す。

- ・ 上記以外の許可業者の処分場で処分しても差し支えないが、増額変更の対象とはしない。また、この場合、処分単価の見積書を求め、減額変更を行うことがある。
- ・ 上記の処分場が徳島県優良産業廃棄物処理業者（以下、「優良産廃処分業者」という。）に認定されているとき、処分場を変更する場合は原則として優良産廃処分業者に変更すること。ただし、諸般の事情により優良産廃処分業者以外の処分場で処分を行う場合は、理由書を監督員に提出すること。
- ・ コンクリート・アスファルト類の搬出先については、中間処理施設のみとする。
- ・ 木材については、50kmの範囲内にある木材再資源化施設への搬出を原則とする。

6. 他工事との取り合い

項目	内容	建築	電気	空調	管
RC造・RC部の梁・壁・床の貫通孔・開口部	貫通孔・開口部の墨出し	○	○	○	○
	貫通孔のスリーブ材及び取付け		○	○	○
	補強を要する開口部の型枠材及び取付け	○			
	貫通孔・開口部の補強	○			
	補強を要しない開口部の型枠材及び取付け		○	○	○
	スリーブ・型枠の穴埋め		○	○	○
	使用されたスリーブの穴埋め		○	○	○
	予備スリーブの穴埋め		○	○	○
	地中梁の連通管・通気管・人通路・補強	○			
軽量鉄骨天井・壁、吊りボルト、インサート	下地補強を要するボードの切り込み及び下地補強	○			
	下地補強を要しないボードの切り込み		○	○	○
	開口部の墨出し		○	○	○
	リブ天井仕上げ材の器具廻り取合い	○			
	設備機器・器具・配管・配線・ダクト用の吊りボルト及びインサート		○	○	○
便所	手洗いカウンター（水栓を含む）	○			
	鏡	○			
	衛生陶器及び水栓類				○
	ペーパーホルダー				○
	オストメイト用の汚物流し等				○
	乳幼児用ベッド・イス	○			
	身障用手すり、背もたれ（補強とも）	○			
	手洗い				○
その他	点検口（天井・床下・壁）、フロアハッチ	○			
	小便器用節水装置への電源供給		○		
自動扉、電動シャッター電気錠等、電気配管・配線	小便器用節水装置の制御盤以降の配管・配線				○

7. 技能士の適用

- ① 技能士の適用については、次の技能検定作業（以下、「作業」という。）のうち各工事に適用する作業を指定するものとする。
- ② 技能士は、職業能力開発促進法による一級技能士又は二級技能士の資格を有する者とし、資格を証明する資料を監督員に提出すること。
- ③ 技能士は、適用する工事中、1名以上の者が自ら作業をするとともに、他の技能者に対して、施工品質の向上を図るための作業指導を行うこと。
- ④ 技能士は、氏名、検定職種、技能士番号等県が指定した内容を記載した名札等により、資格を明示するものとする。
- ⑤ 指定のない作業についてもその活用を図るよう努めることとする。

○印・・・適用作業

工事種目	技能検定職種	技能検定作業
仮設	とび	・ とび作業
鉄筋	鉄筋施工	・ 鉄筋組立て作業
コンクリート	コンクリート圧送施工	・ コンクリート圧送工作業
型枠	型枠施工	・ 型枠工作業
鉄骨	鉄工	・ 構造物鉄工作業
防水	防水施工	・ アスファルト防水工作業 ・ ウレタンゴム系塗膜防水工作業 ・ アクリルゴム系塗膜防水工作業 ・ 合成ゴムシート防水工作業 ・ 塩化ビニル系シート防水工作業 ・ セメント系防水工作業 ・ シーリング防水工作業 ・ 改質アスファルトシート-チエ法防水工作業 ・ 改質アスファルトシート常温粘着工法防水工作業 ・ FRP防水工作業
タイル	タイル張り	・ タイル張り作業
木	建築大工	・ 大工工作業
屋根及びとい	建築板金	・ 内外装板金作業
	かわらぶき	・ かわらぶき作業
金属	建築板金	・ 内外装板金作業
左官	左官	・ 左官作業
建具	建具製作	・ 木製建具手加工作業 ・ 木製建具機械加工作業
	サッシ施工	・ ビル用サッシ施工作業
	ガラス施工	・ ガラス工作業
塗装	塗装	・ 建築塗装作業
内装	内装仕上げ施工	・ プラスチック系床仕上げ工作業
		・ カーペット系床仕上げ工作業
		・ 鋼製下地工作業
		・ ボード仕上げ工作業
		・ カーテン工作業
	表装	・ 表具作業 ・ 壁装作業
配管	配管	・ 建築配管作業
植栽	造園	・ 造園工作業
機械設備	冷凍空調と機器施工	・ 冷凍空調と機器施工作業

2章 改修仮設工事

1. 足場等

- ① 仮設機材及び経年仮設機材の使用については、次の規格又は認定基準（以下「規格等」という。）に適合するものを使用すること。
 - 1) 労働安全衛生法に基づく構造規格
 - 2) (一社)仮設工業会の認定基準
 また、厚生労働省の「経年仮設機材の管理指針」に基づく(一社)仮設工業会の「適用工場制度」による登録工場及び指定工場等の活用に努めるとともに、前記規格等に定めるもの以外の使用に当たってはあらかじめ強度等を確認した書類を監督員に提出し、承諾を得ること。
- ② 労働安全衛生法第88条に基づき、労働安全衛生規則別表第7に掲げる機械等（組立から解体までの期間が 60日未満を除く）の設置や移転、変更を行う場合は、30日前までに所轄労働基準監督署長に届け出をおこなうこと。
 届け出をおこなった場合は、監督員に報告すること。
 届け出不要の場合は、その旨監督員に報告すること。
- ③ 労働安全衛生法第88条に基づく届け出の要否に関わらず、足場を設置する場合は、使用開始前に営繕課指定の足場チェックリストを用いて点検した後、監督員の確認を受けること。
- ⑤ 内部足場（枠組棚足場）
- ⑧ 足場等の設置業者は、関連工事等の関係者に無償で使用させること。また安全管理も実施すること。
- ⑨ 足場等を無償使用する業者は、設置業者の指示に従うこと。
- ⑩ 受注者は、つり足場（ゴンドラのつり足場を除く。）、張出し足場又は高さが5メートル以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業において、材料、器具、工具等を上げ、又はおろすときは、つり綱、つり袋等を労働者に使用させなければならない。また、作業主任者を選任し、その氏名、職務を掲示すること。

2. 養生

- ① 既存部分の養生範囲は図示による。（養生方法：図示）
- ② 既存部分の家具等の養生範囲は図示による。（養生方法：仮設間仕切り）
- ③ 仮間仕切りは、（ A種 ・ **B種** ・ C種 ）とする。（養生方法： ）

3. 監督員事務所

- ① 監督員事務所は（ 設ける（面積 ○ m2程度） ・ **設けない** ）

4. 工事中用水、電力等

- ① 既存電力利用（ 出来る ・ **出来ない** ）、電力料金（ **有償** ・ 無償 ）ただし、施設管理者と協議すること。
- ② 既存用水利用（ 出来る ・ **出来ない** ）、用水料金（ **有償** ・ 無償 ）ただし、施設管理者と協議すること。

5. 工事車両用駐車場資材置場・現場事務所用地等

- ① 同用地は、（ **図示の場所に** ・ 用意していないので業者にて ）設けること。ただし、施設管理者と協議すること。
- ② 借地借家料 円

3章 建具改修工事

1. 一般事項

- ① 外部に面する建具は、建築基準法施行令及び「屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁の基準（昭和46年建設省告示第109号）」に基づき、安全性を確認すること。
- ② 建具の耐風圧性、気密性、水密性等については、性能を有することを証明する書類を提出し、監督員の承諾をうけること。
- ③ 外部に面する建具の作業工程は、原則として、方立等の撤去、建具枠の取付け及びガラスのはめ込みまでを1日の作業とする。
- ④ 施工に先立ち、改修範囲を確認し、設計図書との相違等が有れば、監督員と協議すること。
- ⑤ 防犯建物部品の適用は、建具表による。
- ⑥ 防火戸の指定は建具表による。
- ⑦ 建具見本の製作及び特殊な建具の仮組は、建具表による。

2. 鋼製軽量建具

気密性	遮音性	断熱性	面内変形追随性	使用箇所	備考
				図示	鋼板

- ① 鋼板類の厚さは、建具表による。
- ② 簡易気密型ドアセットの気密性、水密性は建具表による。
- ③ 製造所：評価名簿による。

3. 木製建具

- ① 建具材の含水率の種別は、（ **A** ・ B ）種とする。
- ② 見込み寸法は、（ 40 ）mmとする。
- ③ フラッシュ戸の表面材の種類（ 普通合板 ・ 天然木化粧合板 ・ **特殊加工化粧合板** ・ MDF ）。
MDFを使用する場合の品質（ ）
- ④ フラッシュ戸の表面材の品質について、ホルムアルデヒドの発散量は、F☆☆☆☆とする。
ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの発散量が、F☆☆☆☆のフラッシュ戸を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。その他は、改標仕5.7.2(2)による。
- ⑤ 表面板の厚さは、（ 2.4 ）mmとする。
- ⑨ 枠及びびくつずりの材料は、（ 図示 ）とする。
ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの発散量が、F☆☆☆☆のでん粉系接着剤を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。

4. 建具用金物

- ① 金物の種類及び見え掛り部の材質は、改標仕表5.8.1による。
- ② 金属製建具に使用する丁番は改標仕表5.8.2による。
- ③ 既製又はこれに準ずる建具の建具金物は、建具製作所の仕様による。
- ④ 樹脂製建具に使用する丁番は、改標仕表5.8.3による。
- ⑤ 木製建具に使用する丁番は改標仕表5.8.4による。
- ⑥ 握り玉及びレバーハンドル、押板類、クレセント等の取付け位置は図示による。
- ⑦ マスターキーは、製作する（ 組）。その他の鍵の制作本数は（ 組）

5. 自閉式上吊り引戸装置

① 設置場所	ハリアフリートイレ男女トイレ
適用戸の総質量 (kg)	40を超えるもの
手動開き力 (N)	20以下
手動閉じ力 (N)	20以下
閉じ速度の調整	ストップバー若しくは一時停止装置又は自動閉鎖時間の調整機能をもつこと。
制動区間	閉り際で明らかに減速すること。
開閉繰り返し	20万回の耐久試験で、上吊り機構、振れ止め機構、自閉装置及び制御装置に異常がないこと。
耐衝撃性	1回の衝撃で有害な変形がなく、開閉に支障がないこと。

- ② 製造所：評価名簿による。

4章 内装改修工事

1. 一般事項

- ① 工事に先立ち、改修部分の隠蔽部の調査を行い、設計図書と照合し、支障があった場合は、速やかに監督員に報告し、指示を受けること。
- ② 各部の撤去により、下地及び構造躯体にひび割れ及び欠陥部が発見された場合は、速やかに監督員に報告し指示を受けること。

2. 撤去並びに下地補修

各改修工事の仕様は、仕様・仕上げ表による。

① 床改修

既設床仕上げの除去 改標仕6.2.2(1)参照

種 類	撤去工法	撤去範囲	備 考
ビニール床シート ビニール床タイルゴム系床タイル	改標仕6.2.2(1)(ア)による	全面・一部(図示)	
合成樹脂塗床	機械的除去工法目荒らし工法 改標仕6.2.2(1)(イ)	同 上	
フローリング張床	改標仕6.2.2(1)(ウ)	同 上	
床タイル	改標仕6.2.2(1)(エ)	同 上	
床組	改標仕6.2.2(1)(オ)	同 上	

コンクリート又はモルタル面の下地処理 改標仕6.2.2(2)参照

下地の状況	下地処理方法	備 考 欄
凹凸部処理	サンダー掛け ポリマーセメントモルタル エポキシ樹脂モルタル	合成樹脂床の場合
欠損部 下地モルタル撤去部	モルタルで補修し乾燥後デッキブラシ等で清掃	塗厚さ及び下地の風化状況により、 モルタル補修が困難な場合は、 カチオン系樹脂モルタル及びノロ等の補修

- ・ 改修後の床の清掃範囲は図示する。

② 壁改修

- ・ コンクリート間仕切り壁 改標仕6.3.2(1)参照
- ・ 間仕切壁撤去に伴う構造体の補修
モルタル塗り ※施工場所は図示による。
塗り厚25mm超の場合の補修を（ **行う** ・ 行わない ）

機械等の区分	既存床・建具・天井取合の補修範囲及び内容
油圧クラッシャ使用	
ダイヤモンドカッター使用	
ハンドブレーカー使用	
アグレッシブウォータージェット使用	

- ・ 木製及び軽量鉄骨間仕切り壁 改標仕6.3.2(2)、(3)及び(4)参照

撤 去 区 分	既存床・建具・天井取合の補修範囲及び内容
壁下地を含む全面	
ボード面まで	
ボード面を残し仕上げのみ	

③ 天井改修 改標仕6.4.2参照

撤去区分	既存壁取合の補修範囲及び内容
天井下地を含む全面	照明器具による補強が必要な場合は、その内容も記入
ボード面まで	
ボード面を残し仕上げのみ	

- ・ 既存天井面に直接新たな仕上げ材を張付ける。
- ・ 既存天井塗装仕上げ面を塗替を行う。

3. 木工事

- ① 木材、合板等は、品質、含水率、出荷量等を記録した出荷証明書を経済員に提出する。

含水率は（ A ・ B ）種とする。

② 木材の品質

保存処理木材は、日本農林規格に規定する保存処理の性能区分のうち、K2からK4までの保存処理（JIS K 1570）（木材保存剤）に規定する木材保存剤（ただし、クレオソート油は有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律（昭和48年法律第112号）に適合したものとす。）、これと同等の薬剤を用いたK2からK4までの薬剤の浸潤度及び吸収量を確保する工場処理その他これと同等の性能を有する処理を含む。）が施されているもの又は認証木材建材（AQマーク表示）として認定された保存処理材を使用するものとする。

4. 製材

- ・ 樹種及び等級

	施工箇所	樹種	寸法	材料の等級	形状	含水率	備考
下地材	床下点検口	檜	図示	特1等		A種	
造作材	建具枠	杉	40×100	上小節		A種	

5. 床張り用合板等

- ① ホルムアルデヒドの放散量は、F☆☆☆☆とする。

ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量が、F☆☆☆☆の普通合板等を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。

② 普通合板

施工箇所	品名	厚さ(mm)	単板の樹種名	接着の程度	板面の品質	防虫処理	備考
床		5.5	ラワン	I 類	2級		

③ 構造用合板

施工箇所	品名	厚さ(mm)	等級	単板の樹種名	接着の程度	板面の品質	保存処理	有効断面係数比	防虫処理	強度等級	備考
床		15		ラワン	特類	B-C				2級	

④ パーティクルボード

施工箇所	厚さ(mm)	表裏面の状態による区分	曲げ強さによる区分	接着剤による区分	耐水性による区分	難燃性による区分	備考
床	20	RS	18タイプ	Mタイプ	Mタイプ	普通	表裏耐湿紙張り

6. 諸金物等

- ① 下地材及び造作材の釘は、JIS A 5508の規格品とする。

- ② 木ねじはJIS B 1112（十字穴付き木ねじ）又はJIS B 1135の規格品とする。

- ③ かすがい、座金、箱金物、短ざく金物等は図示により、図示のもの以外は標仕によるが、補助として、日本建築学会建築工事標準仕様書を適用する。

- ④ 継手、仕口、取付け方法等は図示により、図示のもの以外は標仕によるが、補助として日本建築学会建築工事標準仕様書を適用する。

- ⑤ 製材等（製材、集成材、合板、単板積層材）、フローリング、再生木質ボード（パーティクルボード、繊維板、木質系セメント板）については、合法性に係る確認（「産地認証」及び「品質認証」を含む。）が行われたものを使用する。ただし、機能上、需給上など正当な理由により確保が困難であり、使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。また、それらの木質又は紙の原料となる原木についての合法性に係る確認は、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18.2.15）」に準拠して行うものとし、監督員に合法証明書を提出するものとする。ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法的な木材であることの証明は不要とする。

7. 軽量鉄骨壁下地

- ① JIS A 6517の規格品とする。

- ② スタッド、ランナ等の種類は、（ 65,90 型）とし、改標仕表6.7.1による。

- ③ 出入口及びこれに準ずる開口部の補強は（ 改標仕6.7.4(5)による ）

- ④ ダクト類の開口部の補強にあたり、取付け強度を必要とする場合は、監督職員との協議による。

8. 軽量鉄骨天井下地

- ① JIS A 6517の規格品とする。

- ② 野縁等の種類は、屋内19型、屋外25型とし、改標仕表6.6.1による。

- ③ 既存の埋め込みインサートの使用は、改標仕6.6.4(1)(ウ)による引き抜き試験を行い、強度を確認したうえ使用すること。

9. ビニル床シート張り(JIS A 5705)、ビニル床タイル張り（JIS A 5705）、及びゴム床タイル張り

材質	材種		色柄	厚さ	幅木			接着剤	施工箇所	備考
	種類	記号			材質	厚さ	高さ			
ビニル床シート	複層	FS	モダンマーブル	2	不燃マニシ化粧板	3	60.75	ウレタン樹脂系低臭タイプ	便所床	継目接着工法 高耐久抗菌UV樹脂コーティング 消臭機能・ノンワックス

10. セッコウボードその他ボード及び合板張り

材種・規格品	施工箇所	工法	厚さ(mm)	不燃材等の区分	小ねじ・釘・接着剤の種類	下地の種類	備考
せっこうボード JIS A 6901の規格品	壁	継目処理(ペーパーレス)	12.5	不燃	小ねじ・ボード釘・接着剤等	LGS,RC	
			9.5	準不燃	小ねじ・ボード釘等	LGS	
	突付	不燃		LGS			
普通合板 農林省告示第233号	壁		12		表 6.13.3 B種	LGS	ラワン 2類
不燃マニシ化粧板厚3	壁	目すかし	3	不燃	接着剤	合板・タイル・モルタル	艶消し 要割付図

- ① 合板、パーティクルボード及びMDFのホルムアルデヒド放散量は、F☆☆☆☆とする。

ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量が、F☆☆☆☆の合板、パーティクルボード及びMDFを使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。

11. モルタル塗り

施工箇所	仕上げの種類	目地の材質	防水の有無	備考
床	木こて		無し	
壁	金こて		無し	

- ① モルタルは（ 現場調査材料 ・ 既調査材料 ）とする。

- ② 現場調査材料の場合は改標仕6.15.3(1)(ア)、既調査材料の場合はJIS A 6916による。目地の位置及び寸法は図示による。

- ③ 防水モルタルに用いる防水剤の使用方法は、製造所の仕様による。

- ④ 総塗り厚さが25mm以上となる場合は、剥落防止工法とすること。

12. セルフレベリング材塗り

- ① セルフレベリング材の種類 セッコウ系 ・ セメント系）塗り厚さ（ 10 ）mm

- ② シーラーその他の材料は、セルフレベリング材製造所の指定する製品とする。

5章 塗装改修工事

1. 一般事項

- ① 防火材料又は建築基準法に基づく指定又は認定を受けたものとする。

- ② 塗料はホルマリン不検出のもの及び有機溶剤の含有量が少ないものとする。

- ③ コリア樹脂等（コリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルソノール樹脂又はホルムアルデヒド系防腐剤）を用いた塗料のホルムアルデヒドの発散量は、F☆☆☆☆とする。

ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの発散量が、F☆☆☆☆の塗料を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。

2. つや有合成樹脂エマルジョンペイント塗り(EP-G)

区分	種別		下地調整 (新規面は素地ごしらえ)	さび止め塗料		備考
	屋外	屋内		屋外	屋内	
亜鉛めっき鋼面		A種	RB種		工程 C種	塗替え
亜鉛めっき鋼面		A種	B種		工程 A種	新規
木部		A種	A種			新規

3. 合成樹脂エマルジョンペイント塗料(EP)

区分	種別	下地調整 (新規面は素地ごしらえ)	備考
石膏ボード	B種	A種	新規

工事名：R 8 営繕 鳴門総合運動公園 鳴・撫養 体育館トイレ改修工事建築（2）（着手日指定型）

6章 鉄筋工事

1. 材料

規格番号	規格名称	種類の記号	径(mm)
JIS G 3112	鉄筋コンクリート用棒鋼	SD295	D16以下
—	建築基準法の規定に基づき認定を受けた鉄筋	—	
JIS G 3551	溶接金網及び鉄筋格子	網目の形状： 寸法： 径：	

2. 材料試験

材料試験は行わない。ただし、規格証明書を提出し、監督員の承諾を得ること。

3. 鉄筋の継手及び定着

- 鉄筋の継手は（重ね継手 ・ ガス圧接継手 ・ 機械式継手 ・ **溶接継手**）とする。原則として、D35以上の異形鉄筋については、重ね継手を用いない。
- 鉄筋の継手の位置は図示による。
- 結束線の端部は内側に折り曲げる。
- 柱、梁の主筋は、（ガス圧接継手 ・ 機械式継手）とする。
- 耐力壁の鉄筋を重ね継手とする場合、重ね継手の長さは（ ）mmとする。
- 先組み工法の柱、梁の主筋の継手は同一箇所としてもよい。
- スラブのスペーサーは鋼製を原則とし、他の箇所についても材種等について監督員の承諾を得ること。また、鋼製のスペーサーは、型枠に接する部分に防錆処理を行ったものとする。ただし、地階を有しない階土間を除く。
- 鉄筋の90°未満の折曲げの内法直径は図示による。
- 鉄筋の定着方法及び長さは図示による。

4. 鉄筋のかぶり厚さ及び間隔

- 柱、梁の鉄筋の加工に用いるかぶり厚さは、標仕表5.3.6の数値に10mmを加えた数値を標準とする。
- 目地がある場合のかぶりは、目地底からの寸法とする。
- 杭基礎の場合のかぶりの厚さは、杭天端からとする。
- 各部の配筋は、図示による。図示されていない場合は、標仕参考図〔1節－基礎及び基礎梁の配筋〕～〔7節－梁貫通孔その他配筋〕による。

5. 溶接継手

- 溶接継手の種類（フレア溶接 ）工法（片面溶接 ）
- 品質の確認方法（外観検査 ）
- 鉄筋相互のあき（標仕 5.3.5(4) ）
- 不合格となった継手部への措置（ ）

6. 配筋検査

主要な配筋は、コンクリート打込みに先立ち、種類、径、数量、かぶり、間隔、位置等について、監督職員の検査を受ける。

7. あと施工アンカー工事（耐震改修工事に伴うものを除く）

- あと施工アンカー作業における技能者は、あと施工アンカー工事の施工に関する十分な経験と技能を有するものとし、これらを証明する資料を提出し、監督員の承諾を受けること。
- 埋込み配管等に当たった場合は、直ちに穿孔を中止し、監督員に報告し指示を受けること。
- 鉄筋等に当たった場合は、穿孔を中止し、付近の位置に再穿孔を行うこと。中止した孔は、モルタルで充てんすること。
- 施工確認試験を（行う ・ **行わない**）。確認強度（ ）kN 試験方法は標仕14.1.3(工)による。
- あと施工アンカーは（**金属系アンカー** ・ **接着系アンカー**）とする。
 - 金属系アンカー
アンカー本体の径（ M10 、 埋込深さ（ 40mm ）とする。アンカーセット方式は本体打ち込み式とする。
 - 接着系アンカー
アンカーの種類はカプセル型（ガラス製）とする。

7章 コンクリート工事

1. 一般事項

- コンクリートの種別
 - I 類（JIS A 5308への適合を認証されたコンクリート）
 - II 類（JIS A 5308への適合したコンクリート）

② 設計基準強度

コンクリートの種類	設計基準強度 F _c (N/mm ²)	調査管理強度 F _n (N/mm ²)	スランプ (cm)	強度試験の有無	種別	気乾単位容積 重量 (t/m ³)	適用箇所
普通コンクリート	21	21+S	15	無		2.3	スラブ補修

- 構造体コンクリートの調査管理強度は、設計基準強度(F_c)に構造体強度補正值(S)を加えた値とする。
なお、構造体強度補正值(S)は標仕 表6.3.2によりセメントの種類及びコンクリートの打込みから材齢 28日までの予想平均気温に応じて定める。

- コンクリートの強度試験については、次のとおり取扱うものとする。

・ 第4週強度確認

原則、第3者機関にて、主任技術者又は現場代理人立会いの上、行うこと。ただし、第3者機関以外で行う場合は、立ち会い者を定め、監督員の承認を受け、行うこととする。

なお、試験機関を選定した際には、すみやかに監督員に報告すること。

工事名：R 8 営繕 鳴門総合運動公園 鳴・撫養 体育館トイレ改修工事建築（2）（着手日指定型）

2. コンクリートの仕上がり

- コンクリート部材の位置及び断面寸法の許容値は、標仕 表6.2.3による。
- 合板せき板を用いる打放し上げの種別は（ A ・ B ・ **C** ）種とする。
- コンクリートの仕上りの平たんさは標仕 表6.2.5による。

3. 普通コンクリート

- セメントの種類は、（ **普通ポルトランドセメント** ・ 混合セメントA種 ・ 高炉セメントB種 ・ フライアッシュセメントB種 ）とする。
 - 高炉セメントB種適用箇所（ ）
 - フライアッシュセメントB種適用箇所（ ）
- 骨材は、標仕6.3.1(2)による。
- 細骨材としてフェロニッケルスラグ使用（ できる ・ **できない** ）。
- 細骨材に含まれる塩化物量は、NaCl換算で0.04%以下とする。
- コンクリート中の塩化物量は、0.3kg/m³以下とし、試験方法は標仕6.5.4による。
- 試験りは（ 行う ・ **行わない** ）。
- 所要空気量は4.5±1.5%とする。
- 受注者は、コンクリートの使用にあたってアルカリ骨材反応を抑制するため、次の3つの対策の中のいずれか1つについて確認をとらなければならない。
 - コンクリート中のアルカリ総量の抑制
アルカリ量が表示されたポルトランドセメント等を使用し、コンクリート1m³に含まれるアルカリ総量をNa₂O（エヌエーツーオー）換算で3.0kg以下にする。
 - 抑制効果のある混合セメント等の使用
JIS R 5211高炉セメントに適合する高炉セメント〔B種またはC種〕あるいはJIS R 5213フライアッシュセメントに適合するフライアッシュセメント〔B種またはC種〕もしくは混和材をポルトランドセメントに混入した結合材でアルカリ骨材反応抑制効果の確認されたものを使用する。
 - 安全と認められる骨材の使用
骨材のアルカリシカ反応性試験（化学法またはモルタルバー法）の結果で無害と確認された骨材を使用する。
試験方法は、JIS A 1145骨材のアルカリシカ反応性試験方法（化学法）またはJIS A 5308（レディミクストコンクリート）の付属書7「骨材のアルカリシカ反応性試験方法（化学法）」、JIS A 1146骨材のアルカリシカ反応性試験方法（モルタルバー法）またはJIS A 5308（レディミクストコンクリート）の付属書8「骨材のアルカリシカ反応性試験方法（モルタルバー法）」による。
- 混和材料を使用する場合の種類は標仕6.3.1(4)によることとし、監督員の承諾を受けること。

4. レディミクストコンクリート工場の指定

工事開始に先立ち、工場を選定し、監督職員の承諾を受ける。

5. 型枠

- 型枠は、（ 県産木製型枠 ・ **合板** ・ 金属製 ・ 樹脂系 ・ 打込み型枠 ・ ブロック ）とする。

型枠の種類	仕上げ種別	塗装の有無	材質	厚さ	適用箇所
県産木製型枠	—	なし			
標仕6.8.2 (2)ア)	A種	あり			
標仕6.8.2 (2)イ)	B種	なし			
標仕6.8.2 (2)イ)	C種	なし			
標仕6.8.2 (2)イ)	普通型枠	なし			スラブ

- スリーブの材種（ ）
- 打ち放し仕上げの打ち増し厚さは（ ）mmとし、打ち増しの範囲は図示による。
- 打ち放し仕上げのコーンは原則、Pコンとする。また脱型後の穴埋めは、樹脂モルタルにより打ち放し面より2mm程度、引込める。

8章 金属工事

1. 天井点検口

材種	寸法	形式		外枠	内枠
		一般型	屋内用		
アルミ製	450角	一般型	屋内用	目地	目地
アルミ製	600角	一般型	屋内用	額縁	額縁

2. 床点検口

材種	寸法	形式		目地	備考
ステンレス製	600角	防水・防臭	屋内外用	ステンレス	張物用
アルミ製(特注品)	700角	一般型	屋内用	アルミ	木質フロア材用

製造所： 評価名簿による。

3. 天井廻縁

- 材質（塩ビ）
- 形状（コ型、目透し型）

9章 ユニット及びその他工事

1. トイレブース

① 表面材の処理	芯材	脚部	ドアエッジ	
	補強材		形状	形状
メラミン樹脂系(下地MDF)	ペーパーコア	SUS幅木H=60	Rエッジ、指詰め防止型	アルミ製
	木			

- ② 製造所：評価名簿による。
- ③ 非常時外開機能付きとする。
- ④ トイレブースのパネルの材料のホルムアルデヒド放散量はF☆☆☆☆とする。
ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量がF☆☆☆☆のトイレブースのパネルを使用できない場合は、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。

2. 鏡

防湿性を有するもので、厚さ5mmとする。(接着剤貼り)

3. 器具表

名称	参考品番 (TOTO)	付属品	数量	女子	男子	バリアフリー	女子	男子	女子	男子								
				トイレ	トイレ	トイレ	トイレ	トイレ	トイレ	トイレ	トイレ	トイレ	トイレ	トイレ	トイレ	トイレ	トイレ	トイレ
手洗カウンター-D=450 H=750,L=1800(ホ-ル2)	MH45(NM11)	ホ-ル(CR71) TLE28SS1W(自動水栓・発電) T7W34(排水金具,オ-フローあり) 給水金具(T6BR) ハイ-ホルダー(T156PH) M9P40A(ブラケット) フロントパネルケントン式(MFS3 H750用) 床固定金具	1	1														
手洗カウンター-D=450 H=750,L=1975(ホ-ル2)			1		1													
手洗カウンター-D=450 H=750,L=1700(ホ-ル2) H=550,L=900(ホ-ル1)			4				1	1	1	1								
小便器用手すり 樹脂被覆 φ34×W=600×D=550×H=470	T112CU22	固定金具共 (T110D36)	3		1			1		1								
L型手すり 樹脂被覆 φ34×700×700	T112CL10	固定金具共	16	2	1	1	4	2	4	2								
はね上げ手すり 樹脂被覆 φ34×L=700	T112HK7R	固定金具共 (T110D36)	1			1												
ペ-チ-ア	YKA15S	固定金具共	7	1	1	1	1	1	1	1								
ペ-シート	YKA24N	固定金具共	3			1	1		1									
	YKA25N	固定金具共	1	1														
小物収納パネル W=600×D=307×H=800	UTR421S	固定金具共	3		1			1		1								
名称	参考品番 (スカツネ)	付属品																
コート掛け	14-5605型	固定金具共	1			1												

10章 植栽工事

1. 一般事項

- ① 土壌の水素イオン濃度指数 (pH) の試験は(行う ・ **行わない**)。
- ② 土壌の電気伝導度 (EC) 等の試験は(行う ・ **行わない**)。

2. 植栽基盤

- ① 植栽基盤整備工法は(A ・ **B** ・ C ・ D)種とする。
- ② 土壌改良材は(適用する ・ **適用しない**)。

3. 芝張り、吹付けは種及び地被類

- ① 芝張り
 - ・ 芝の種類は(**こうらい芝** ・ 野芝)とし、工法は(**目地張り** ・ べた張)とする。
 - ・ 客土は()とする。
- ② 枯補償期間は、引渡の日から(1 年)とする。

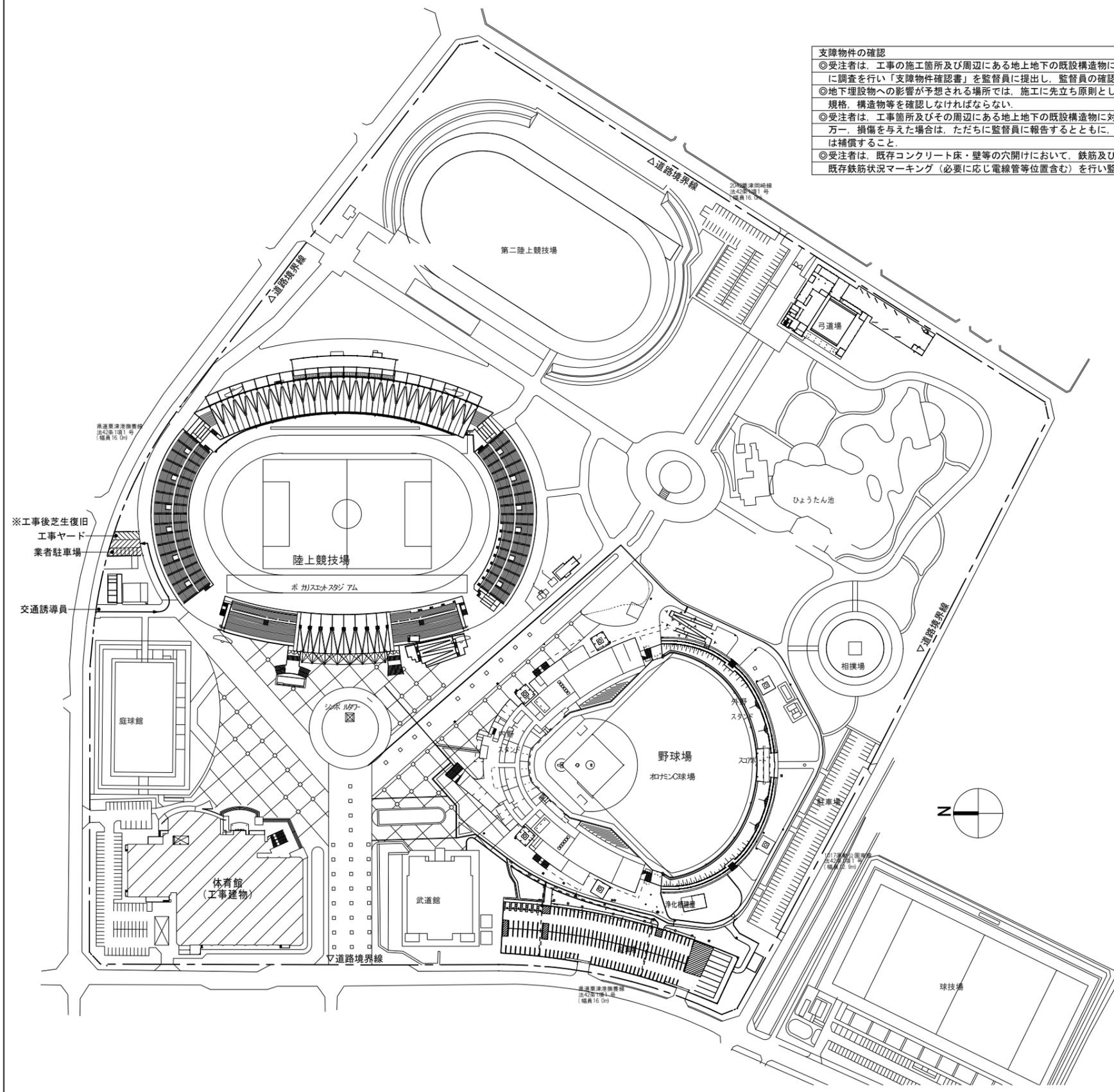
支障物件の確認

◎受注者は、工事の施工箇所及び周辺にある地上地下の既設構造物について、工事（仮囲い等仮設資材設置を含む）着手までに調査を行い「支障物件確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから、工事着手すること。

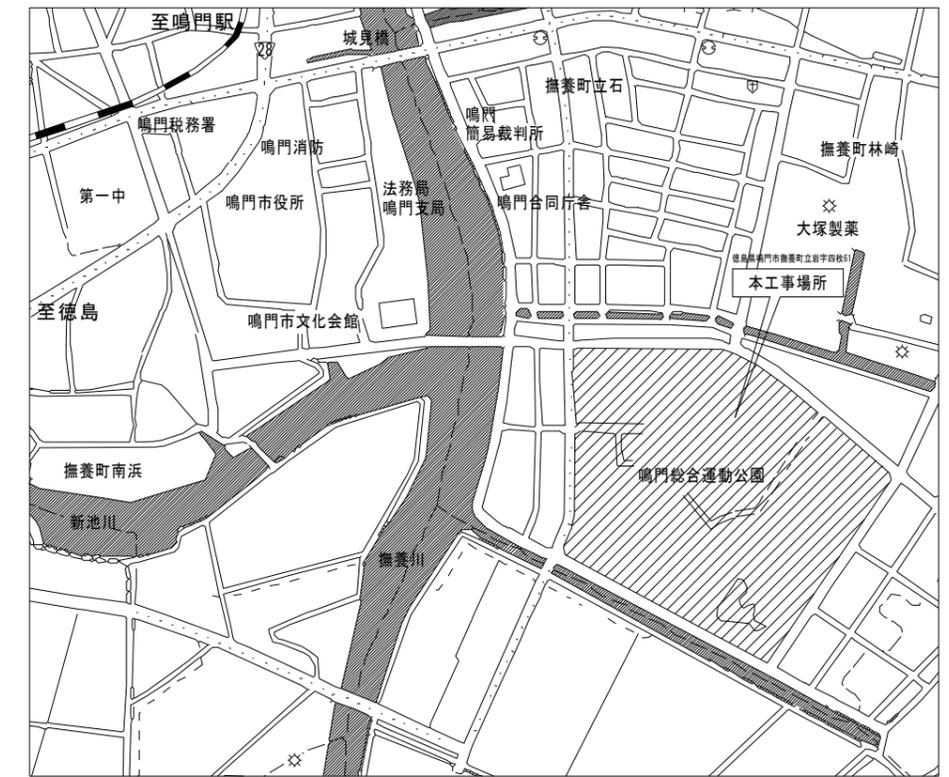
◎地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置（平面・深さ）、規格、構造物等を確認しなければならない。

◎受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう受注者の負担でその都度補修又は補償すること。

◎受注者は、既存コンクリート床・壁等の穴開けにおいて、鉄筋及び既存電線管を調査すること。また穴開け墨だし位置や既存鉄筋状況マーキング（必要に応じ電線管等位置含む）を行い監督員の確認を受け施工すること。



配置図 S=1/2000



附近見取図 S=1/NON

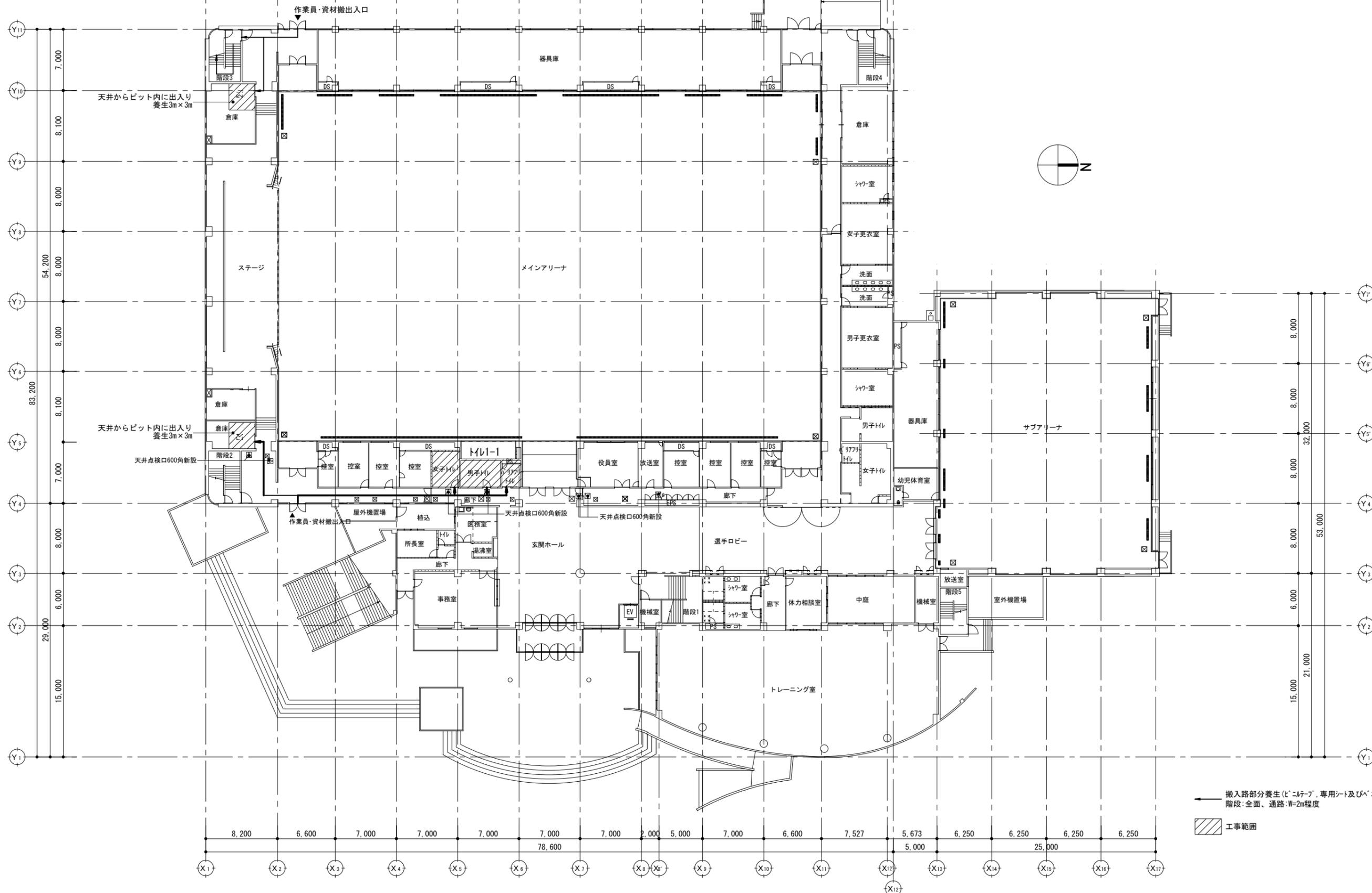
徳島県県土整備部営繕課		工事名	R8 営繕 鳴門総合運動公園 鳴・撫養 体育館トイレ改修工事建築（2）(着手日指定型)	図面番号	A-01	株式会社 岡島建築事務所 1級建築士登録 第344068号 瀬尾 卓芳
設計	竣工	図面名	配置図、附近見取図、支障物件確認図	縮尺	A2:1/2000 A3:1/2817	
R7.3						

内 部 仕 上 表

階	室 名		床	巾木	壁	天井	廻縁	備考	室 名
1 F	女子トイレ1-1	現況・撤去	モックイタイル張り, 下地モルタル(撤去), コンクリート厚60(撤去)モルタル厚15(撤去)	100角タイル張り(一部撤去), 一部下地RC壁(撤去)	100角タイル張り(一部撤去), 一部下地CB厚150(撤去)	シーリング石こうボード厚9 VE塗り(撤去)	塩ビ(撤去)	トイレース(撤去), 手洗カウンター(撤去), 鏡(撤去), 床下点検口600角(撤去), 照明BOX・ルバー(撤去)和風便器(撤去), 洋風便器(撤去:別途設備)	女子トイレ1-1
		改修後	ビニル床シート張り, フッ合板厚5.5, 構造用フッ合板厚15 置床, 塩化ビニル厚10	不燃珪藻土化粧板厚3張り 一部不燃珪藻土化粧板厚3張り, 下地合板厚12	不燃珪藻土化粧板厚3張り 一部不燃珪藻土化粧板厚3張り, 下地合板厚12	石こうボード厚9.5 EP塗り	塩ビコ型	トイレース, 手洗カウンター, 鏡, L型手すり, ベビーカー, ベビーカーシート 和風便器(別途設備), 洋風便器(別途設備)	
	男子トイレ1-1	現況・撤去	モックイタイル張り, 下地モルタル(撤去), コンクリート厚60(撤去)モルタル厚15(撤去), 汚垂石厚30(撤去)	100角タイル張り(一部撤去), 一部下地RC壁(撤去)	100角タイル張り(一部撤去), 一部下地CB厚100(撤去)	シーリング石こうボード厚9 VE塗り(撤去)	塩ビ(撤去)	トイレース(撤去), 手洗カウンター(撤去), 鏡(撤去), 小便器用手すり(撤去), SK内棚(撤去)和風便器(撤去), 洋風便器(撤去:別途設備), 小便器(撤去:別途設備), 掃除用流し(撤去:別途設備)床下点検口600角(撤去), 照明BOX・ルバー(撤去)	男子トイレ1-1
		改修後	ビニル床シート張り, フッ合板厚5.5, 構造用フッ合板厚15 置床, 塩化ビニル厚10	不燃珪藻土化粧板厚3張り 一部不燃珪藻土化粧板厚3張り, 下地合板厚12	不燃珪藻土化粧板厚3張り 一部不燃珪藻土化粧板厚3張り, 下地合板厚12	石こうボード厚9.5 EP塗り	塩ビコ型	トイレース, 手洗カウンター, 鏡, L型手すり, 小便器用手すり, ベビーカー, 小物収納棚 和風便器(別途設備), 洋風便器(別途設備), 小便器(別途設備), 掃除用流し(別途設備)	
	バリアフリートイレ1-1	現況・撤去	モックイタイル張り, 下地モルタル(撤去), コンクリート厚60(撤去)モルタル厚15(撤去)	100角タイル張り(一部撤去), 一部下地RC壁(撤去)	100角タイル張り(一部撤去), 一部下地CB厚100・150(撤去)	シーリング石こうボード厚9 VE塗り(撤去)	塩ビ(撤去)	鏡(撤去), L型手すり(撤去), はね上げ手すり(撤去), ベビーカー(撤去), ベビーカーシート(撤去)洋風便器(撤去:別途設備), 手洗い(撤去:別途設備), 開閉ボタン(撤去)	バリアフリートイレ1-1
		改修後	ビニル床シート張り, フッ合板厚5.5, 構造用フッ合板厚15 置床, 塩化ビニル厚10	不燃珪藻土化粧板厚3張り 一部不燃珪藻土化粧板厚3張り, 下地合板厚12	不燃珪藻土化粧板厚3張り 一部不燃珪藻土化粧板厚3張り, 下地合板厚12	石こうボード厚9.5 EP塗り	塩ビコ型	鏡, L型手すり, はね上げ手すり, ベビーカー, ベビーカーシート, コット掛け 洋風便器(別途設備), 手洗い(別途設備), オストメイト(別途設備)	
2 F	女子トイレ2-1, 2-2	現況・撤去	モックイタイル張り, 下地モルタル(撤去), コンクリート厚60(撤去)モルタル厚15(撤去)	100角タイル張り(一部撤去), 一部下地RC壁(撤去)	100角タイル張り(一部撤去), 一部下地CB厚100・150(撤去)	シーリング石こうボード厚9 VE塗り(撤去)	塩ビ(撤去)	トイレース(撤去), 手洗(撤去:別途設備), 鏡(撤去)和風便器(撤去), 洋風便器(撤去:別途設備)	女子トイレ2-1, 2-2
		改修後	ビニル床シート張り, フッ合板厚5.5, 構造用フッ合板厚15 置床, 塩化ビニル厚10	不燃珪藻土化粧板厚3張り 一部不燃珪藻土化粧板厚3張り, 下地合板厚12	不燃珪藻土化粧板厚3張り 一部不燃珪藻土化粧板厚3張り, 下地合板厚12	石こうボード厚9.5 EP塗り	塩ビコ型	トイレース, 手洗カウンター, 鏡, L型手すり, ベビーカー, ベビーカーシート 洋風便器(別途設備)	
	男子トイレ2-1, 2-2	現況・撤去	モックイタイル張り, 下地モルタル(撤去), コンクリート厚60(撤去)モルタル厚15(撤去), 汚垂石厚30(撤去)	100角タイル張り(一部撤去), 一部下地RC壁(撤去)	100角タイル張り(一部撤去), 一部下地CB厚100・150(撤去)	シーリング石こうボード厚9 VE塗り(撤去)	塩ビ(撤去)	トイレース(撤去), 手洗(撤去:別途設備), 鏡(撤去), 小便器用手すり(撤去), SK内棚(撤去)和風便器(撤去), 洋風便器(撤去:別途設備), 小便器(撤去:別途設備), 掃除用流し(撤去:別途設備)	男子トイレ2-1, 2-2
		改修後	ビニル床シート張り, フッ合板厚5.5, 構造用フッ合板厚15 置床, 塩化ビニル厚10	不燃珪藻土化粧板厚3張り 一部不燃珪藻土化粧板厚3張り, 下地合板厚12	不燃珪藻土化粧板厚3張り 一部不燃珪藻土化粧板厚3張り, 下地合板厚12	石こうボード厚9.5 EP塗り	塩ビコ型	トイレース, 手洗カウンター, 鏡, L型手すり, 小便器用手すり, ベビーカー, 小物収納棚 洋風便器(別途設備), 小便器(別途設備), 掃除用流し(別途設備)	

※天井ボード張り部分のLGS天井下地については、特記なき限り撤去及び新設とする。

		徳島県県土整備部営繕課		工事名	R 8 営繕 鳴門総合運動公園 鳴・撫養 体育館トイレ改修工事建築(2)(着手日指定型)	図面番号	A-02	株式会社 岡島建築事務所 1級建築士登録 第344068号 瀬尾 卓 芳
		設計	竣工	図面名	仕上げ表	縮尺	NON	
		R7.3						

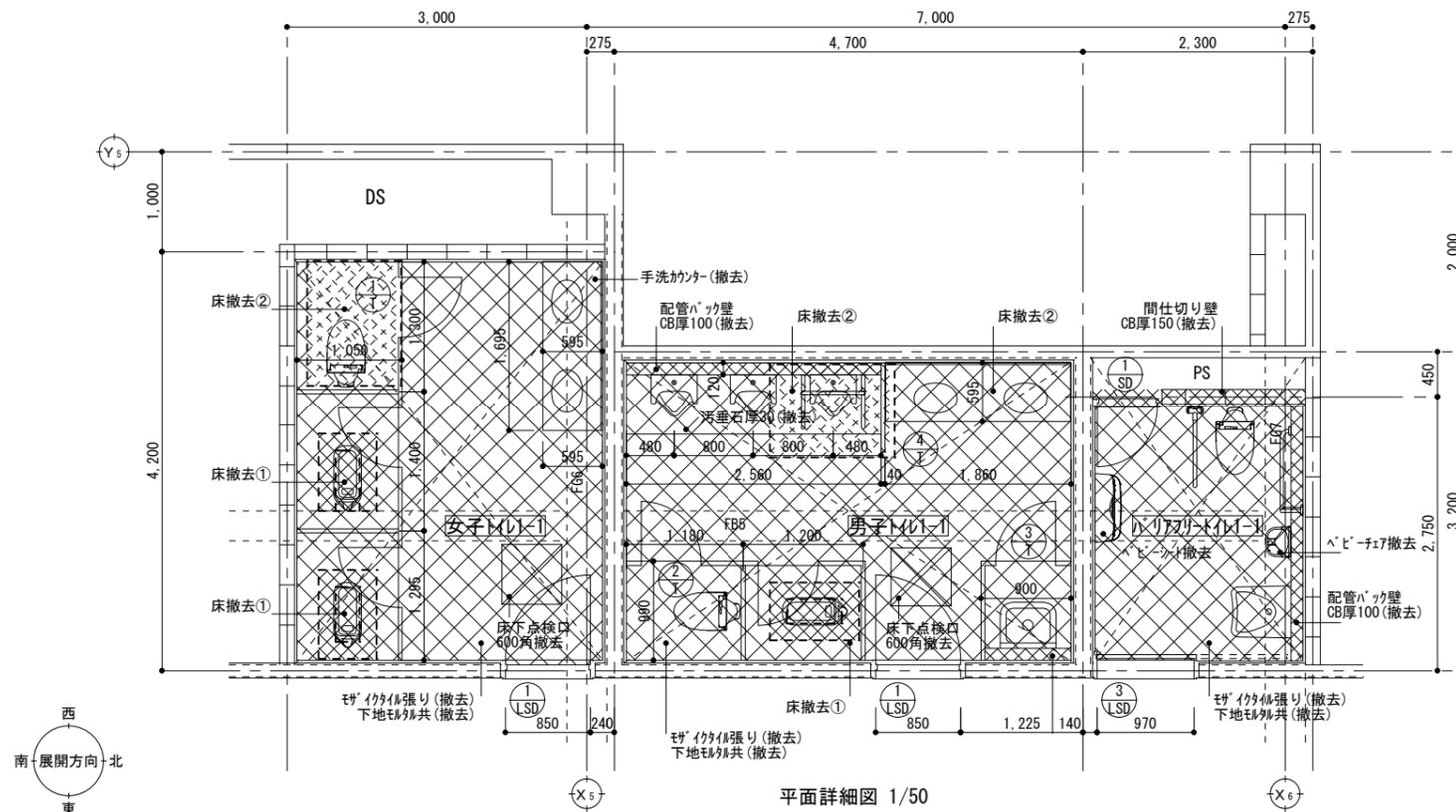


← 搬入路部分養生(ビニールシート、専用シート及び ϕ 7等)を示す
 階段:全面、通路:W=2m程度
 [Hatched Box] 工事範囲

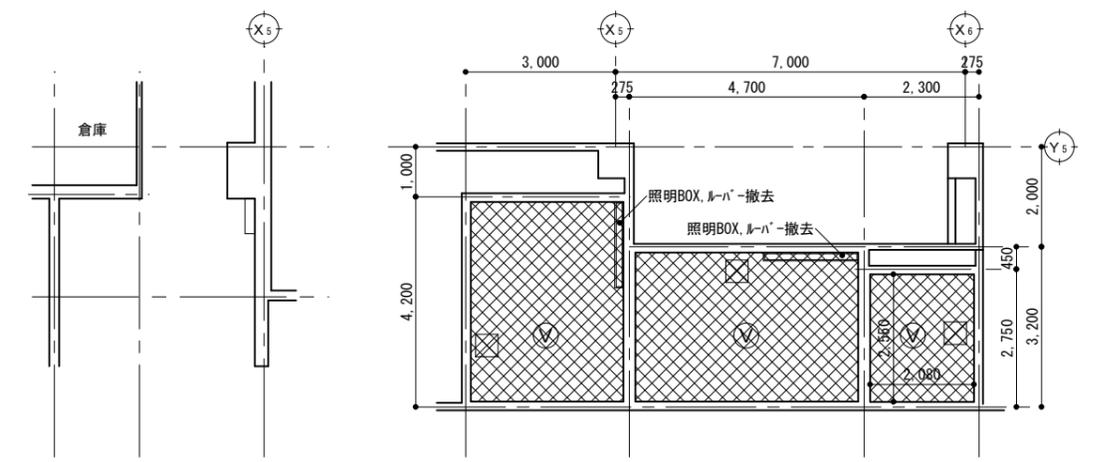
徳島県土整備部営繕課 設計 R7.3 竣工		工事名 R8 営繕 鳴門総合運動公園 鳴・撫養 体育館トイレ改修工事建築(2)(着手日指定型)	図面番号 A-03 縮尺 A2:1/300 A3:1/422	株式会社 岡島建築事務所 1級建築士登録 第344068号 瀬尾 卓 芳
		図面名 1階平面図兼仮設計画図		

現況・撤去

※手洗かた（配管共）、水栓（施設に引き渡し）、鏡、小便器用すり、L型すり、はね上げすり、ベビーフイ、ベビースト、SK収納棚は建築工事



平面詳細図 1/50



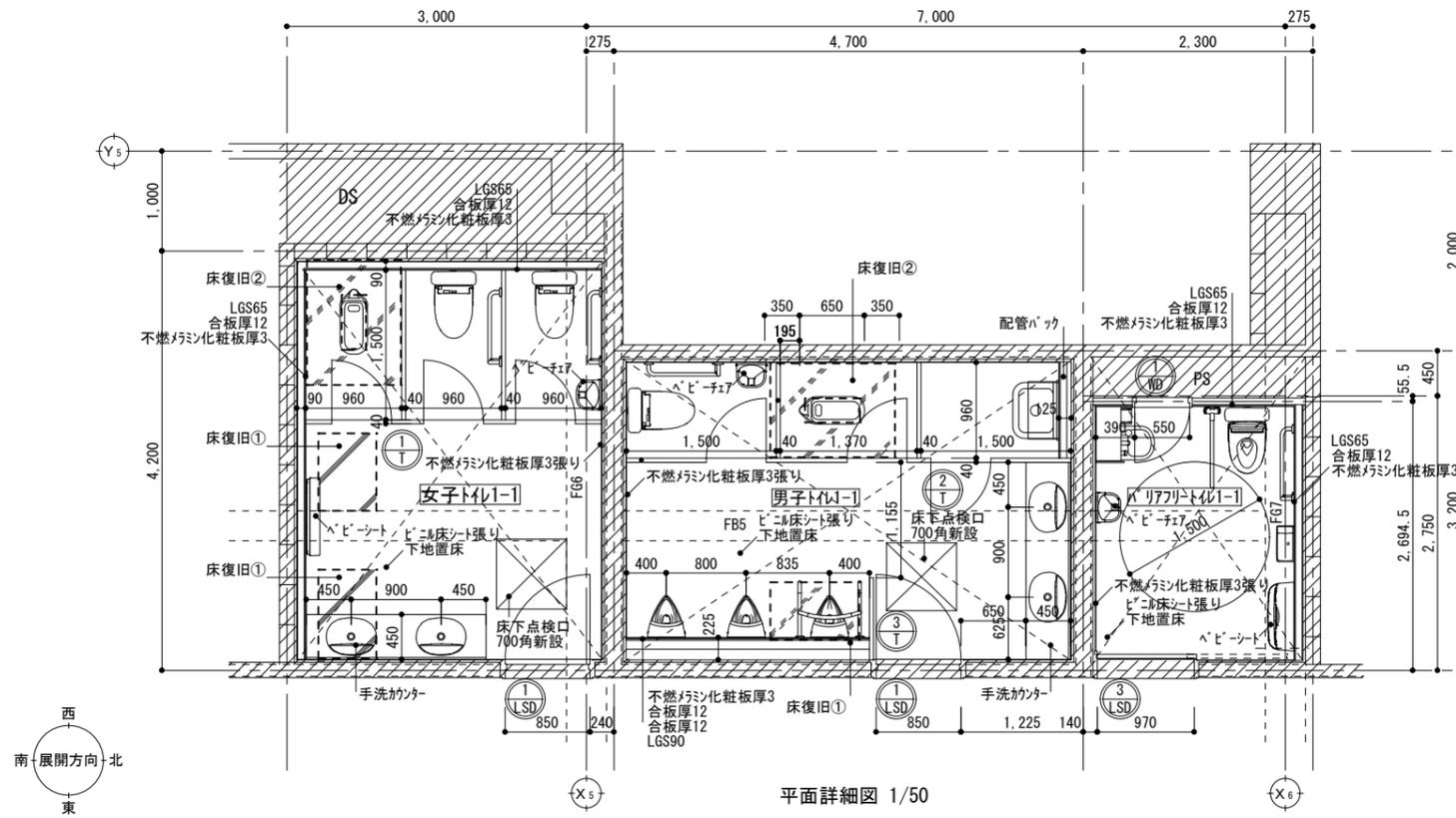
符号	仕上
V	シーリング石こうボード厚9 VE塗り(撤去) 下地LGS19(撤去)、天井点検口450角(撤去)

天井伏図 1/100

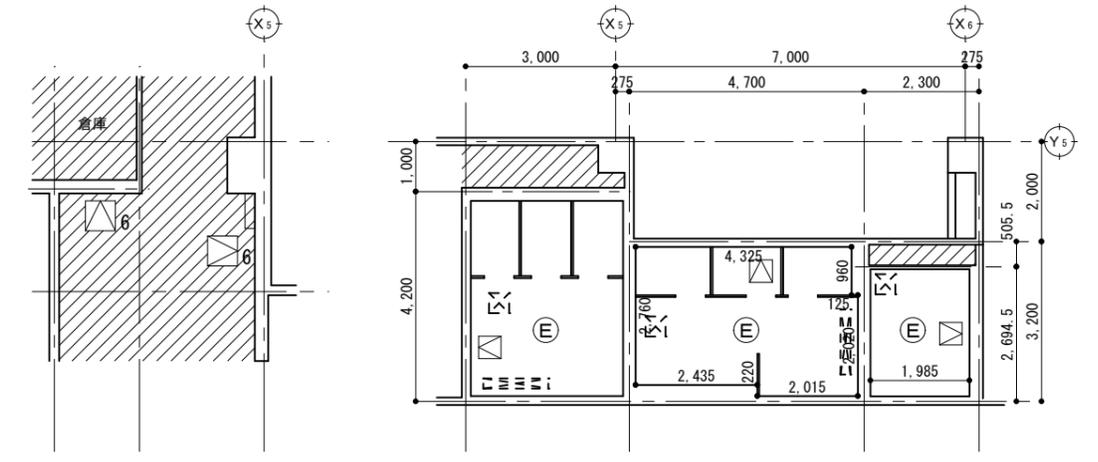
は撤去を示す

改修後

※手洗かた、鏡、小便器用すり、L型すり、はね上げすり、ベビーフイ、ベビースト、小物収納棚は建築工事



平面詳細図 1/50



符号	新設仕上
E	石こうボード厚9.5 EP塗り 下地LGS19@300
△	天井点検口450角
△6	天井点検口600角
△	設備機器用:LGS開口補強

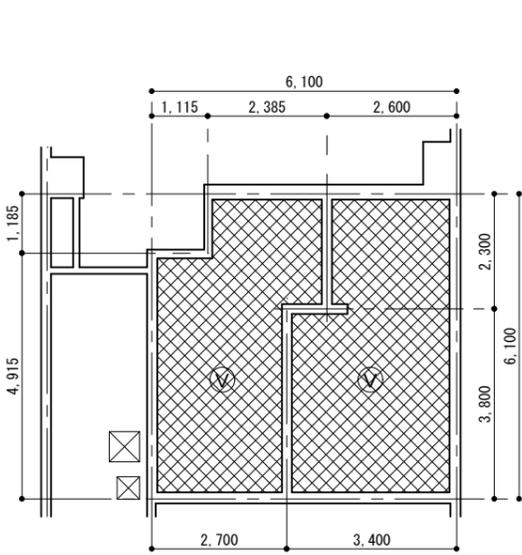
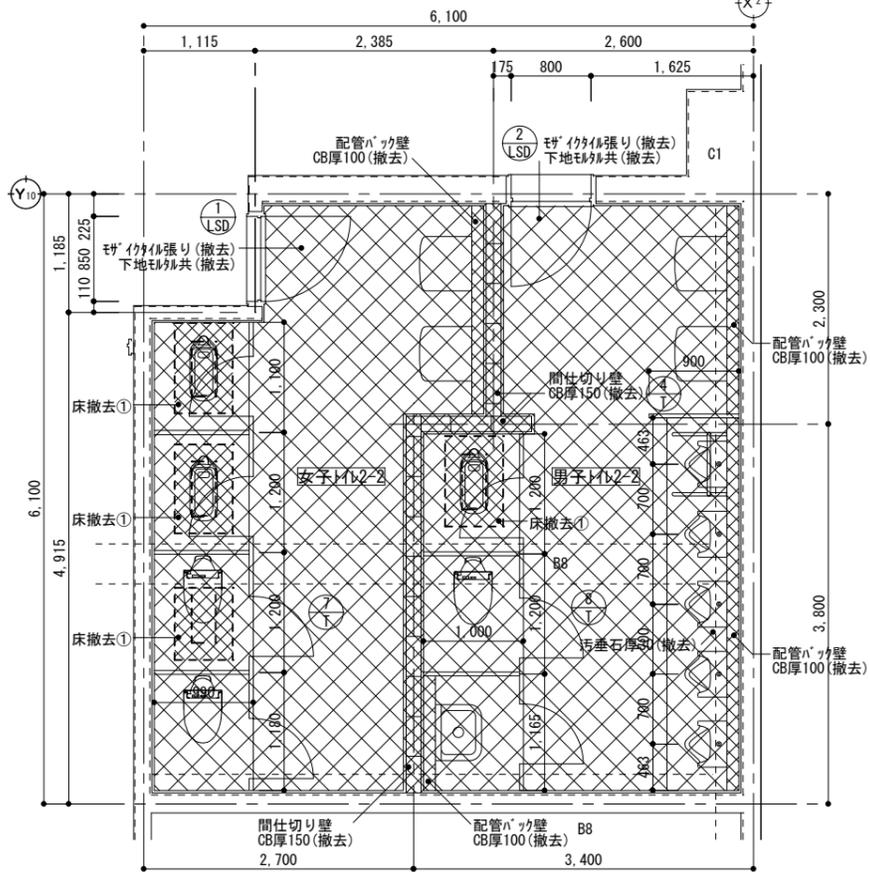
天井伏図 1/100

はトリアーコンセント配線か所を示す
は既存のままを示す

徳島県土整備部営繕課	工事名 R 8 営繕 鳴門総合運動公園 鳴・撫養 体育館トイレ改修工事建築(2)(着手日指定型)	図面番号 A-05	株式会社 岡島建築事務所
設計 R7.3	竣工	縮尺 A2:1/50, 1/100, 1/20 A3:1/70, 1/141, 1/28	1級建築士登録 第344068号 瀬尾 卓芳
1階トイレ-1平面詳細図(現況・撤去, 改修後)			

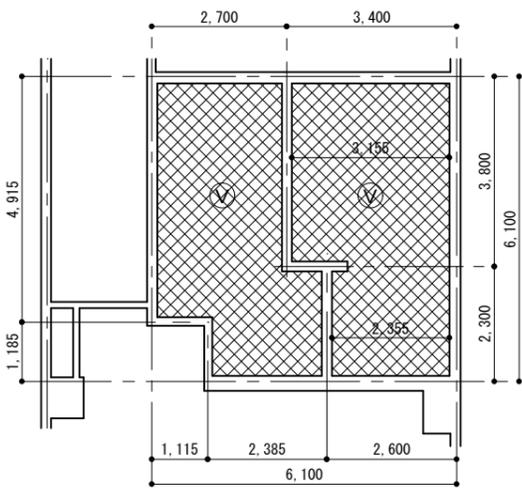
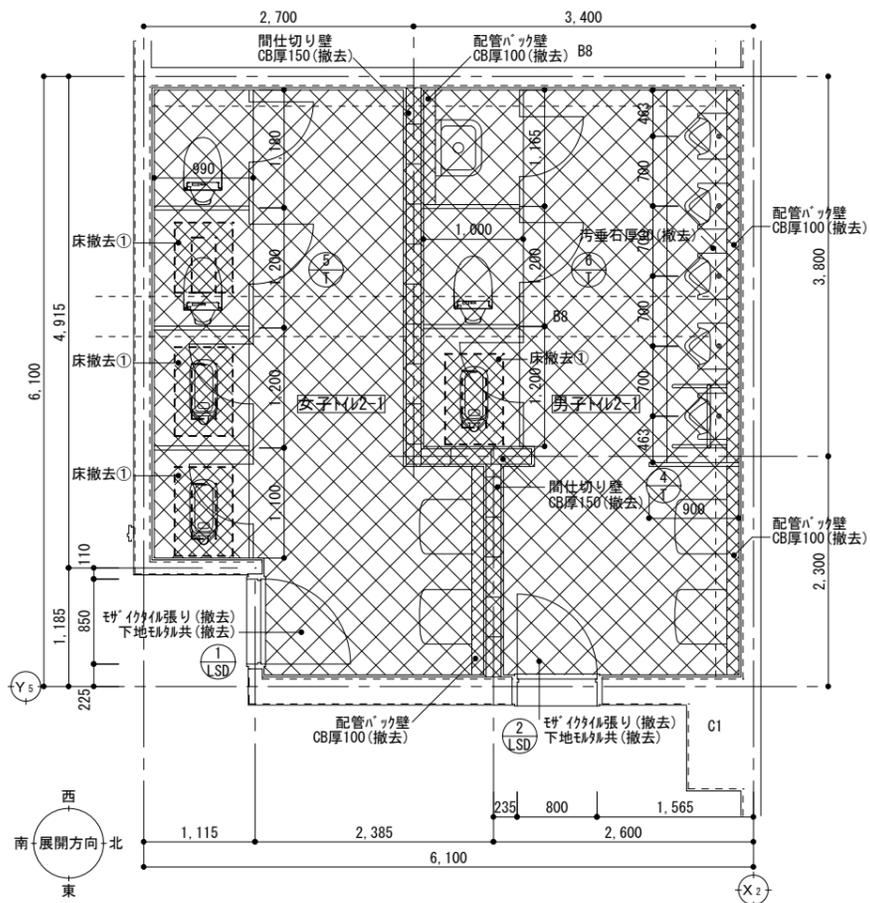
現況・撤去

※手洗カタン(配管共)、水栓(施設に引き渡し)、鏡、小便器用手すり、L型手すり、SK収納棚は建築工事



符号	仕上げ
①	シーリング石こうボード厚9 VE塗り(撤去)
②	下地LGS19(撤去)

天井伏図 1/100



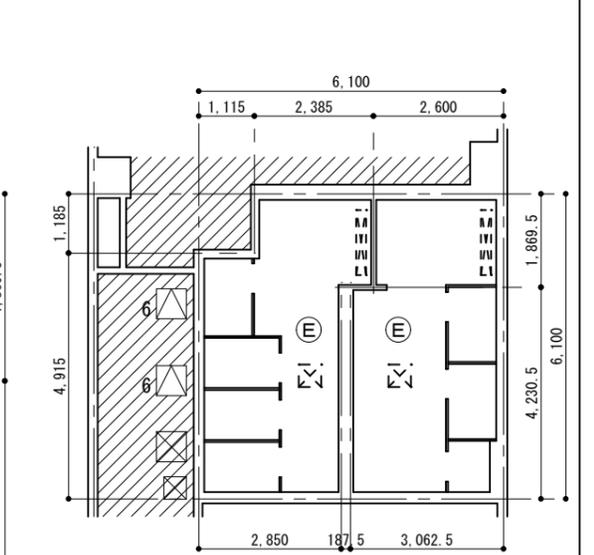
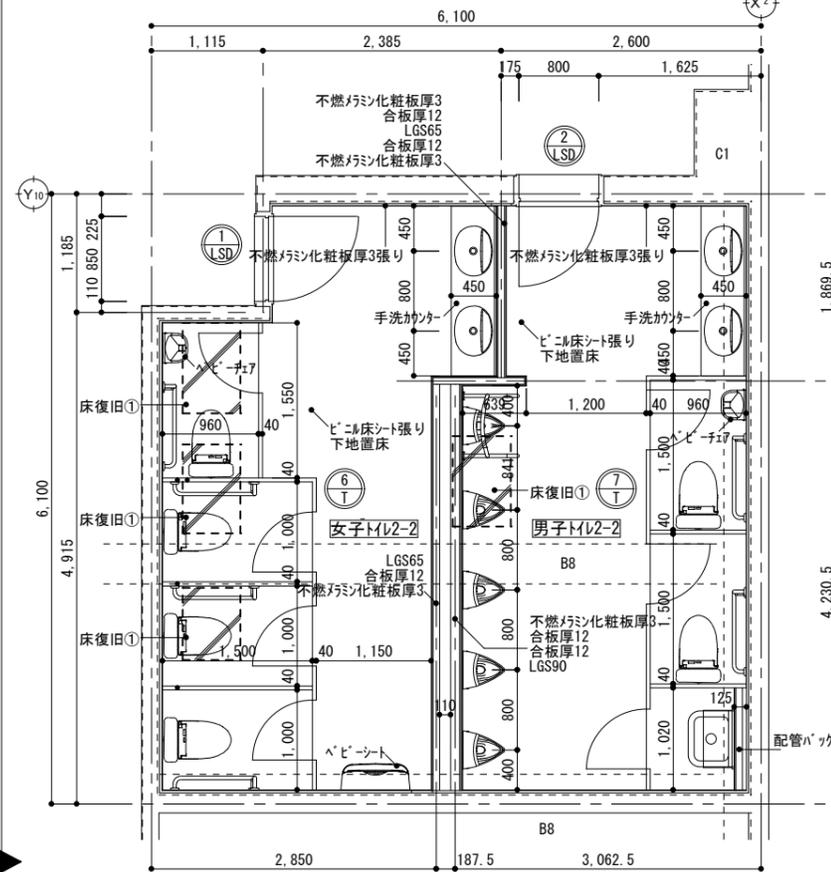
符号	仕上げ
①	シーリング石こうボード厚9 VE塗り(撤去)
②	下地LGS19(撤去)

天井伏図 1/100

は撤去を示す

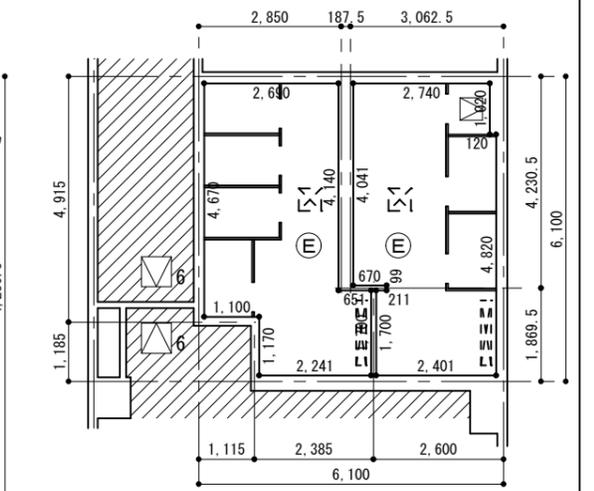
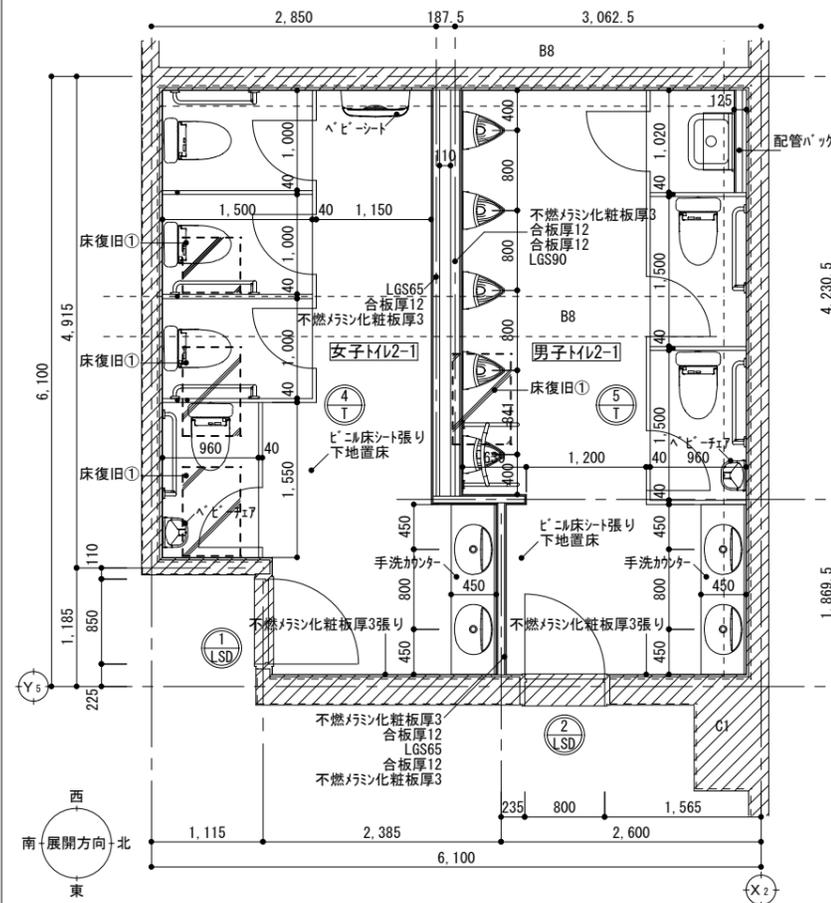
改修後

※手洗カタン、鏡、小便器用手すり、L型手すり、ベビースーツ、小物収納ハックは建築工事



符号	新設仕上げ
①	石こうボード厚9.5 EP塗り 下地LGS19@300
②	天井点検口450角
③	天井点検口600角
④	設備機器用:LGS開口補強

天井伏図 1/100

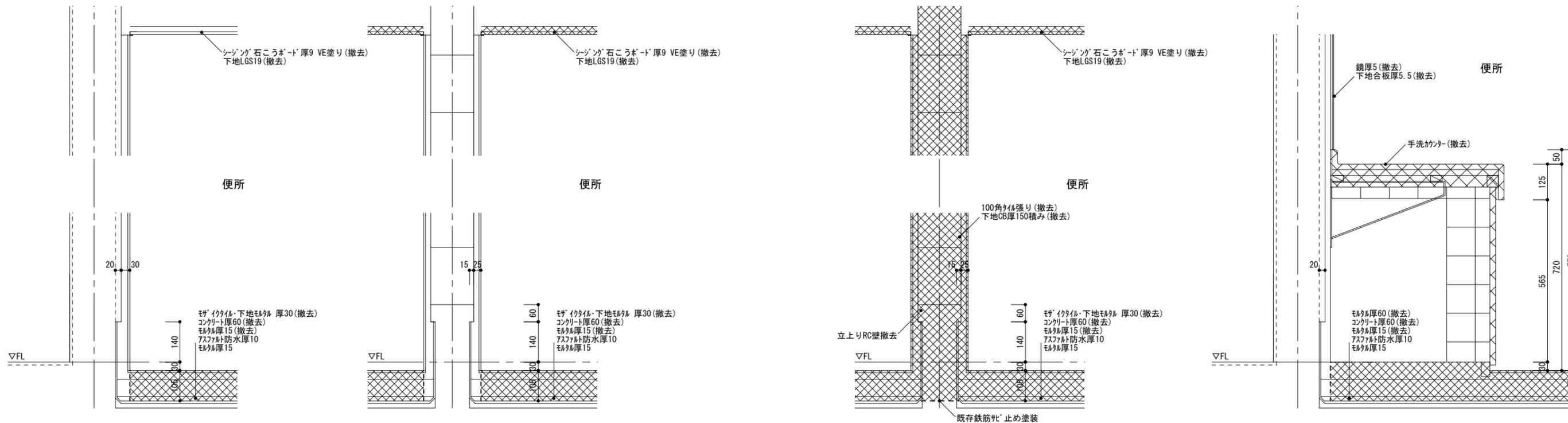


符号	新設仕上げ
①	石こうボード厚9.5 EP塗り 下地LGS19@300
②	天井点検口450角
③	天井点検口600角
④	設備機器用:LGS開口補強

天井伏図 1/100

・はトイレ・スコット配線か所を示す
は既存のままを示す

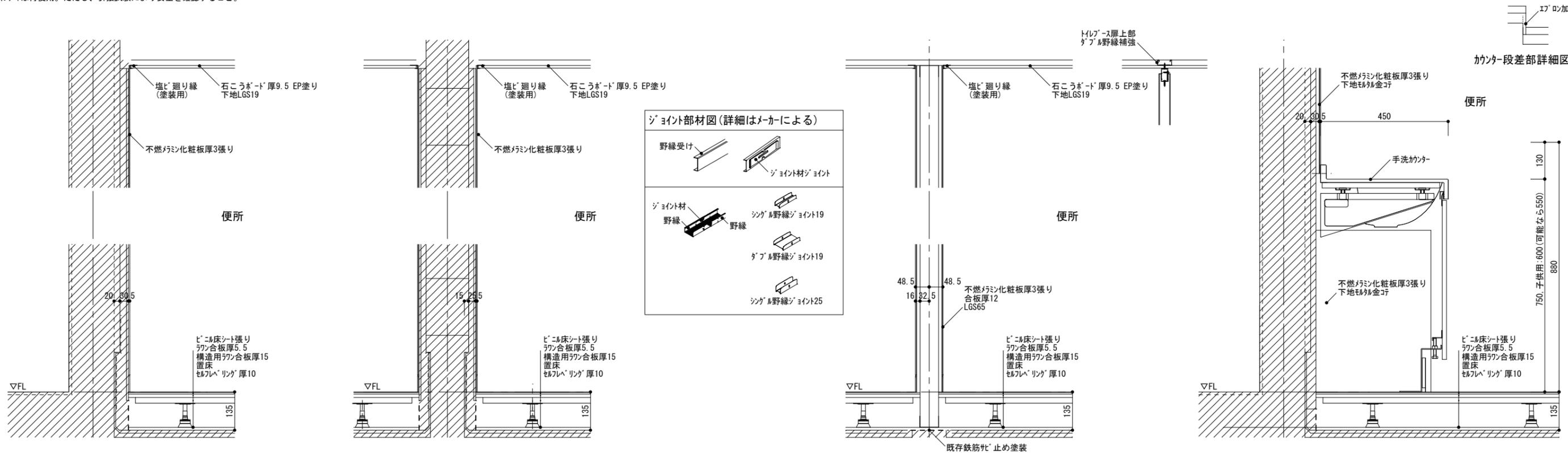
現況・撤去



※タイルの撤去位置は展開図による。

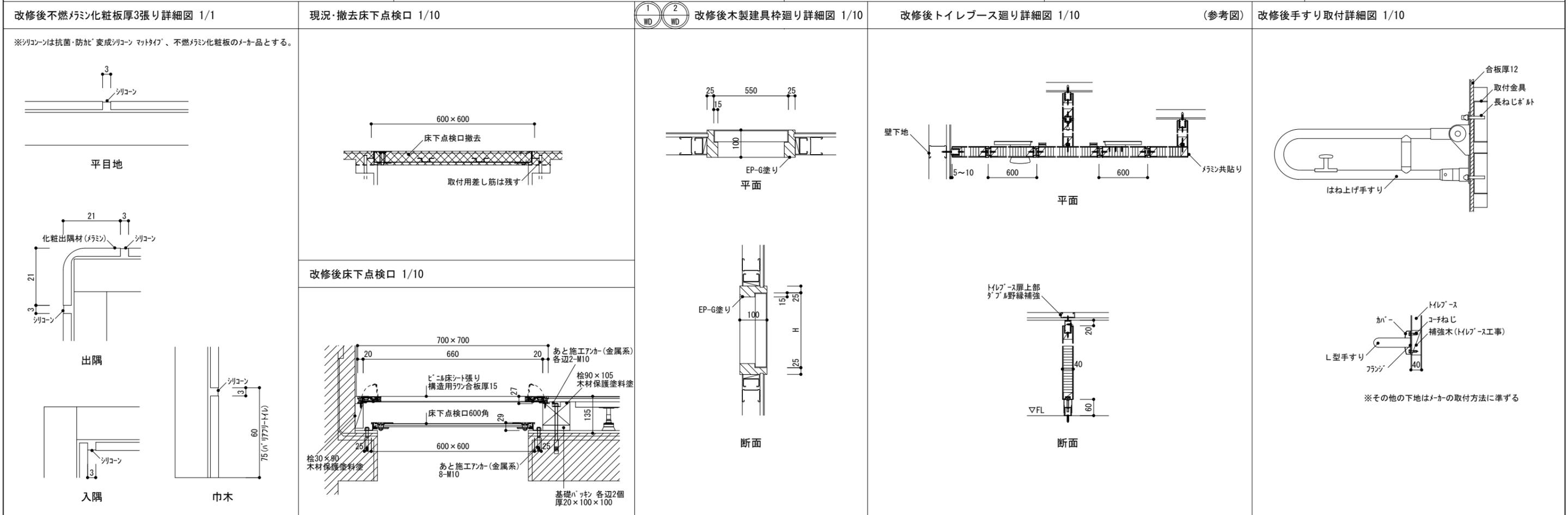
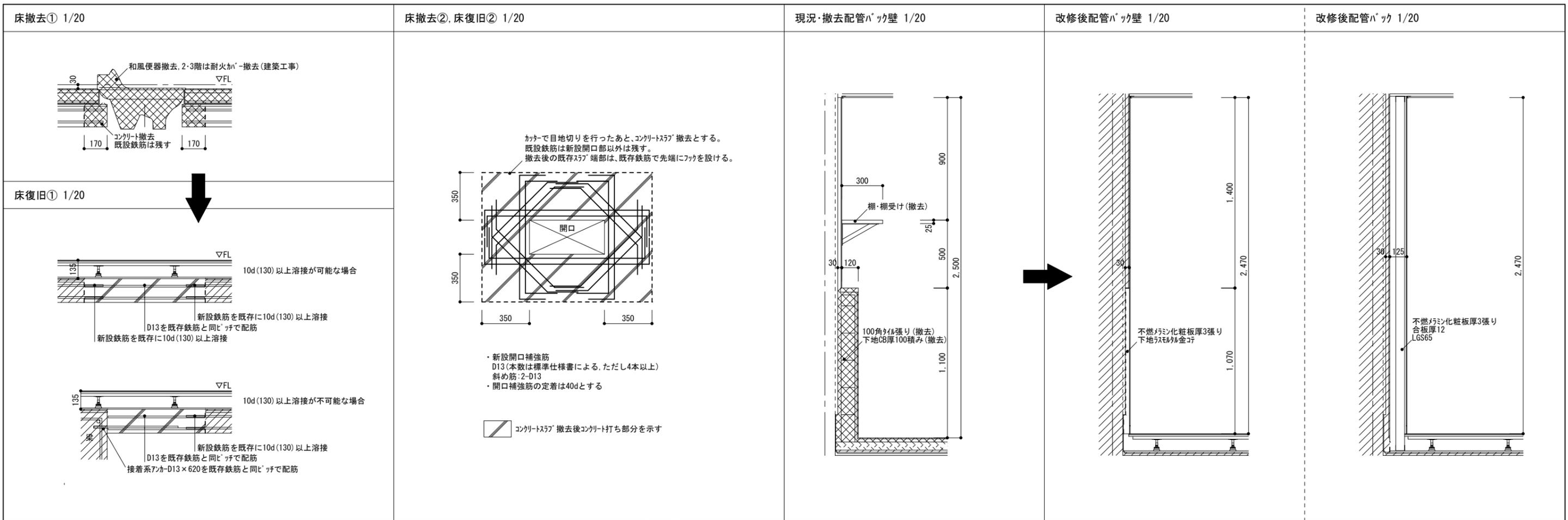
改修後

※インサートは再使用。ただし、引張試験により安全を確認すること。

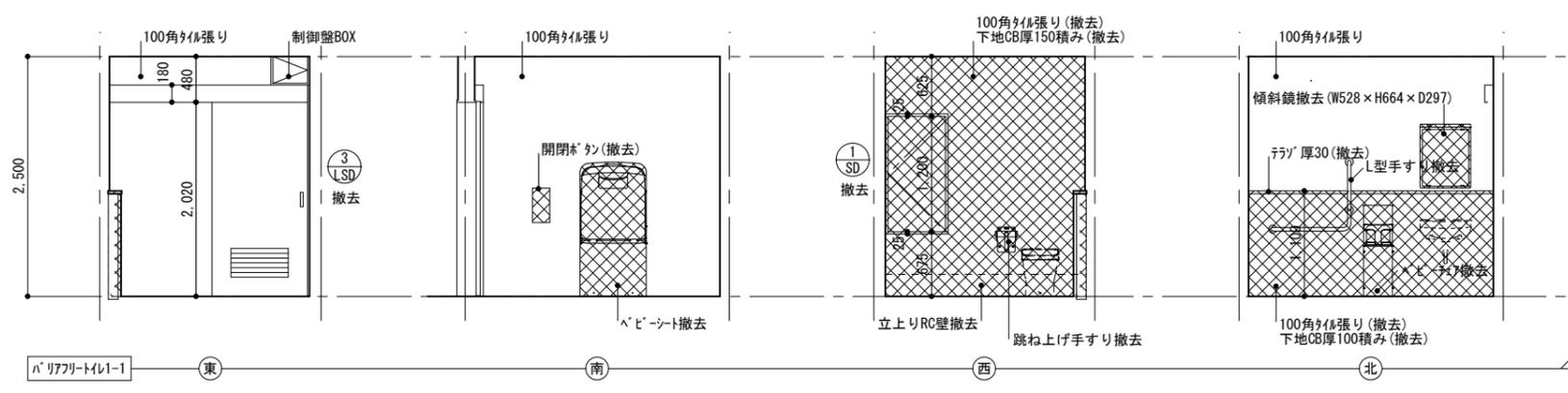
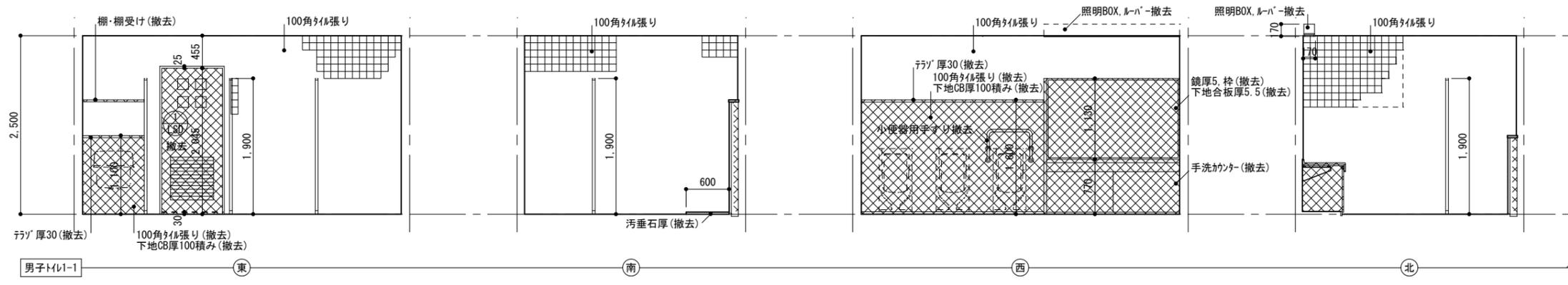
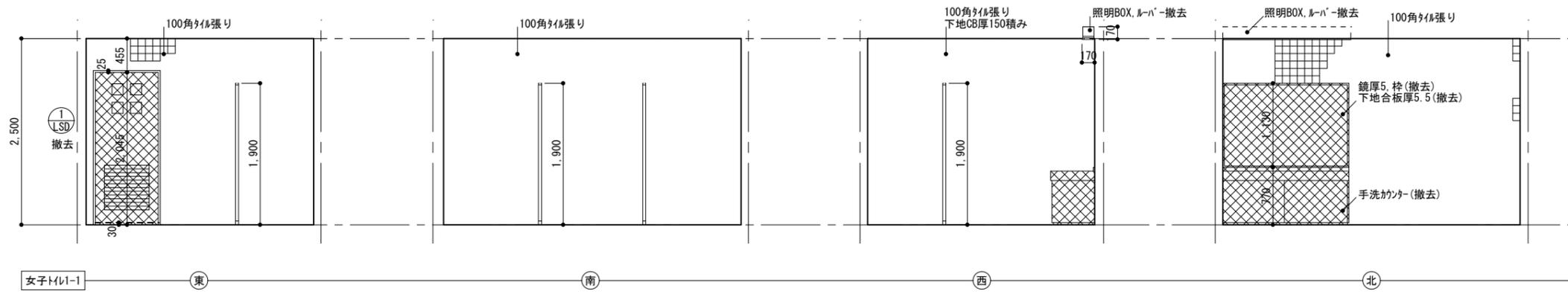


※タイルの復旧位置は展開図による。

徳島県土整備部営繕課		工事名 R8 営繕 鳴門総合運動公園 鳴・撫養 体育館トイレ改修工事建築(2) (着手日指定型)	図面番号 A-07	株式会社 岡島建築事務所
設計 R7.3	竣工	図面名 断面詳細図(現況・撤去、改修後)	縮尺 A2:1/10 A3:1/14	1級建築士登録 第344068号 瀬尾 卓芳



<p>徳島県土整備部管轄課</p> <p>設計 R7.3</p> <p>竣工</p>	<p>工事名 R8 宮崎 鳴門総合運動公園 鳴・撫養 体育館トイレ改修工事建築(2) (着手日指定型)</p> <p>図面名 各部詳細図(現況・撤去、改修後)</p>	<p>図面番号 A-08</p> <p>縮尺 A2:1/20, 1/10, 1/1 A3:1/28, 1/14, 1/1.4</p>	<p>株式会社 岡島建築事務所</p> <p>1級建築士登録 第344068号</p> <p>瀬尾 卓 芳</p>
--	---	--	---

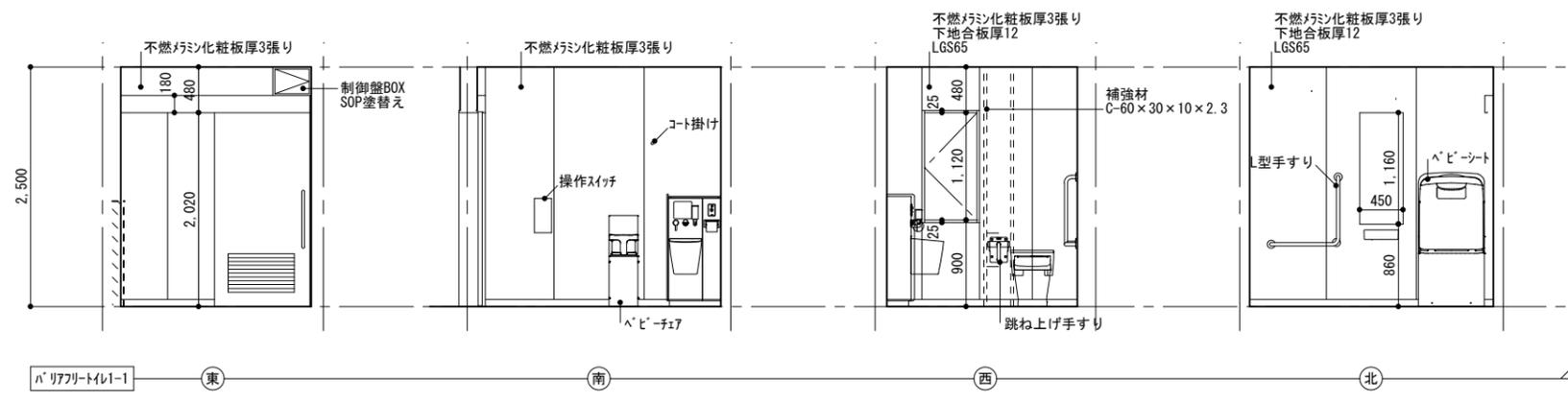
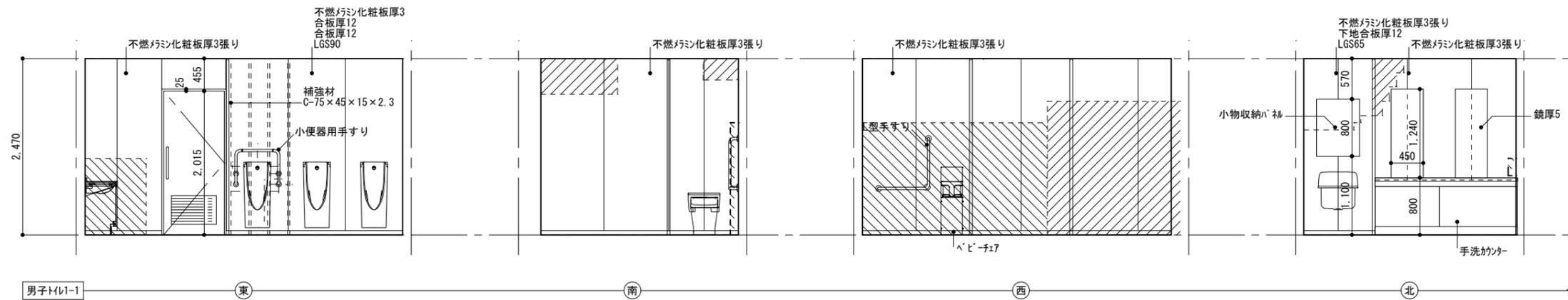
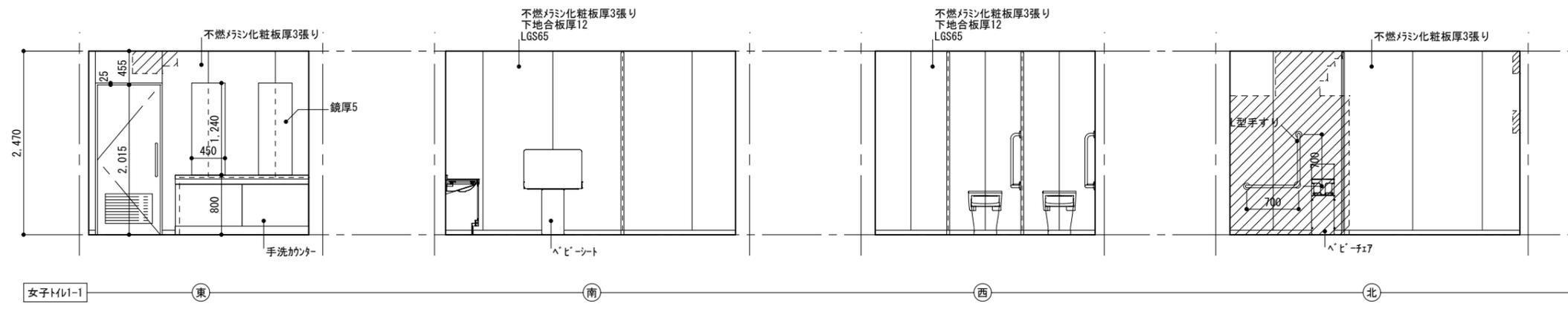


※タイル面事前調査: 目視や打診による確認作業、マーキング、計測、図面記入等を工事に先立ち実施すること。

- はタイル浮き部撤去を示す
- は撤去を示す

※特記なき鏡, 小便器用手すり, L型手すり, はね上げ手すり, ベビースーツ撤去は本工事

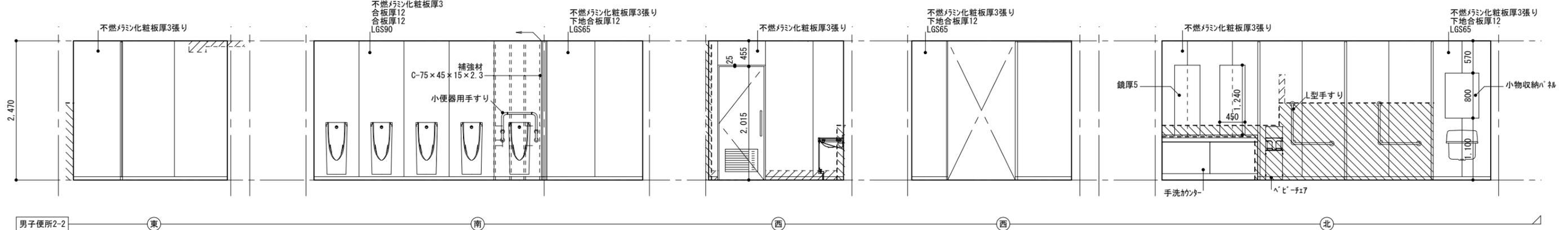
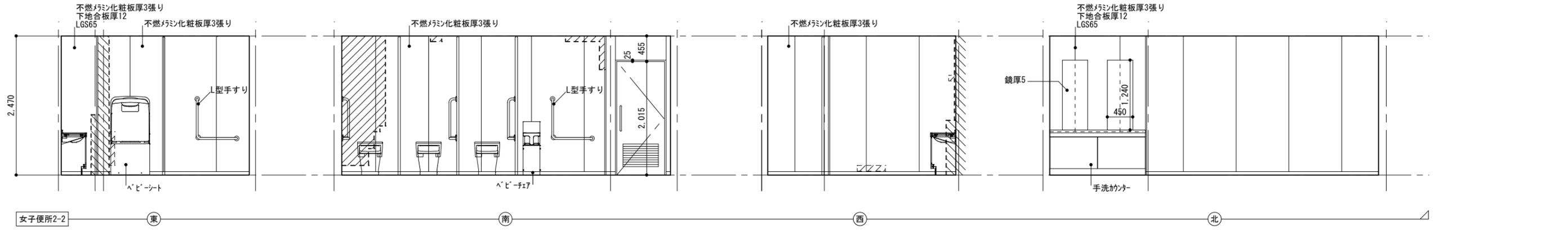
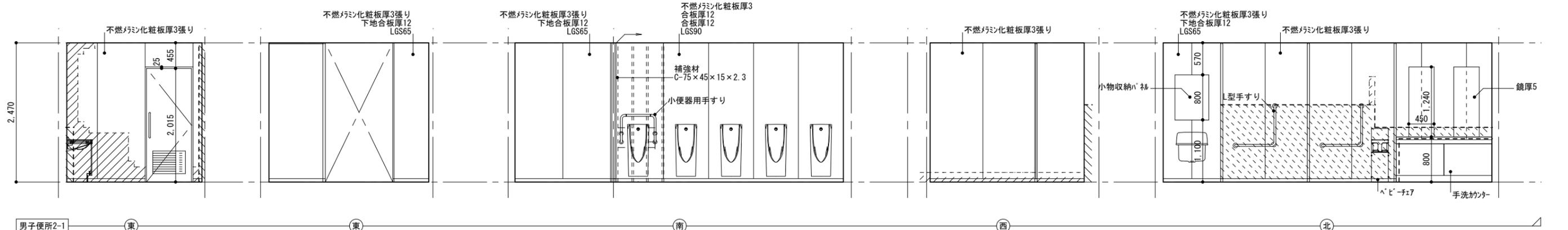
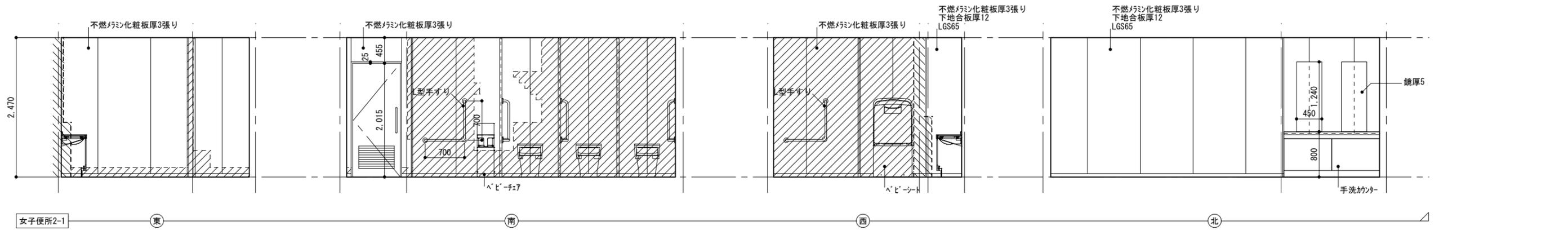
徳島県土整備部営繕課		工事名 R 8 宮崎 鳴門総合運動公園 鳴・撫養 体育館トイレ改修工事建築(2) (着手日指定型)	図面番号 A-09	株式会社 岡島建築事務所
設計 R7.3	竣工	図面名 現況・撤去1階トイレ1-1展開図	縮尺 A2:1/50 A3:1/70	1級建築士登録 第344068号 瀬尾 卓 芳



 はタイル撤去跡の補修を示す
 は撤去跡の金切りを示す

※手洗かみか、鏡、小便器用すり、L型すり、はね上げすり、ハビシート7、ハビシート、小物収納ハは建築工事

徳島県土整備部営繕課		工事名	R 8 営繕 鳴門総合運動公園 鳴・撫養 体育館トイレ改修工事建築(2) (着手日指定型)	図面番号	A-10	株式会社 岡島建築事務所 1級建築士登録 第344068号 瀬尾 卓 芳
設計	竣工	図面名	改修後 1階トイレ-1展開図	縮尺	A2:1/50 A3:1/70	
R7.3						



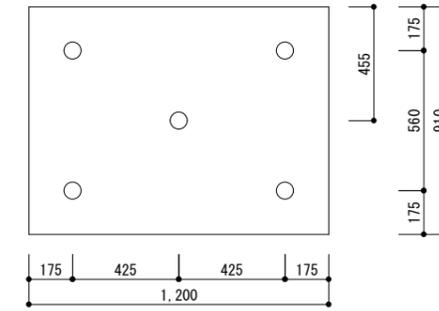
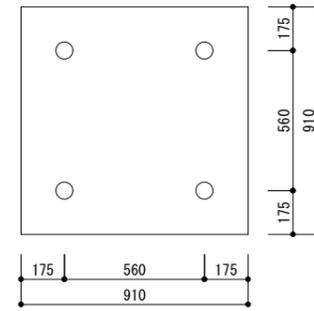
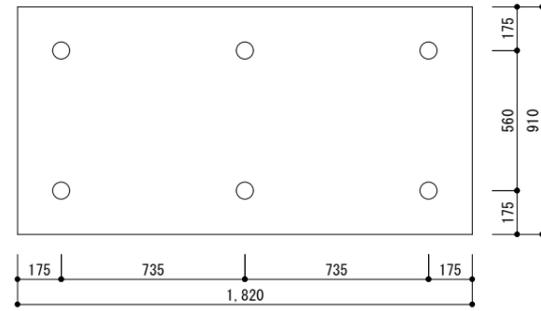
 はトイレ撤去跡の外部補修を示す
 は撤去跡の内部金切りを示す
 ※手洗カウンター、鏡、小便器用手すり、L型手すり、はね上げ手すり、ベビーチェイア、ベビーシート、SK収納棚は建築工事

徳島県土整備部営繕課		工事名	R 8 宮崎 鳴門総合運動公園 鳴・撫養 体育館トイレ改修工事建築 (2) (着手日指定型)	図面番号	A-12	株式会社 岡島建築事務所
設計	R7.3	竣工		縮尺	A2:1/50 A3:1/70	1級建築士登録 第344068号 瀬尾 卓芳
		図面名	改修後2階便所2-1, 2-2展開図			

符 号	場 所	1	女子・男子トイレ1-1, 女子トイレ2-1, 2-2	2	男子トイレ2-1, 2-2	3	ハリアリトイレ1-1	1	ハリアリトイレ1-1 PS					
名 称	LSD	片開き軽量スチール7	LSD	片開き軽量スチール7	LSD	自動片引き軽量スチール7	SD	片開きスチール7						
今 回 工 事 改 修 内 容	扉撤去			扉撤去		扉・レール・自動閉鎖装置撤去		扉・枠撤去						
姿 図														
見 込	数 量	40	4 箇所	40	2 箇所	40	1 箇所	40	1 箇所					
ガ ラ ス	仕 上	型4	SOP	型4	SOP	型4	SOP	型4	SOP					
金 物	押し棒, 丁番			押し棒, 丁番		引き手, 自動閉鎖装置, 操作スイッチ		平面ハンドル, 丁番						
符 号	場 所	1	女子トイレ1-1	2	男子トイレ1-1	3	男子トイレ1-1	4	男子トイレ1-1, 2-1, 2-2	5	女子トイレ2-1	6	男子トイレ2-1	
名 称	T	トイレース	T	トイレース	T	トイレース	T	トイレース	T	トイレース	T	トイレース		
今 回 工 事 改 修 内 容	撤去			撤去		撤去		撤去		撤去		撤去		
姿 図														
見 込	数 量	40	1 箇所	40	1 箇所	40	1 箇所	40	3 箇所	40	1 箇所	40	1 箇所	
ガ ラ ス	仕 上	表面材: フロシ、心材: へーパ-コ7			表面材: フロシ、心材: へーパ-コ7		表面材: フロシ、心材: へーパ-コ7		人研ぎ		表面材: フロシ、心材: へーパ-コ7		表面材: フロシ、心材: へーパ-コ7	
金 物	7{笹木, SUS巾木, 戸当り, 付属金物一式			7{笹木, SUS巾木, 戸当り, 付属金物一式		7{笹木, SUS巾木, 戸当り, 付属金物一式				7{笹木, SUS巾木, 戸当り, 付属金物一式		7{笹木, SUS巾木, 戸当り, 付属金物一式		
符 号	場 所	7	女子トイレ2-2	8	男子トイレ2-2									
名 称	T	トイレース	T	トイレース										
今 回 工 事 改 修 内 容	撤去			撤去										
姿 図														
見 込	数 量	40	1 箇所	40	1 箇所									
ガ ラ ス	仕 上	表面材: フロシ、心材: へーパ-コ7			表面材: フロシ、心材: へーパ-コ7									
金 物	7{笹木, SUS巾木, 戸当り, 付属金物一式			7{笹木, SUS巾木, 戸当り, 付属金物一式										

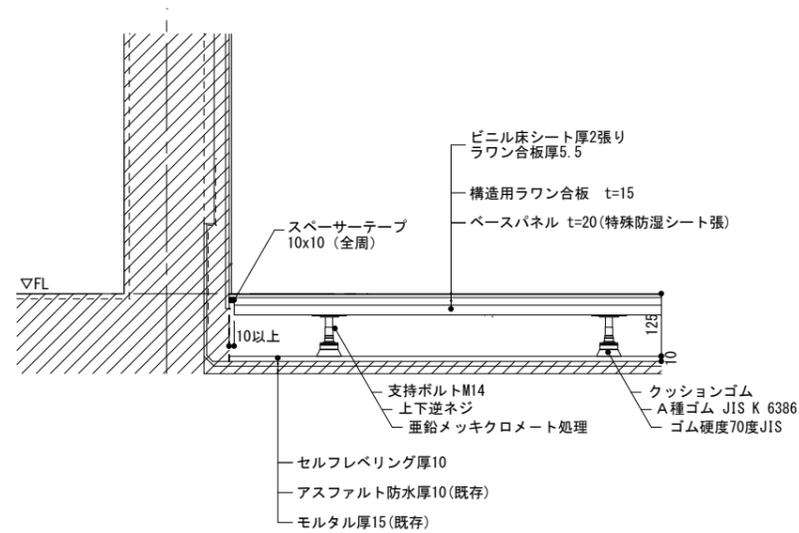
符 場 所 号 名 称	① 女子・男子トイレ1-1, 女子トイレ2-1, 2-2 LSD 片開き軽量スライド7(常閉)	② 男子トイレ2-1, 2-2 LSD 片開き軽量スライド7(常閉)	③ バリアフリートイレ1 LSD 自動片引き軽量スライド7	ガラリ詳細図	① バリアフリートイレ1 PS WD 片開き木製フラッシュ戸
今回工事改修内容	扉新設, 既存枠:EP-G塗替え	扉新設, 既存枠:EP-G塗替え	扉新設, レールカバ-新設EP-G塗り, 既存枠:EP-G塗替え		扉新設, 木製枠新設:EP-G塗り
姿 図					
見 込 数 量	40 4か所	40 2か所	40 1か所		40 1か所
ガラス 仕 上	型4 表面材:フミン樹脂焼付塗装、心材:7&ミコ7	型4 表面材:フミン樹脂焼付塗装、心材:7&ミコ7	型4 表面材:フミン樹脂焼付塗装、心材:7&ミコ7	溶融亜鉛メッキ鋼板厚1.2 フミン樹脂焼付塗装	ホリ合板, 小口フミンコ7
金 物	押し棒(SUS7ラスト)L=450, ドアフック, 旗丁番, 戸当り	押し棒(SUS7ラスト)L=450, ドアフック, 旗丁番, 戸当り	引き棒(SUS7ラスト)L=600, 自動閉鎖装置, 操作スイッチ 電気錠, 指詰防止コマ		平面ハンドル(ツリダテ-錠付), 旗丁番
符 場 所 号 名 称	① 女子トイレ1 T トイレ-ス	② 男子トイレ1 T トイレ-ス	③ 男子トイレ1 T トイレ-ス	④ 女子トイレ2-1 T トイレ-ス	⑤ 男子トイレ2-1 T トイレ-ス
今回工事改修内容	トイレ-ス新設	トイレ-ス新設	トイレ-ス新設	トイレ-ス新設	トイレ-ス新設
姿 図					
見 込 数 量	40 1か所	40 1か所	40 1か所	40 1か所	40 1か所
ガラス 仕 上	表面材:フミン化粧板、心材:ハ-ハ-コ7	表面材:フミン化粧板、心材:ハ-ハ-コ7	表面材:フミン化粧板、心材:ハ-ハ-コ7	表面材:フミン化粧板、心材:ハ-ハ-コ7	表面材:フミン化粧板、心材:ハ-ハ-コ7
金 物	7&ミコ7, SUS巾木, グレイトヒンジ, スライドホ-ル, 戸当り 付属金物一式	7&ミコ7, SUS巾木, グレイトヒンジ, スライドホ-ル, 戸当り 面付本締錠, SK取手, 付属金物一式	SUS巾木, 付属金物一式	7&ミコ7, SUS巾木, グレイトヒンジ, スライドホ-ル, 戸当り 付属金物一式	7&ミコ7, SUS巾木, グレイトヒンジ, スライドホ-ル, 戸当り 面付本締錠, SK取手, 付属金物一式
符 場 所 号 名 称	⑥ 女子トイレ2-2 T トイレ-ス	⑦ 男子トイレ2-2 T トイレ-ス			
今回工事改修内容	トイレ-ス新設	トイレ-ス新設			
姿 図					
見 込 数 量	40 1か所	40 1か所			
ガラス 仕 上	表面材:フミン化粧板、心材:ハ-ハ-コ7	表面材:フミン化粧板、心材:ハ-ハ-コ7			
金 物	7&ミコ7, SUS巾木, グレイトヒンジ, スライドホ-ル, 戸当り 付属金物一式	7&ミコ7, SUS巾木, グレイトヒンジ, スライドホ-ル, 戸当り 面付本締錠, SK取手, 付属金物一式			

室名	トイレ
床高	H=125
仕上材	ビニル床シート厚2張り ラワン合板厚5.5
捨張	構造用ラワン合板 t=15
下地	ベースパネル t=20 (G-350 特殊防湿シート張)

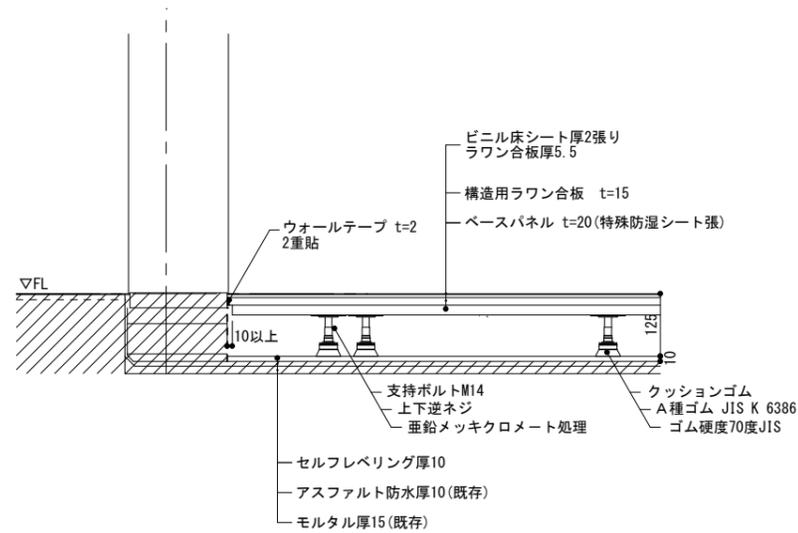


○印は支持脚位置を示す、壁周り1列端部用ゴムは接着剤にて固定

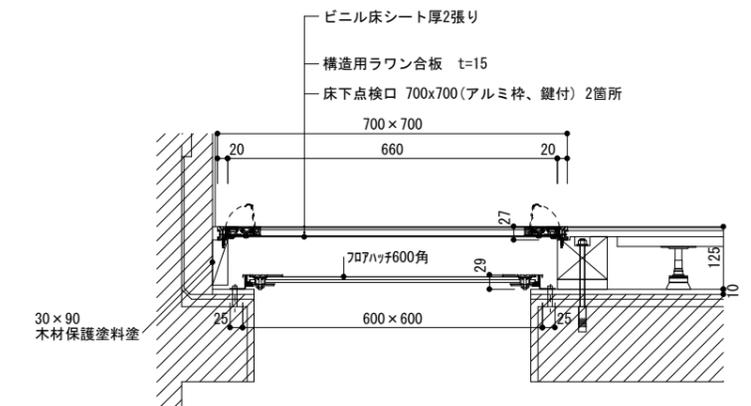
使用ベースパネル 1/20



巾木廻り納まり 1/10



出入口廻り納まり 1/10



床下点検口廻り納まり 1/10

徳島県県土整備部営繕課		工事名	R8 宮崎 鳴門総合運動公園 鳴・撫養 体育館トイレ改修工事建築(2)(着手日指定型)	図面番号	A-15	株式会社 岡島建築事務所 1級建築士登録 第344068号 瀬尾 卓 芳
設計	竣工	図面名	改修後置床詳細図(参考図)	縮尺	A2:1/20, 1/10 A3:1/28, 1/14	
R7.3						

概略工程表(参考)							
	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
建築工事	8/15 準備工 書類作成	9/14					書類作成
		解体	躯体	躯体養生 床・壁・天井 下地	躯体養生 床・壁・天井 仕上げ	ユニット 清掃等 検査	
電気設備工事 (建築工事にまきこみ)	準備工 書類作成						書類作成
		解体		配線等		器具 清掃等 検査	
機械設備工事 (別途工事)	準備工 書類作成						書類作成
		解体		配管等		器具 清掃等 検査	

▼竣工

▼竣工

▼竣工

- ① 工程については、施設管理者と協議の上決定すること。
- ② 施設内での行事(興業・スポーツ大会等)により施工時期が制限される場合があるので、施設管理者との調整・情報共有をし、工程の遅延防止に配慮すること。
- ③ 施設の使用に影響のある、騒音、振動、粉塵等を伴う作業は施設運営中には原則施工できない。また、休日においても施設管理者より作業中止の要望がある場合は、作業の中止を行う場合がある。
- ④ 園内の工事車両の通行については、施設管理者と十分協議すること。
- ⑤ 屋内搬入路は施設利用者も使用するので通行の支障となる資材の搬入は、休館日(火曜)、または、8時30分までに行うこと。詳細は施設管理者と協議によるものとする。
- ⑥ コンクリートの打設は、原則施設の休館日である火曜日に行うこと。
- ⑦ その他の詳細な施工条件については、実施工程表及び総合施工計画書の作成時に施設管理者と協議の上決定し、適宜相互に日程の調整及び確認を行う。
- ⑧ 工事着手日は、R8.8.15とする。

		徳島県土整備部営繕課		工事名	R8 営繕 鳴門総合運動公園 鳴・撫養 体育館トイレ改修工事建築(2)(着手日指定型)	図面番号	A-16	株式会社 岡島建築事務所	
		設計	竣工	図面名	概略工程表(参考図)	縮尺	NON	1級建築士登録 第344068号 瀬尾 卓芳	
		R7.3							

工事名：R 8 営繕 鳴門総合運動公園 鳴・撫養 体育館トイレ改修工事建築（2）（着手日指定型）

Ⅲ. 電気設備工事特記仕様書

1章 一般共通事項

1. 官公署その他への届出手続等

- ① 本工事に必要な工事用電力、水などの費用及び官公署への諸手續などの費用は本工事に含む。
官公署その他への届出手続等は(標仕<1> 1.1.3)により行う。なお、監理指針<1>1.1.3を参考とする。
・ 自家用電気工作物の保安規程(本工事にし定める ・ 既存施設の保安規程を適用(改修・増築等))
・ 既存施設の保安規程を適用する場合の工事、維持、運用に関する保安業務は電気主任技術者との協議による。
・ 本受電後引渡しまでの基本料金(本工事 ・ 別途)

- ② 官公署その他への届出手続等を行うにあたり、届出内容について、あらかじめ監督員に報告する。
③ 官公署その他関係機関の検査に必要な資機材及び労務等は本工事で提供する。

2. 養生等

- ① 本工事の施工に伴い既成部分を汚染又は損傷した場合は、既成にないら補修する。
② 工事により影響の及ぼす範囲内にある重要物品等は次のとおりである。受注者は、注意事項に従い適切な措置を施すこと。

備品等名称	
注意事項	

3. 機材の品質等

- ① 本工事に使用する材料・機材等は、設計図書に定める品質及び性能を有するもの又は同等のものとする。ただし、同等のものを使用する場合は、あらかじめ監督員の承諾を受ける。
② 下表に示す材料・機材等の製造業者等は次の①から⑤の事項を満たすものとし、証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたものを示す書面を提出して監督員の承諾を受ける。
1) 品質及び性能に関する試験データを整備していること。
2) 生産施設及び品質の管理を適切に行っていること。
3) 法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。
4) 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。
5) 販売、保守等の営業体制を整えていること。

品名	機材名・注記
LED照明器具	一般屋内用に限る
盤類	分電盤(OA盤・実験盤を含む)、制御盤、キュービクル式配電盤高圧スイッチギヤ(CW形、PW形)
高圧機器	高圧交流遮断器、高圧進相コンデンサ、高圧限流ヒューズ、高圧負荷開閉器高圧変圧器(特定機器)、高圧避雷器
蓄電池	ベントリ据置鉛蓄電池、制御弁式据置鉛蓄電池、据置ニッケル・カドミウムアルカリ蓄電池シール形ニッケル・カドミウムアルカリ蓄電池
交流無停電電源装置	常時インバータ給電方式(定格出力300kVA以下のもの)、ラインインタラクティブ方式常時商用給電方式、常時インバータ給電方式(簡易型)
太陽光発電装置	パワーコンディション及び系統連系保護装置 ※系統連系保護機能を有するパワーコンディションを含み、太陽電池アレイ及び接続箱を除く。
監視カメラ装置	
中央監視制御装置	簡易形監視制御装置、監視制御装置

- ③ 機器類は、図示する形状又は配管などの取出し位置等により、特定製造者の特定の製品を指定若しくは限定しない。
④ 機材の検査に伴う試験については、標仕 <1>1.4.5により行う。また、製造者において試験方法を定めている項目については、試験要領書を提出する。

4. 施工調査

- ① 工事の着手に先立ち、実施工程表及び施工計画書等作成のための必要な調査・打合せを行うこと。
② 工事の施工に先立ち、工事関連部分の事前調査(支障物件の調査・確認を含む)及び工事関係者(施設管理者・電気主任技術者・関係官公庁等)との事前打合せを実施し、その結果を監督員に報告する。

2章 共通工事

1. 耐震施工 (参考図書:建築設備耐震設計・施工指針(2014年版))

- ① 設備機器の固定は、施設の種類並びに機器の種類、重要度及び設置階に応じて、次の設計用水平地震力及び設計用鉛直地震力に対し、移動、転倒、破損等が生じないようにする。

なお、施工に先立ち、耐震計算書を監督員に提出し、承諾を受けるものとする。

- 設計用水平地震力
機器の重量(kN)に、地域係数及び設計用標準水平震度を乗じたものとする。なお、設計用標準水平震度は、特記なき場合は下表による。
- 設計用鉛直地震力
設計水平地震力の1/2とし、水平地震力と同時に働くものとする。
- 施設の種類、地域係数
施設の種類(特定の施設 ・ 一般の施設) 地域係数(1.0 ・ 0.9)
- 重要機器
(配電盤 ・ 防災用発電装置 ・ 直流電源装置 ・ 交流無停電電源装置 ・ 交換機
火災報知受信機 ・ 中央監視制御装置 ・ 内情報通信網装置)
- 設計用標準水平震度

設置場所	機器種別	特定の施設		一般の施設	
		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上層階、 屋上及び塔屋	機器	2.0	1.5	1.5	1.0
	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5
	水槽類	2.0	1.5	1.5	1.0
中層階	機器	1.5	1.0	1.0	0.6
	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0
	水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6
1階及び地下階	機器	1.0	0.6	0.6	0.4
	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6
	水槽類	1.5	1.0	1.0	0.6

(注) ・ 上層階の定義は次のとおりとする。

- 2～6階の場合は最上階、7～9階の場合は上層2階、10～12階建の場合は上層3階、13階以上の場合は上層4階
・ 水槽類にはオイルタンク等を含む。

- ② 質量100kg以下の軽量な機器(標仕の適用を受けるものは除く)の取付については、機器製造者の指定する方法で確実に取付けを行うものとし、特に計算を行わなくともよい。
③ 横引き配管等の耐震支持は、施設の種類に応じたものとする。

工事名：R 8 営繕 鳴門総合運動公園 鳴・撫養 体育館トイレ改修工事建築（2）（着手日指定型）

2. あと施工アンカー

あと施工アンカーボルトの選定については、次による。

- ① 機器類の固定には、金属拡張アンカーおねじ形又は接着系アンカーを使用し、重要機器及び次の機器については、施工後確認試験を行う。
(・ 試験方法 引張試験機による引張試験とし、確認強度まであと施工アンカーを引張るものとする。
・ 試験箇所数 対象機器、径毎に対し1本とし、無作為に抜き取る。)
② 配管の吊り及び支持材の固定には、その自重に十分耐えうるアンカーを使用する。なお、耐震支持に使用する躯体取付用のアンカーは金属拡張アンカーおねじ形又は接着系アンカーとする。

- ③ 屋外に使用するものはステンレス製又はJIS H 8641「溶融亜鉛めっき」に規定するHDZT49以上の溶融亜鉛めっきを施したものとする。
(ただし、コンクリート内に施工するあと施工アンカーは除く)

3. 非破壊検査

- ① はつり、穴開け及びあと施工アンカー等の施工に当たり、埋設物の事前調査を行い、監督員に報告すること。
② 施工場所を鉄筋探査機により探査し、鉄筋、配管類の位置に墨出しを行う。なお、探査の結果、放射線透過検査を必要とする場合については、監督員と協議の上、適切に対応するものとする。

4. 風圧力及び積雪荷重の適用区分

- 建築基準法に基づき定まる風圧力及び積雪荷重の算定には、次の条件を用いる。
・ 風圧力 風速V₀=(36 ・ 38)m/s ・ 積雪荷重 平成12年建設省告示1455号における区域 別表(三十五)

5. 各種荷重計算

- ・ 避雷針支持管
- ・ テレビアンテナマスト
- ・ 風力発電装置
- ・ 太陽電池アレイ

6. 強度計算

- ・ ブロックマンホール及びハンドホール
- ・ 自家発電装置配管類支持材
- ・ ケーブルラック支持材
- ・ 垂直ケーブルの最終端支持材
- ・ 照明用ポール
- ・

7. 試験

- ① 試験項目は、標仕<2> 2.18.2により行う。なお、監理指針<2> 2.18.2を参考とする。
② 照度測定の測定方法は、JIS C 7612を参考とする。
③ 次の項目は、施工前と施工後に行うものとする。
・ 照度測定 ・ 絶縁抵抗測定

8. 仮設工事

- ① 工事用電力、用水については、原則として次による。ただし、施設管理者と協議すること。
・ 既存電力利用(出来る ・ 出来ない)、電力料金(有償 ・ 無償)
・ 既存水利用(出来る ・ 出来ない)、水料金(有償 ・ 無償)
② 工事車両用の駐車場、資材置場及び現場事務所用地については、次による。ただし、施設管理者と協議すること。
・ 同用地は、(図示の場所に ・ 用意していないので業者にて)設けること。
・ 同用地に対する借地借家料を 円見込んでいる。
③ 交通誘導員の配置
交通誘導警備員については、警備業法に基づく警備員とし、図示する場所に ○○ 日間配置すること。
1) 本工事は、警備員等の検定等に関する規則第1条第4号により規定された交通誘導警備業務を行う場所に一級又は二級の検定合格警備員の配置が (義務付けられている ・ 義務付けられていない)
2) 警備員は、延 ○ 人 (昼 ○ 人、夜 ○ 人:うち検定合格警備員 ○ 人)を見込んでいる。
3) 警備業法を遵守するとともに、受注者は交通誘導警備員の配置計画書及び合格証明書の写し等資格要件の確認ができる資料を事前に監督員へ提出すること。
4) 配置された検定合格警備員は、業務に従事している間は合格証明書を携帯し、かつ、監督員等の請求があるときは、これを提示すること。
5) 受注者は、「交通誘導警備員勤務実績報告書」を作成し、勤務実績が確認できる資料(勤務伝票の写し)とともに、1月毎に監督員へ1部提出しなければならない。
④ 足場その他
足場及び作業構台の類を(本工事で設置する ・ 関連工事が定置するものを無償で使用できる)。
・ 外部足場(図示の通)
足場を設置する場合は、原則として「手すり先行工法に関するガイドライン」(標仕2.2.4)の別紙1「手すり先行工法による足場の組み立て等に関する基準」の2の(2) 手すり据置方式 により行うこと。ただし監督員の承諾を得た場合は、(3)手すり先行専用足場方式により行うことができる。
・ 内部足場(図示の通り)

9. 接地工事

接地極の材料は下表による。ただし、これによりがたい場合は、監督員と協議すること。

接地極の種類	記号	接地抵抗値	接地極の材料（寸法mm）
・ 共同接地（A・C・D種）	EA・C・D	10Ω以下	EB（D=14又はW=40）×3連—2組
・ 共同接地（A・B・C・D種）	EA・B・C・D	Ω以下	EB（D=14又はW=40）×3連—2組
・ A種	EA	10Ω以下	EB（D=14又はW=40）×3連—2組
・ B種	EB	Ω以下	EB（D=14又はW=40）×2連—2組
・ C種	EC	10Ω以下	EB（D=14又はW=40）×3連—2組
・ D種	ED	100Ω以下	EB（D=14又はW=40）×1
・ ELCB用	EELCB	Ω以下	EB（D=14又はW=40）×1
・ 雷保護用	ELA	Ω以下	・ EP-0.6×2 ・ EB（D=14又はW=40）× 連— 組
・ 高圧避雷器用	ELH	10Ω以下	EB（D=14又はW=40）×3連—2組
・ 交換機陽極用	Et	10Ω以下	EB（D=14又はW=40）×3連—1組
・ 本配線盤保安装置用	EAt	10Ω以下	EB（D=14又はW=40）×3連—2組
・ 拡声増幅器用	EDt	100Ω以下	EB（D=14又はW=40）×1
・ 各種通信機器用	EDa	100Ω以下	EB（D=14又はW=40）×1
・ 保安器用	ELt	100Ω以下	EB（D=14又はW=40）×1
・ 測定用補助	E0	—	EB（D=14又はW=30）×1

（備考） EBの長さは、D=14の場合は1、500、W=30の場合は900、W=40の場合は1、200とする。

接地極の埋設位置には、屋外灯のポール等で埋設位置が明確な場合を除いて接地極埋設標を設ける。

9. その他共通事項

① 配管工事

- ・ 最上階の天井配管は、原則二重天井内の隠ぺい施工とし、屋上スラブへの埋め込みは行わない。（最上階が二重天井の場合に限る。）
- ・ 長さ1m以上の入線しない電線管には1.2mm以上のビニル被覆鉄線を挿入する。（標仕<2>2.2.9、<2>2.12.4）
- ・ 屋外の防水形プルボックスは、（ステンレス製 ・ 銅板製 ・ 樹脂製）とし、（メラミン焼付塗装 ・ 溶融亜鉛めっき ・ 無塗装）とする。
- ・ 屋外敷設の厚鋼電線管は、めっき付着量が300g/m2のものを使用し、原則塗装不要とする。

② 配線工事

- ・ 高圧ケーブルの種類（EM-高圧架橋ポリエチレンケーブル）は、JCS 4395「6、600V架橋ポリエチレンケーブル（3層押出型）」によるものとする。

③ 塗装工事

- ・ 機械室、隠ぺい部を除く露出する電線管、支持金物、架台等は塗装を行う。
- ・ 屋内、屋外及びピット内の支持金物等のうち、ステンレス製、溶融亜鉛めっき製及び溶融亜鉛めっき(HDZT49)と同等の耐食性能を有する製品は、原則塗装不要とする。

④ 配線器具

- ・ 図面に記載なきフラッシュプレートの材質は、（新金属製）とする。

⑤ 支持金物等

- ・ 屋外及びピット内の支持金物等は、ステンレス製、溶融亜鉛めっき製(HDZT49以上)及び溶融亜鉛めっき(HDZT49)と同等の耐食性能を有する製品の何れかを使用する。

⑥ 用途別表示

- ・ 盤内、幹線プルボックス内、ケーブルラック上の要所、マンホール・ハンドホール内、その他の要所には合成樹脂製、ファイバ製等の表示札等を取付け、回路の種別、行先等を表示する。（標仕 <2>2.2.10、<2>2.12.5）
- ・ なお、屋外において直接外気に触れる場所（盤内、プルボックス内を除く。）及びマンホール・ハンドホール内の表示札等はエッチングプレート等の耐候性を有するものとする。
- ・ カバープレート及びプルボックス蓋にはシール等で用途別表示を行う。なお、屋外部分の表示はエッチングプレート等の耐候性を有するものとする。

⑦ その他

- ・ 分電盤、制御盤、端子盤などの2次側以降の配線で、配線経路、電線太さ、電線本数、管径などは監督員との協議により図面表示と多少相違させてよい。
- ・ 分電盤からの予備配管として、分電盤の予備回路数（スペースを含む）に応じた配管を天井裏まで立上げる。
- ・ 改修又は増設工事等において既設配線との接続が本工事に含まれる場合は、工事着手前及び工事完了後に既設配線の絶縁抵抗を測定する。

機器取付高さ

次表を標準とする。ただし、天井高がFL+3,000以上の場合及び機器の使用に支障がある場合は、監督員と協議する。

名 称	測点	取付高(mm)	備 考
【電力共通】			
積算計器	地上～窓中心	1,800～2,000	
引込開閉器	床上～中心	1,800～2,200	
【電灯】			
分電盤	床上～中心	1,500	上端1,900以下とする
スイッチ	床上～中心	1,300	
コンセント (一般)	床上～中心	300	
〃 (和室)	床上～中心	150	
〃 (台上)	台上～中心	150	
〃 (土間)	床上～中心	800～1,300	
〃 (車椅子用)	床上～中心	900	
ブラケット (一般)	床上～中心	2,100～2,300	
〃 (読場)	床上～中心	2,000～2,600	
〃 (鏡上)	鏡上端～中心	150	
多機能便所スイッチ	床上～中心	1,100	
【動力】			
壁掛形制御盤	床上～中心	1,500	上端1,900以下とする
手元開閉器	床上～中心	1,500	
制御用スイッチ	床上～中心	1,300	
【構内交換・構内情報通信網】			
端子盤	床上～下端	300	
保安器箱	天井下～上端	200	
壁付アウトレット (一般)	床上～中心	300	
〃 (和室)	床上～中心	150	
【電気時計】			
壁掛形観時計	床上～中心	1,500	上端1,900以下とする
子時計	床上～中心	天井高×0.9	
【拡声】			
壁掛形スピーカ	床上～中心	天井高×0.9	
壁付アツテネータ	床上～中心	1,300	
【情報表示】			
情報表示盤	床上～中心	天井高×0.9	
壁付発信器	床上～中心	1,300	
ベル・ブザー・チャイム	床上～中心	2,300	
受付押しボタン (一般)	床上～中心	1,300	
電源箱	床上～下端	300	
【誘導支援・呼出】			
壁付インターホン (一般)	床上～中心	1,300	
〃 (外部受付)	床上～中心	標準図による	
〃 (モニタ付)	床上～中心	1,400	
〃 (カメラ付)	床上～中心	1,100～1,400	
壁付位置ボックス (一般)	床上～中心	300	
〃 (和室)	床上～中心	150	
呼出ボタン (多機能便所)		900(400)	(400)は床に転倒した場合を考慮した取付高を示す
【テレビ共同受信】			
機器収容箱	天井下～上端	200	
直列ユニット (一般)	床上～中心	300	
〃 (和室)	床上～中心	150	
【火災報知】			
受信機・副受信機	床上～中心	1500	
機器収容箱	床上～中心	800～1,500	
発信器	床上～中心	800～1,500	
警報ベル	天井下～上端	200	
表示灯	天井下～上端	200	
【ガス漏れ検知】			
ガス漏れ中継器	天井下～中心	300	
検知器 (都市ガス)	天井下～下端	300	
〃 (LPガス)	床上～下端	300	

照明器具姿図

(注 非常照明器具の配置表は器具選定における参考とする)

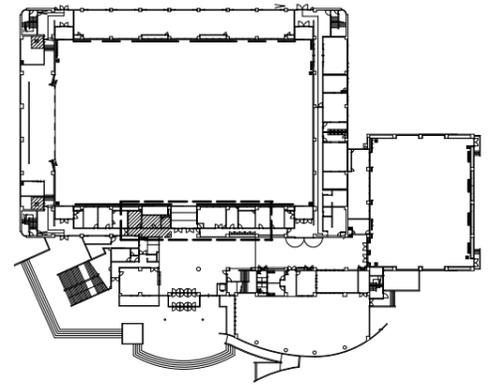
<A1>	埋込40型LED灯 下面開放型 (W=100)	<A21>	埋込20型LED灯 下面開放型 (W=100)	<D1>	LED*カンライト																				
	昼光色 3200lm		昼光色 1600lm		LRS1-22																				
																									
<D2>	センサー付 LED*カンライト(IL60W形)	<a>	LED非常灯(電池別置形)																						
			K0-LRS11-D10																						
																									
消灯お知らせ機能付 点灯照度・点灯保持時間調整機能付		<table border="1"> <thead> <tr> <th>器具取付高さ</th> <th>2.1m</th> <th>2.4m</th> <th>2.6m</th> <th>3.0m</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>単体配置</td> <td>A 1 5.0</td> <td>5.1</td> <td>5.2</td> <td>5.2</td> </tr> <tr> <td>直線配置</td> <td>A 2 12.1</td> <td>12.9</td> <td>13.3</td> <td>13.9</td> </tr> <tr> <td>四角配置</td> <td>A 4 16.1</td> <td>16.9</td> <td>17.4</td> <td>17.3</td> </tr> </tbody> </table>		器具取付高さ	2.1m	2.4m	2.6m	3.0m	単体配置	A 1 5.0	5.1	5.2	5.2	直線配置	A 2 12.1	12.9	13.3	13.9	四角配置	A 4 16.1	16.9	17.4	17.3		
器具取付高さ	2.1m	2.4m	2.6m	3.0m																					
単体配置	A 1 5.0	5.1	5.2	5.2																					
直線配置	A 2 12.1	12.9	13.3	13.9																					
四角配置	A 4 16.1	16.9	17.4	17.3																					

女子トイレ(1-1)	
<A41>	1
<D1>	1
<D2>	3
<a>	1

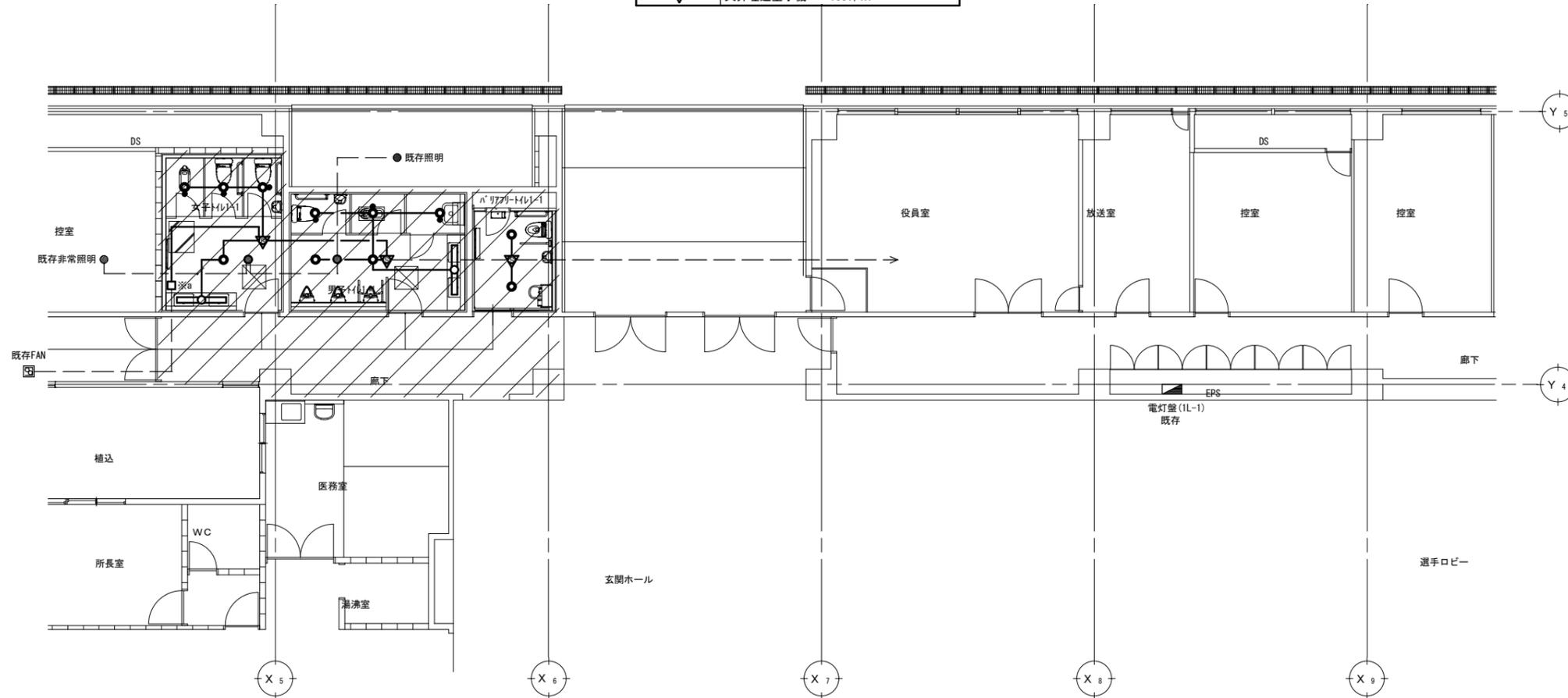
男子トイレ(1-1)	
<A41>	1
<D1>	2
<D2>	3
<a>	1

n'リフトトイレ(1-1)	
<D1>	2

配線・配管	
—	EM-EFF2.0mm-2C 隠蔽
- -	既存配線配管流用
センサースイッチ	
▽	天井埋込型親機 100V, 8A
▽	天井埋込型子機 100V, 1A



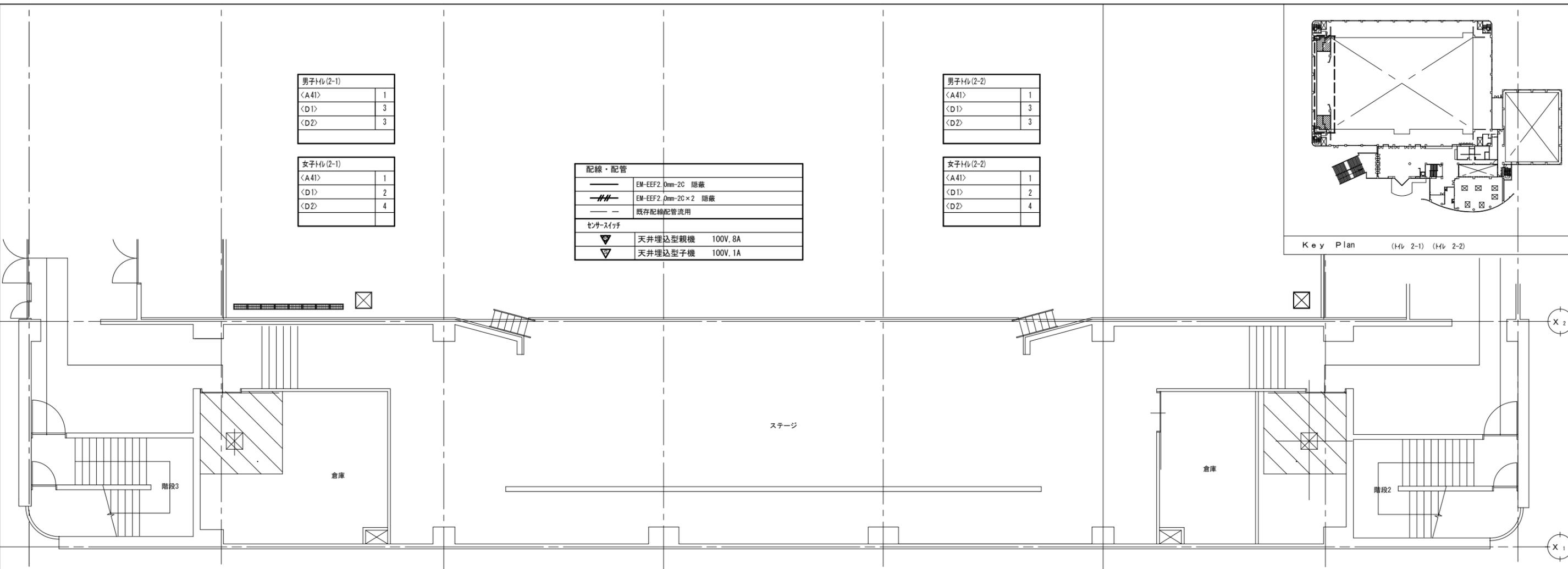
Key Plan (1/1)



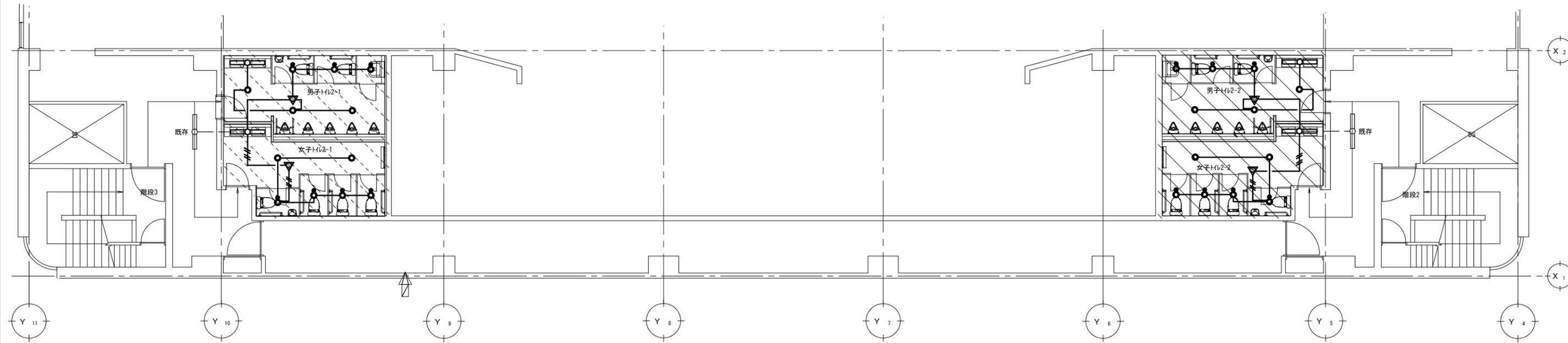
1階平面図 1/100

※a 既存換気扇送り配線に接続

徳島県土整備部営繕課	工事名	R8 営繕 鳴門総合運動公園 鳴・撫養 体育館トイレ改修工事建築(2) (着手日指定型)	図面番号	E-02	株式会社 岡島建築事務所 1級建築士登録 第344068号 瀬尾 卓 芳
	図面名	電灯設備 (改修後) トイレ (1-1) 平面図	縮尺	A2: 1/100 A3: 1/141	



1階平面図 1/100



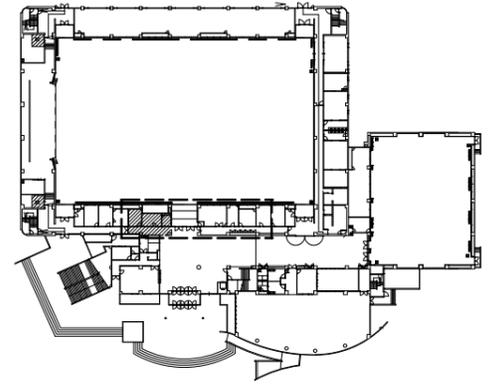
2階平面図 1/100

徳島県土整備部営繕課	工事名	R8 営繕 鳴門総合運動公園 鳴・撫養 体育館トイレ改修工事建築(2) (着手日指定型)	図面番号	E-03	株式会社 岡島建築事務所 1級建築士登録 第344068号 瀬尾 卓芳
	図面名	電灯設備(改修後) トイレ(2-1) (2-2) 平面図	縮尺	A2:1/100 A3:1/141	

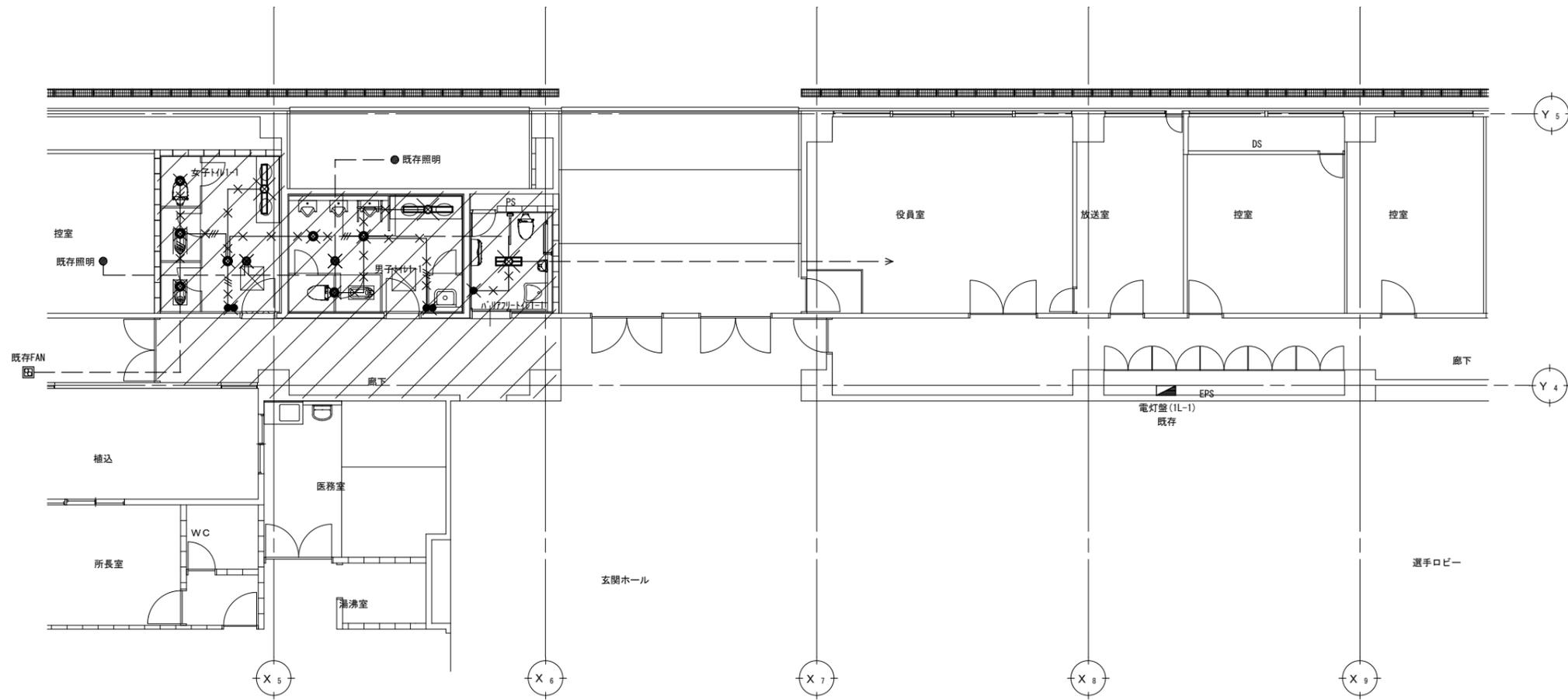
室名	記号	仕様	取外し	数量
パブリックトイレ1-1		照明器具(LED) 下面開放型20Wタイプ	取外し ※1	1
		埋込スイッチ 片切×1	撤去	1
男子トイレ1-1		照明器具(IL) ダウンライト	撤去	3
		照明器具(FL) 直付40W-1	撤去	1
		照明器具(IL) ダウンライト(電池別置非常照明)	撤去	1
		埋込スイッチ 片切×2	撤去	1
女子トイレ1-1		照明器具(FL) 直付40W-1	撤去	1
		照明器具(IL) ダウンライト	撤去	4
		照明器具(IL) ダウンライト(電池別置非常照明)	撤去	1
		埋込スイッチ 片切×2	撤去	1

※1 取外し照明器具(LED灯)については取外し後施設に引渡しする

配線・配管		配線配管は可能な範囲で撤去のこと	
	1V2.0mm x 2(19) 隠蔽	撤去	
	1V2.0mm x 3(19) 隠蔽	撤去	
	既存配線配管そのまま	流用	



Key Plan (H/L 1-1)



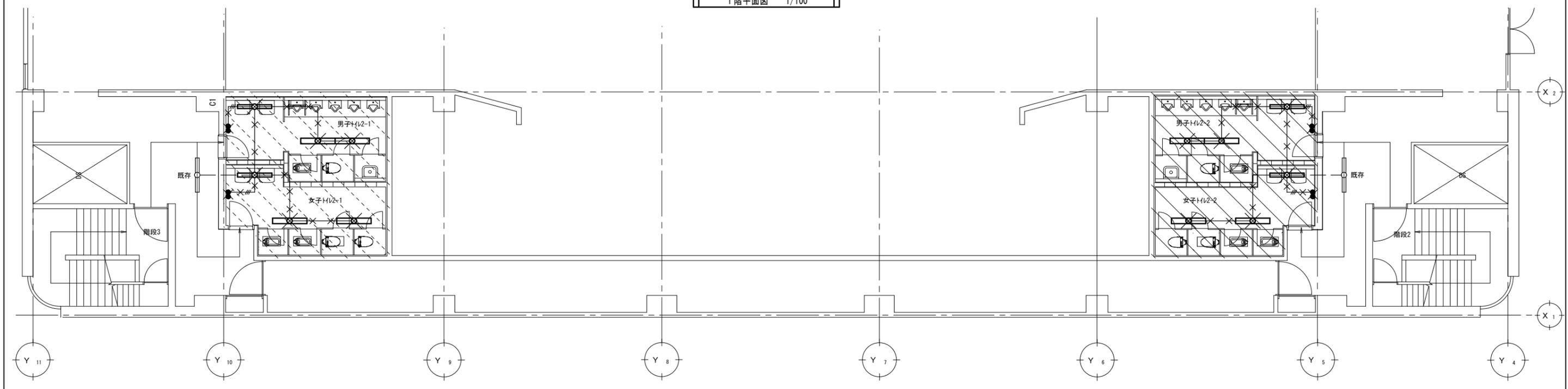
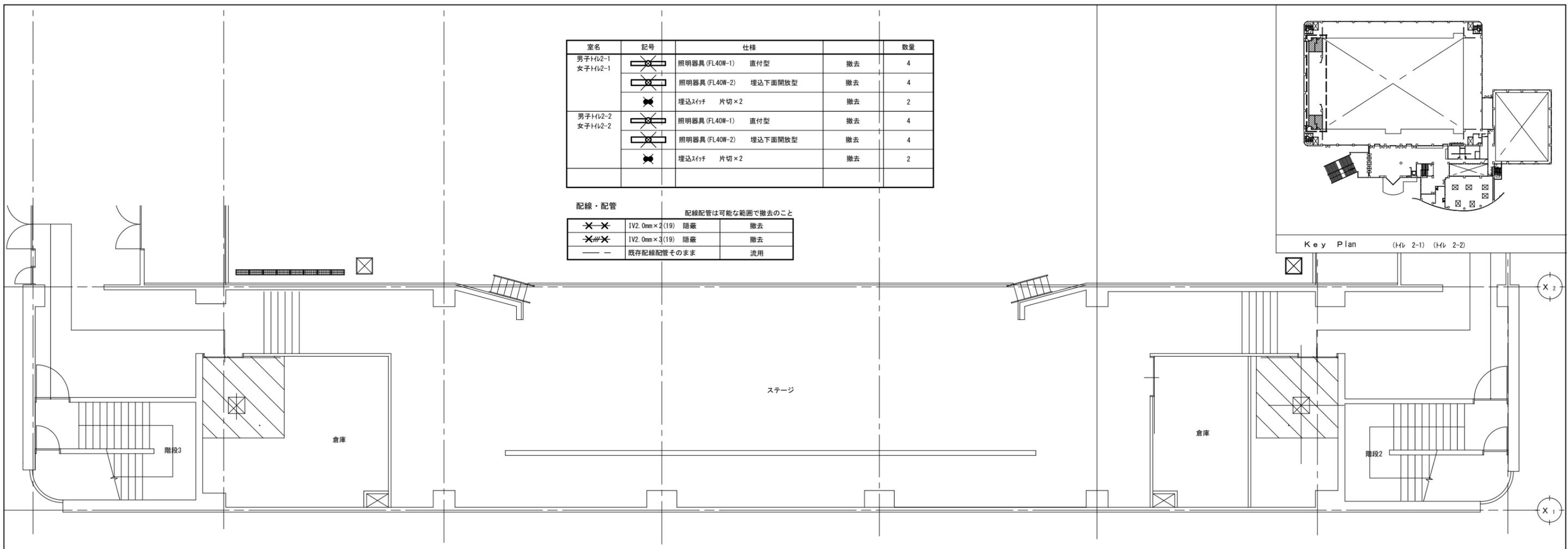
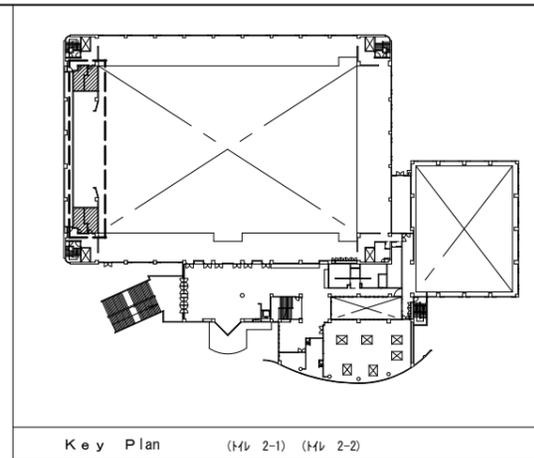
1階平面図 1/100

徳島県県土整備部営繕課	工事名	R8営繕 鳴門総合運動公園 鳴・撫養 体育館トイレ改修工事建築(2)(着手日指定型)	図面番号	E-04	株式会社 岡島建築事務所 1級建築士登録 第344068号 瀬尾 卓芳
	図面名	電灯設備(改修前) トイレ(1-1) 平面図	縮尺	A2:1/100 A3:1/141	

室名	記号	仕様	撤去	数量
男子トイレ2-1 女子トイレ2-1		照明器具 (FL40W-1) 直付型	撤去	4
		照明器具 (FL40W-2) 埋込下面開放型	撤去	4
		埋込スイッチ 片切×2	撤去	2
男子トイレ2-2 女子トイレ2-2		照明器具 (FL40W-1) 直付型	撤去	4
		照明器具 (FL40W-2) 埋込下面開放型	撤去	4
		埋込スイッチ 片切×2	撤去	2

配線・配管 配線配管は可能な範囲で撤去のこと

	1V2.0mm×2(19) 隠蔽	撤去
	1V2.0mm×3(19) 隠蔽	撤去
	既存配線配管そのまま	流用

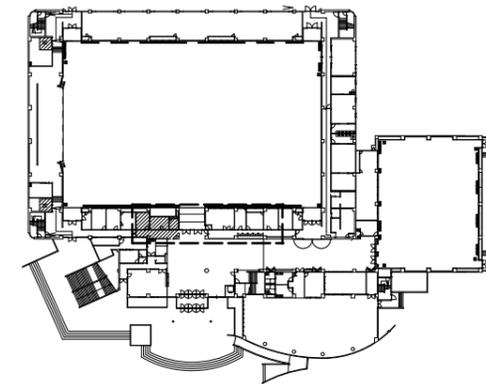
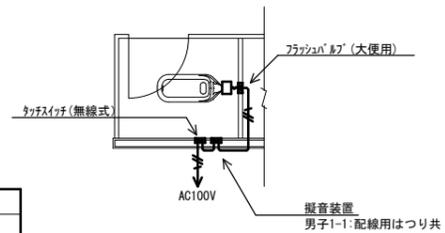


室名	記号	仕様	数量
男子トイレ-1	● 2	埋込コンセント 125V15Aタイプ	1
	● ET (P)	ハネはめ込みコンセント 125V15A×1 ET付 加付-共	1
	□	位置マーク(各室共通)	
ハゲアイトイレ-1	■	トイレ呼出用押釦	1
	● ET	埋込コンセント 125V15A×1 ET付 新金属プレート	2
女子トイレ-1	● 2	埋込コンセント 125V15Aタイプ	1
	● ET	埋込コンセント 125V15A×1 ET付 新金属プレート	2

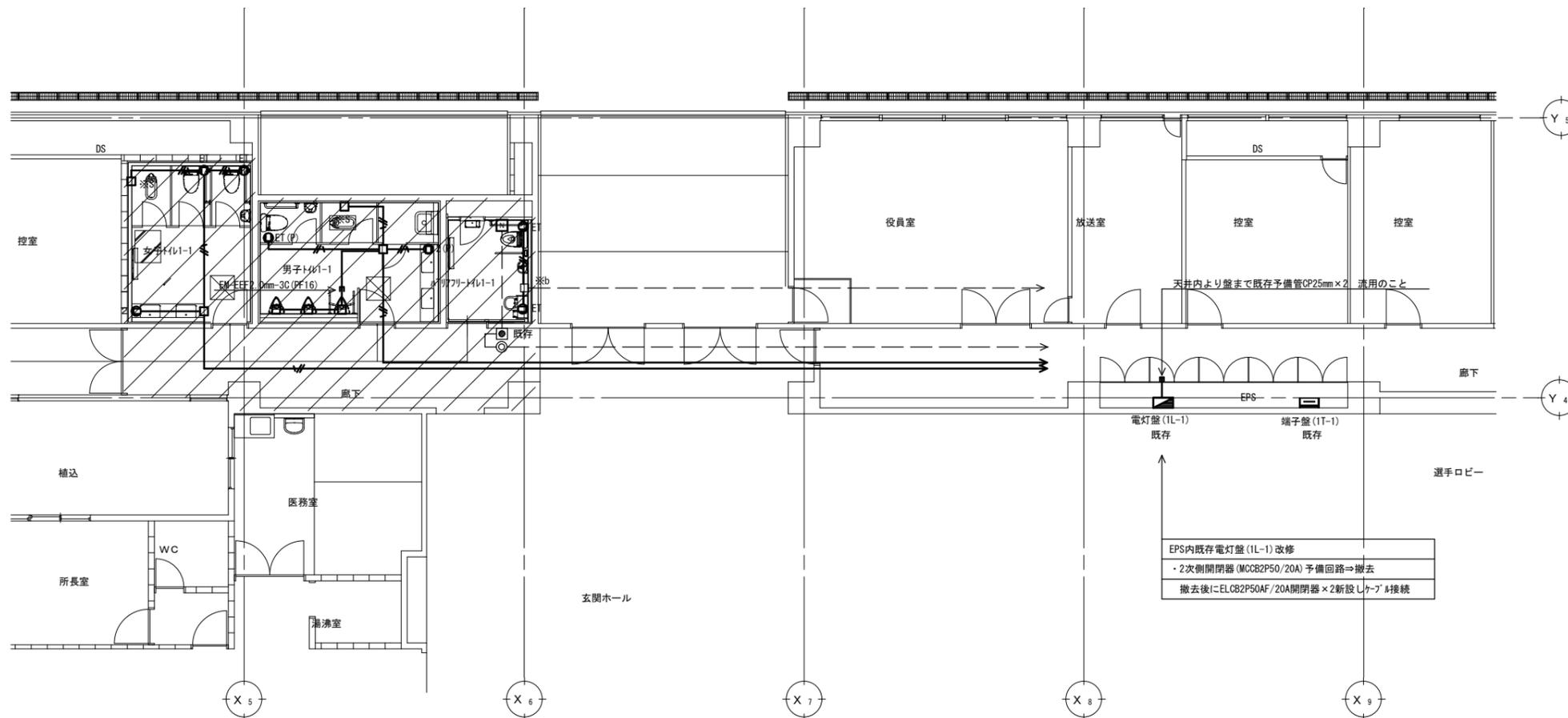
配線・配管

	EM-EEF2.0mm-2C 隠蔽	新設
	EM-EEF2.0mm-3C 隠蔽	新設
	既存配線配管そのまま	流用

※b 既存電源回路に接続



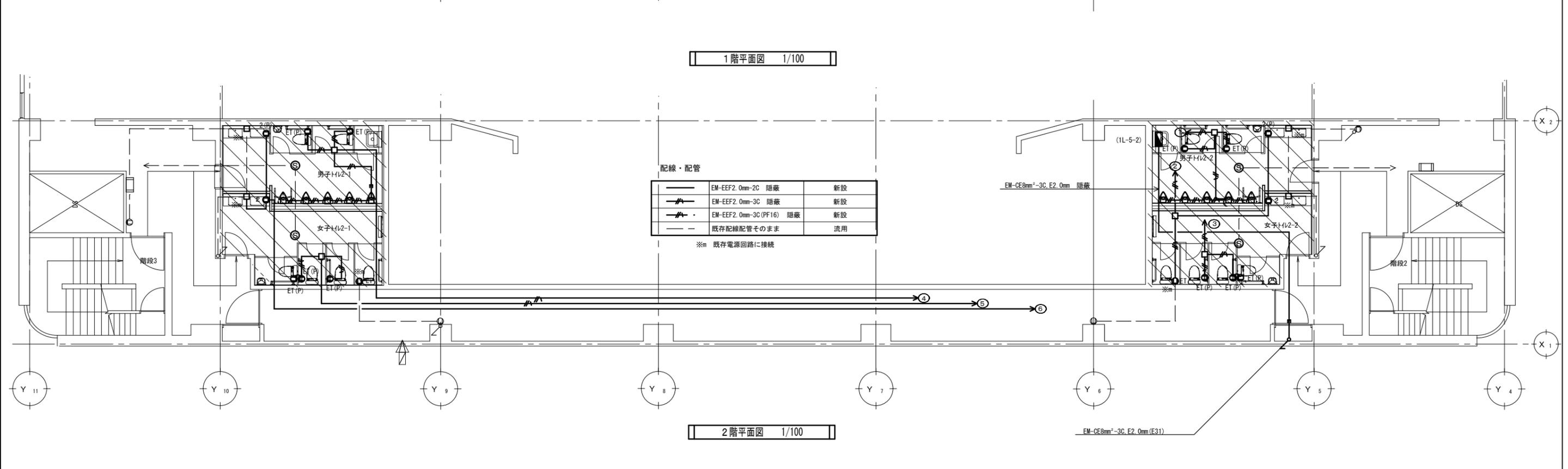
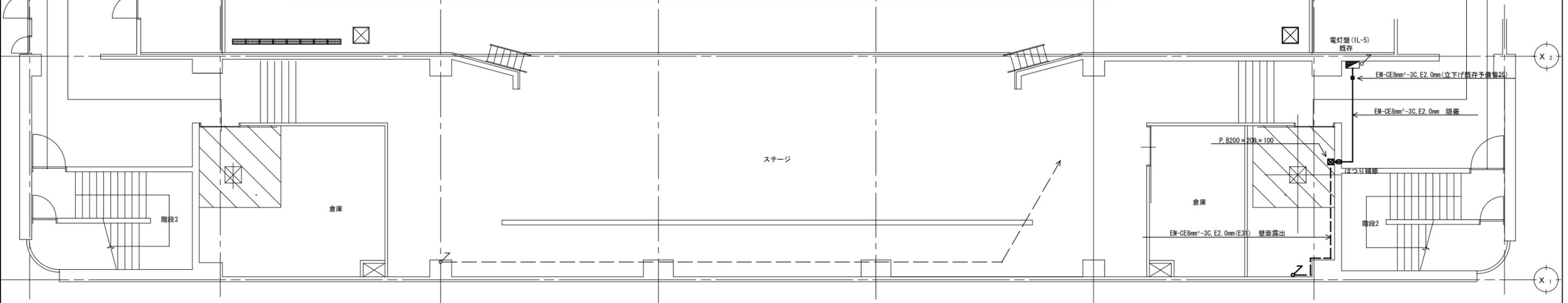
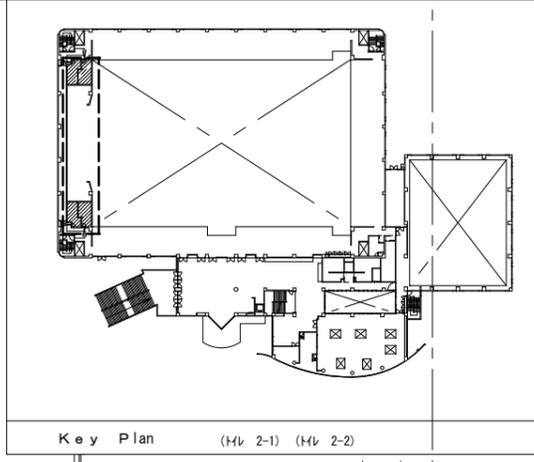
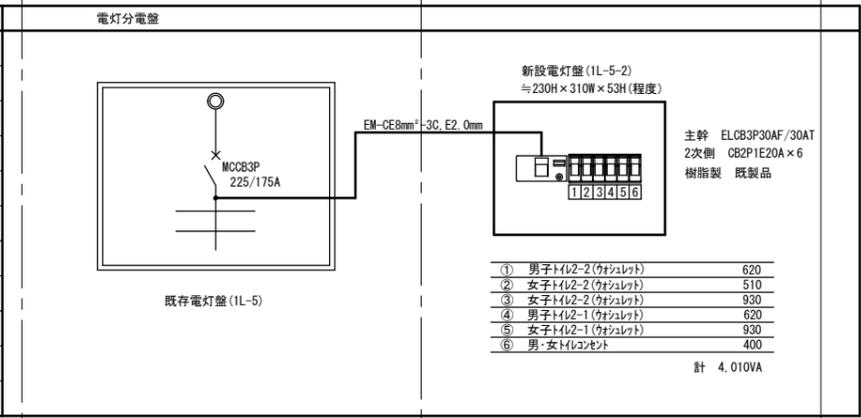
Key Plan (H/L 1-1)



EPS内既存電灯(1L-1)改修
 ・2次側開閉器(MCCB2P50/20A)予備回路⇒撤去
 撤去後にELCB2P50AF/20A開閉器×2新設シケージング接続

1階平面図 1/100

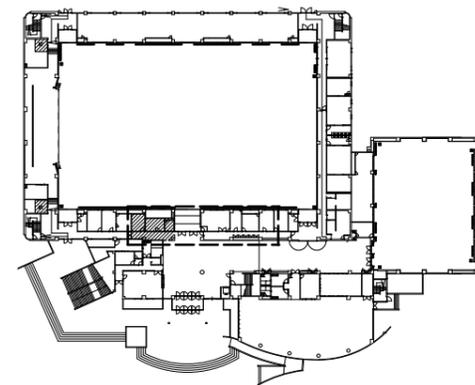
室名	記号	仕様	数量
男子トイレ2-1 女子トイレ2-1	● 2	埋込コンセント 125V15A*ア♂	1
	● ET	埋込コンセント 125V15A×1 ET付 新金属プレート	1
	● ET (P)	ハネはめ込みコンセント 125V15A×1 ET付 カバー共	5
	● 2 (P)	ハネはめ込みコンセント 125V15A×2 カバー共	1
	Ⓢ	煙感知器 3種露出型 (既存再取付)	2
	□	位置マーク (各室共通)	
男子トイレ2-2 女子トイレ2-2	● 2	埋込コンセント 125V15A*ア♂	1
	● ET	埋込コンセント 125V15A×1 ET付 新金属プレート	1
	● ET (P)	ハネはめ込みコンセント 125V15A×1 ET付 カバー共	5
	● 2 (P)	ハネはめ込みコンセント 125V15A×2 カバー共	1
	Ⓢ	煙感知器 3種露出型 (既存再取付)	2



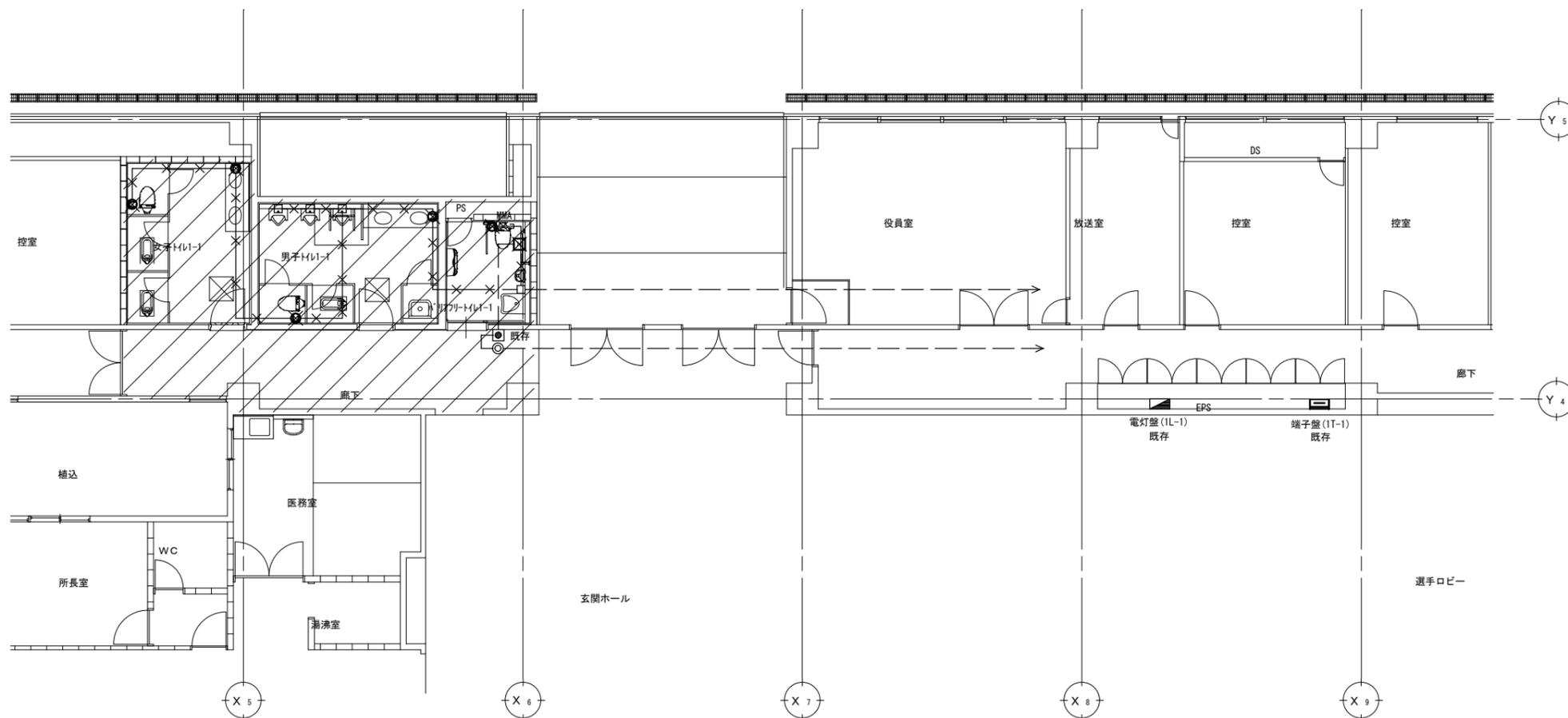
室名	記号	仕様	数量
男子トイレ-1	☒	埋込コンセント 125V15Aφ75mm	撤去 2
女子トイレ-1	☒	埋込コンセント 125V15Aφ75mm	撤去 2
バリアフリートイレ-1	☒	埋込コンセント 125V15Aφ75mm(MMAスイッチボックス)	撤去 1
	☒	トイレ呼出用押印	撤去 1

配線・配管 配線配管は可能な範囲で撤去のこと

✕✕	1V2.0mm×2(19) 隠蔽	撤去
---	既存配線配管そのまま	流用



Key Plan (M/L 1-1)



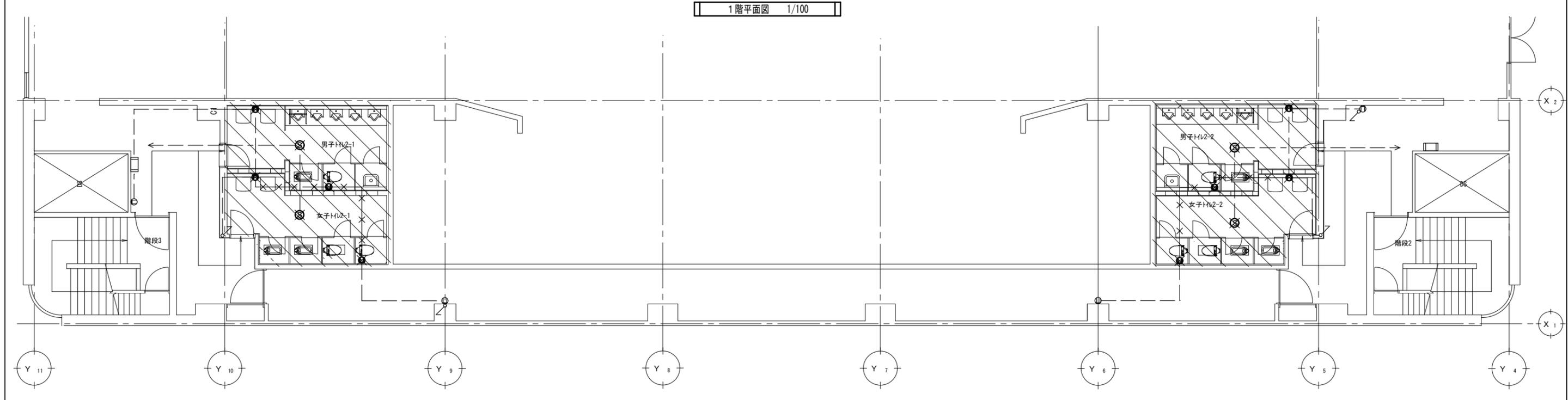
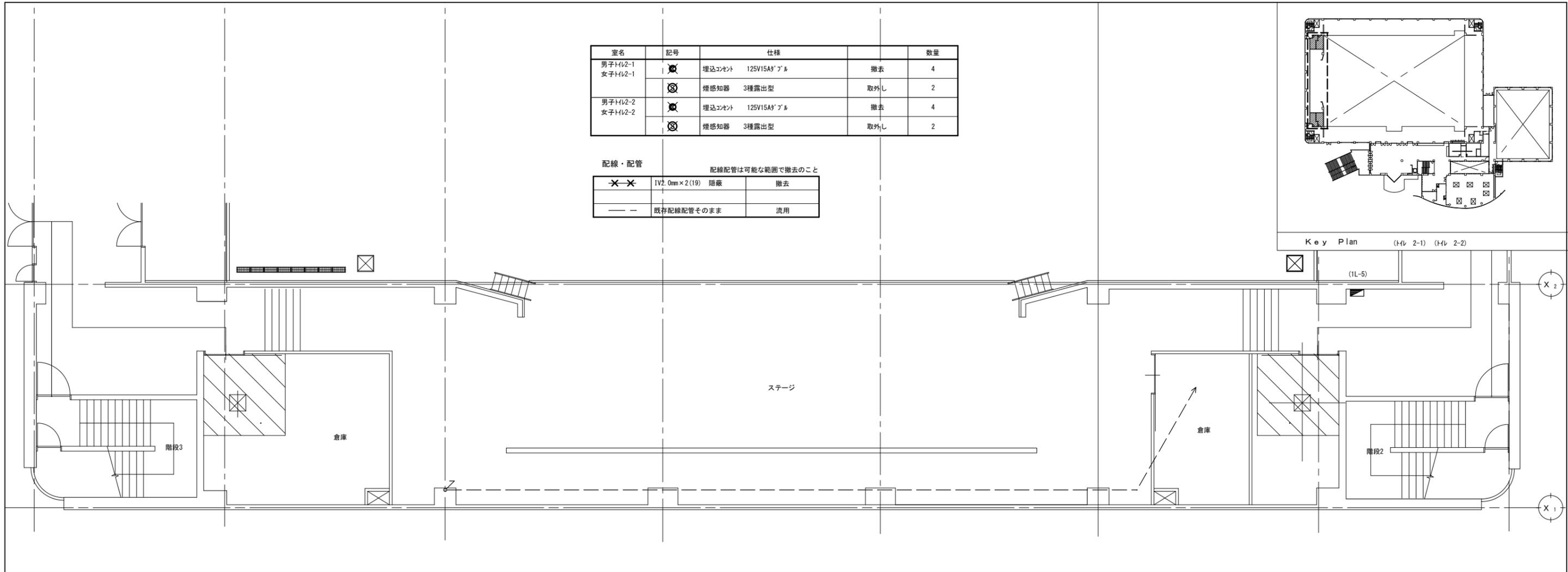
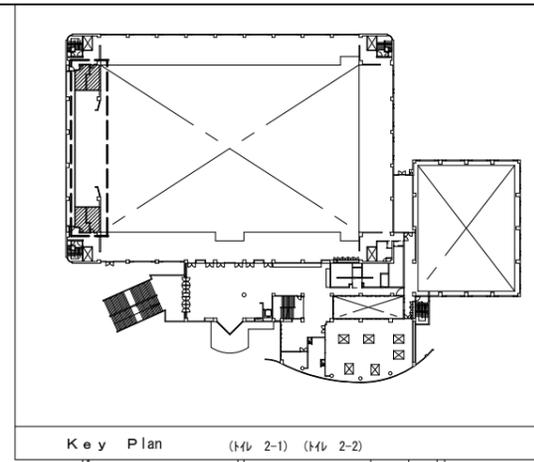
1階平面図 1/100

徳島県土整備部営繕課	工事名 R8営繕 鳴門総合運動公園 鳴・撫養 体育館トイレ改修工事建築(2)(着手日指定型)	図面番号 E-08	株式会社 岡島建築事務所
	図面名 コンセント・弱電設備(改修前) トイレ(1-1)平面図	縮尺 A2:1/100 A3:1/141	1級建築士登録 第344068号 瀬尾 卓芳

室名	記号	仕様	数量
男子トイレ2-1	⊗	埋込コンセント 125V15A ⁺ ﾌﾞﾙ	撤去 4
女子トイレ2-1		煙感知器 3種露出型	取外し 2
男子トイレ2-2	⊗	埋込コンセント 125V15A ⁺ ﾌﾞﾙ	撤去 4
女子トイレ2-2		煙感知器 3種露出型	取外し 2

配線・配管 配線配管は可能な範囲で撤去のこと

⊗	IV2.0mm×2(19) 隠蔽	撤去
—	既存配線配管そのまま	流用



徳島県土整備部営繕課	工事名	R8営繕 鳴門総合運動公園 鳴・撫養 体育館トイレ改修工事建築(2)(着手日指定型)	図面番号	E-09	株式会社 岡島建築事務所 1級建築士登録 第344068号 瀬尾 卓芳
	図面名	コンセント・弱電設備(改修前) トイレ(2-1)(2-2)平面図	縮尺	A2:1/100 A3:1/141	